むるかといへる、前言を證明するに足れりだ。

夫婦喧嘩から家出するものは危險

たゞし夫婦喧嘩は、一時的にして、早く仲直りのするものであることは、前に述べた如くであるけれども、その前に家出するものは、それ切り行く衛不明となつて、取り返しの附かなくなることがある。

反抗的態度の家出と自殺

併し單純なる叱責、例へば親に叱られたとか、夫に立腹られたとか、さういふ場合ひの家出のときは、時が過ぎると、大抵は歸つて來るけれども、反抗的態度に出たものは、容易に歸つて來ないで、自殺するものもある。家出と自殺とは相伴ふもので、密接の關係があるから、注意しなければならぬ。

自殺は反抗の一種

第四項　自　殺

妻の夫に對する反抗的態度の第四は、自殺である。自殺とは、自由意思をもつて、自己の生命を失ふことの謂ひで、それが反抗になるといふのも、可笑いが、夫婦喧嘩、或ひは嫉妬等から、死んで見せると思ふ瞬間、剃刀を握つたり、表に飛び出したりするもの、多いのが、此の種の常態である。

自殺の心理——弱き女の特性——最後に發する捨て言葉

喧嘩の原因は、些細であつても、波瀾は大きいので、如何なることからでも、喧嘩になると、直ぐに夫は、妻の無能を笑ひ、其の愚を嘲弄慢侮するやうになる。之れと同樣に、妻も夫の無情冷酷を憎み、怨むやうになり、果てはかつとなつて自殺を企つるに至るのである。中には、狂言自殺もあるが、動もすれば、死んで見せる、即ち死んで怨みを晴らし、て遣るといふのが、女の特性で、此の言葉は、弱き女の、最後に歸着するところの、捨て言葉である。

男の心を捕へる女の捨て言葉

面白いことは、弱い女の此の捨て言葉が、相手の男に、頗る強く響くことである。語を換へて之れを言へば、女の死んで見せるといふ怨みの言葉が、男の胸に、矢を射拔かれたるが如く感じて、喧嘩をしながら、心配になつて來る。それがために男は、喧嘩には勝つても、心には負けて、降參せざるを得なくなることが多い。

狂言自殺

前に、狂言自殺のことを一言したが、これは右の心理を應用したもので、敵を威嚇する

手段であるが、併し幾度も〳〵も、同じことを繰り返すときは、效き目がなくなる。何となれば、敵に計略をさとられて、其の手に乘らなくなるからである。ところが亦、女の方では、それが口惜しくてたまらず、狂言が眞になつて、本統に自殺することもある。此れ等の心理は、極めて機微の間に變化するので、よく〳〵注意しなければならぬ。

自殺の研究は、社會政策にたづさはるものは勿論、心理學、法醫學等の上から見て、必要であるが、夫婦喧嘩即ちそれ等の、反抗的態度に關する以外の問題は、こゝでは省くことにする。併し此の狹小な範圍に於いても、自殺の原因や、動機や、方法や、性別等に就いては、觀察すべき點が少なくない。

先づ原因から言ふと、自殺の原因は、殆んどみな病的現象で、歸するところは、精神障害の結果であるといふ醫家の說に從つて、予は此れ以上のことは言はぬが、動機には種々ある。其の主なるものは、

一　嫉妬に因るもの、

二　怨恨に因るもの、

三　前途の悲觀に因るもの、

等であるが、夫婦關係から起こる自殺は、すべてみな、報復的に出づるものと看て、誤りがない。

嫉妬心は、男にも女にもあるが、孰れかといへば女に多い。これは女は、受動的であるのと、男の保護を受くるとの、關係の然らしむるところで、戀に失敗したり、愛を奪はれたりすると、忽ち嫉妬心を燃やして、相手を呪ふやうになる。例へば夫が、愛妾を置いたり、或ひは藝娼妓に馴染んで、妻を疏外するときの如きで、それが極端に亢奮すると、殺人、傷害若しくは、放火などを、敢てするやうになるが、意思の弱いものは、自殺して報復、即ち思ひ知らしてやらんといふやうになる。故に嫉妬の結果は、犯罪か自殺かの兩端に跨つて、行きつまると、孰れかに傾いて了うので、嫉妬の恐るべく、非常に危險であることは、言ふまでもない。

怨恨に因るもの

次に怨恨に因るものも、嫉妬の原因と同じく、夫の無情、冷酷を怨むときに、起こるのである。矢張り犯罪者となるか、然らざれば自殺して果つるかの二つで、男の場合ひは、犯罪者となり、女の場合ひは、自殺に終はることが多い。これが殆んど、一定して居るといふのは、男は強く、女は弱いからである。

前途の悲観に因るもの

それから前途の悲観に由るものは、夫に見捨てられたり、或ひは虐待されたりして、前途が暗く、望みが無くなつた際などに、起こるものである。特に女をして、前途の悲観をより大ならしむるものは、離婚で、女は離婚話しが持ち上ると、身を切らるゝよりも辛らく、思ひ詰めて、遂ひ自殺することが多い。

自殺と犯罪との關係

斯様に自殺と犯罪とは、相互の關係があつて、それが男女に依つて、趣きを異にすることは面白い。即ち男は窮境に陷つて、他に発る、道がなくなると、心機一轉とでも謂ひやうか、敢然として犯罪者となるが、女は多く自殺して果てる。之れを要するに、自殺に行かないものは犯罪、犯罪を厭ふものは自殺といふことになる。而して犯罪は強いもの、篤

すところ、自殺は弱いもの、趣くところと看て、大なる誤りがない。

ところが女は、貞操を犠牲にすれば、方向を轉じて、発る、ことが幾らも出來るので、夫に虐げられたり、或ひは離されたりすると、自暴自棄になつて却つて多くの異性を弄するやうにもなる。賣笑婦になつて、怪腕を振ふものに、人妻の成れの果てなどのあるのは、慥ういふ譯である。特に大膽なものになると、まだ夫と同棲中に、夫への報復に、他の異性と情交を通じて、夫に恥辱を與へるものもある。此のことは、次項に述ぶる。

此の外、自殺に就いて、言ふべきことが澤山にある。其の一は自殺の場所で、故意と夫の面前で、行ふものもあるが、併し夫は、之れを見殺しにする譯はなく、直ぐに引き止めるから、いくら自殺しやうとしても、目的を達することが出來ない。それで大抵は、家を出てからにするが、それも家を出て、直ぐだと、發見せられて、死ぬことが出來ない。例へば裏口から駈け出して、井戸に飛び込むとか、鐵道線路に横はるとかの類で、夫に跡を踵けらるるに決つて居る。併しまた夫も、反抗的に死なば死ねと、放棄つて置くと、それ

自殺の順序

なり死んで了うことになる。

さういふ譯で、自殺の順序といふのも可笑いが、自殺は、夫婦喧嘩から家出で、徘徊といふ順序となる。徘徊は即ち死に場探がしで、適當の場所が見當たらないと、死に難いものといふことである。といふのは、人の目に着くと、邪魔になるし、川や池でも、淺くては死に切れないからである。又、自殺の方法に就いても、同樣であつて、又物に依るか、藥物に依るか、それとも轢死、縊死、水死等種々あるが、其の中孰れか一つを選び出すのも、自殺心理の一端と看られて居る。

自殺の研究と其の必要

それで恁ういふことを調べて、自殺の研究に資することが、社會學的にも、又は法醫學的にも、極めて必要である。何となれば此の自殺研究に依つて、貴き人命を救ひ、又、之れを豫防することを得るならば、どれだけ幸福を、人生に齎らすことになるか、知れないからである。此の點は、恰かも醫術が、人を助けると等しく、其の効果に軒輊がないと思ふ。

斯くの如く一般に、自殺の研究は、社會政策の上から觀て、甚だ必要であるが、こゝでは、夫婦關係から起こる自殺を主とするので、他のことは言はぬ。ところで此の自殺は、女許りでなく、時としては男なることもある。

夫婦喧嘩に自殺の伴ふ心理

何ういふ譯で、夫婦喧嘩に自殺が伴ふかといふに、これは極めて、淺墓な考へから起こるのである。即ち自分が死んだならば、さぞ夫が困るであらう。後悔するであらうといふ心から、寧そ死んで、困らしてやらう、腹癒せをして遣らうといふ氣になる。死んで怨みが晴らせるか、腹癒せが出來るか、そんなことは判明らないが、亢奮の餘り、さういふ心になつて、一時に自殺を計るのである。

自殺の瞬間

相手を困らすために、自分の生命を失ふとまで、決心するのは、よく〳〵のことのやうに思はるゝが、併し此の決心は、十分に考慮した上のことでなく、僅かに嚇つとなつて、前後の考へなく、たゞ口惜しい一點張りで、殆んど無意識に出るのである。故に自殺の瞬間には、前に言へる如く、死んで思ひ知らせるといふ心が、閃めくだけである。

妻の自殺に對する夫の心理

恐ろしき男と優しき女

ところが相手（夫）の心は、さうでない。死なば死ね、あとに候補者は、幾らもあると平氣なものである。實際男には、冷淡酷薄なものが多く、妻の自殺を見て、却つて愚と罵り、狂と譏るものさへある。恁うなると女は可愛想に、其の自殺が、何の役にも立たなくなる。特に情婦との關係で、本妻を邪魔にするものゝ如きは、其の自殺を好機として、情婦を本妻に直すものもある。これなどは全く、敵の術中に陷つたもので、怨みは綿々盡きないであらう。中にはまた、本妻を自滅させるやうに仕向けて、殺人の罪を、免れんとするものもある。

恐ろしきは男の野獸性である。兇惡性である。一々さうだといふではないけれども。妻を冷待したり、虐げたりする夫には、恁うした種のものが多い。それに比べると、女は流石に優しく、喧嘩の下から、夫の身を案じて、自殺でもされてはと、思ひ直すこともある。それだもの、若し本統に自殺されたら、果して何うであらう。氣が遠くなるほど驚いて、爲すところを知らず、果ては悲歎に暮れて、先きの喧嘩は何處へやら、夢の如く消えて了

死の道つれと——その殺人——自殺的殺人——其の男に於ける心理

其の女に於ける心理

無理情死——合意的情死との區別

うであらう。これはすべての女心である。

尙、自殺には、死の道連れとしての殺人、即ち自殺的殺人行爲なるものがある。これも男女に依つて異なり、男の自殺には、關係のある女を道づれとし、女の場合ひにては、無心の子供を、つれて行くことが多い。此の行爲は、男女の性格を物語るもので、男は其の妻なり、情婦なりに別かれて、獨り死に行くのは、心淋しくもあり、のこり惜しくもあつて、いつそと道づれにするのである。

然るに女の方はさうでない。可愛い子供を殘して行くと、あとで甚麼に憂き目に、逢はされるか知れぬ。でなくとも賴りなくなつて、嘸ぞ困るであらう。親に別かれて、無情の人に虐げらるゝのは、可哀想でならないから、あとに心を殘さないやうにと、一思ひに殺して了うのである。

男の自殺に、無理情死の多くあるのは、如上の心理から來て居るが、此の無理情死は、即ち自殺的殺人で、合意的情死とは、根底から異なる。合意的情死のことは、前に述べた

如くで、戀愛關係から來るのである。

序でだから、茲に殺人的自殺を說いて、參考としやう。殺人的自殺とは、殺人が目的で、自殺が之れに伴ふものである。これは人を殺せば、自分も殺されるといふ犯罪觀念から、餘儀なく自殺するものであつて、自殺的殺人の如く、自殺が目的でない。それで若し機會が宜ければ、自殺せずに、逃け隱れするやうになる。まことに殺人犯は、恁ういふ種類のもので、犯罪學又は法醫學上、必要な問題である。之れに關しては、材料多く、實例も乏しくないが、問題が違ふので略すが、他日機會あらば、十分に述べて見たいと思ふ。

第五項　離婚要求——妻より提起する離婚訴訟

夫に對する妻の反抗的態度の第五は、別居又は離婚の要求である。別居とは夫と同棲すべき義務ある妻が、夫の暴虐若しくは其の冷待を避くるために、居を異にすることで、昔はよくあつたものである。例へば別莊に籠るとか、宿屋住ひをするとかの類で、夫に斷然と、其の妻を去ることの出來ない事情があるか、或ひは何かの弱味があるといふやうな場

合ひに、恁ういふことが行はれたのである。

けれども夫婦の別居は、離婚の第一步であつて、夫婦の間を疏隔し、次いで破壞に導く恐れがあるので、夫婦の別居は、婚姻の本趣たる同棲に反するものとしてある以上、無理解なる別居は、之れをもつて離婚訴訟の理由とすることを得るのである。たゞ世間に別居せるもの、あるのは、夫の承認になつたもので、縱合ひ合意にしろ、それは事實上の離婚といふを妨げない。何となればそれからして、實際に夫婦は關係を絕つて、再び舊の如くならなくなるからである。

歷史に見える妻の別居にかゝる例は、次ぎに讓り、茲には別居の一步進んだ離婚に就いて、一言しやうと思ふ。これは夫の無理暴虐から、妻を侮辱したり、愚弄したり、或ひは放棄して顧みなかつたり、或ひは姦通罪を犯して、刑に處せられたといふやうな場合ひ、即ち妻としての待遇を、與へなかつたときに、妻から公然と訴へ出て、離婚を要求することをいふのである。これ妻として、全く止むを得ざる態度に出づるもので、法律上明かに

之れを指定して居るのは、妻の權利を尊重するためで、此の權利は夫と雖も、猥りに妨害することを得ないのである。

日本の離婚に關し男の橫暴

けれども日本では、妻を奴隷扱ひにした古來の習慣で、妻が夫の家に、居たまらないといふ場合ひにも、妻から夫を訴へ出ることは、極めて少なく、大抵は實家へ逃げ歸つて、あとから掛け合ひをつけるといふ段取りになるのが、一般の風習である。ところが夫の方では、其の要求を不利益と見るときは、どこまでも之れを押へ附けて、應じないので、妻は事實上離婚になつても、送籍のない中は、先夫の妻となつて、再婚するにも、何うすることも出來ない例は、世間に甚だ多くある。

女の不利益

これは如何なる理由かといふに、日本人特に婦人は、法律に暗くして、當然與へられてある自己の權利を、主張する考への無いのと、一つは舊來の思想に支配されて、法廷に持ち出すことを、恥辱のやうに思ひ、それよりは穩かに、籍を送つて貰う方がよいといふやうな、氣長な考へから、先方任かせにして置くからである。恁ういふ思想に閉されて、法律上の知識を得ない中は、女は男に對して、頭の上る瀨はない。折角の反抗的態度も、何の役にも立たず、却つて敵の計略に陷つて、苦しめらるゝやうなもので、女の不利益は一通りでない。

西洋婦人の自家擁護

そこへ行くと、西洋婦人はさすがに進んで居る。結婚後、妻として不利益なことがあれば、先づ夫と熟議して、解決を圖り、若し不幸にして埒が明かなければ、法廷に持ち出して、飽くまでも爭ふことが、珍らしくない。斯樣に夫婦仲でありながら、自らを擁護する點に於いて、夫に讓ることのないのは、世界の婦人中、恐らく此の右に出づるものはなからう。

夫の性的缺陷より起こる問題

勿論、西洋にある離婚訴訟の中には、姦通其の他種々の問題があつて、一概には言はれないけれども、夫との同棲を肯んぜず、或ひは之れを拒絕する婦の中には、夫の非行に對する反抗的態度を除いては、夫の性的缺陷に基づく悲慘な煩悶から、起こるものも少なくない。例へば無陽力(謂はゆる陰萎)、早漏、畸型、其の他機能障害等にして、性交不能なる

場合ひの如きで、婦に滿足を與ふることを得ざる疾患は、其の原因の先天性なると、後天性なるとに論なく、夫の責任として、即ち夫婦の効力を滅するものとして、西洋では之れを重大な問題として居る。それで斯かる場合ひには、婦は公然、離婚を要求することを得るのである。

性的缺陷と夫婦

性の缺陷は、何れの民族にもよくある疾患である。特に無陽力、早漏、畸型等は、男性に多く、女性には不感症と、無毛とが少なくない。けれども此れ等は、女子の性交を、不能ならしむるものでないから、男子の缺陷とは、性質に於いて異なること、言ふまでもない。然るに男性の缺陷で、重症のものは、絶對的不能を免れないので、若しも斯かる男と、結婚した女は、不幸此の上もないのである。

性の缺陷より起こる夫婦の離反

さういふ譯で、西洋では恁ういふことから、離婚問題の起こることが、多いといふことを聞いて居るが、一方にはそんな野暮なことはせずに、婦は他に情人を拵らへ、それと歡を合して、本能の滿足を求むるに、急なものもありといふ。それは何ういふ理由かといふに、元來西洋人は、男女共性慾に富んで、一旦結婚生活を始むると、其の滿足を得なければ、止まないほど、强盛な民族である故、若しも夫婦の一方に、缺陷があつて、性の滿足を得ないときは、離婚するか、然らざれば其の夫なり、或ひは妻なりの目を愉んで、密かに愛を他に求むるやうになるからである。

夫の性的缺陷に基つく妻の姦通

さういふ場合ひである。其の祕密を夫が看破すると、姦通呼ばはりして、逆に離婚訴訟を、法廷に提出するのである。此の不義は憎むべきであるけれども、原因は夫の缺陷にあるので、同情の餘地は無論ある。恁ういふ事件の裁判には、面白い例もあるが、此のことは次項に述ぶるとする。

日本の例——男の缺陷

日本にも性の缺陷に惱む男が、頗る多くある。さういふものは德義上、結婚を見合はせて、獨身であるべきが本統であるけれども、中には家庭の都合、又は周圍の關係で、心ならずも結婚するものもある。或ひは又、本能に驅られて、不德義にも結婚する者もないではない。ところで男はそれでよいとして、不幸にも氣の毒なものは、その妻となつた女で

夫の缺陷に對する新妻の覺悟

夫の性的缺陷を問題にせぬ日本婦人

ある。

我が夫となる人に、まさかそんな缺陷のあるとは、夢にも思はず、豫想もしなかつたのが、來て見て初めて驚くといふやうに、悲しくも、立腹たしくも思ふであらう。けれども夫の、其の惱める煩悶を思ひ遣れば、同情の涙も灑かるゝであらう。何うせ一旦夫婦となつた仲である。此の上は、何事も運命と諦めて、自己を犧牲に、夫に仕へるといふ、しほらしき女も、決して乏しくはない。それで幸ひに、事なきを得るのである。これほど重大な問題も、問題にならないで、家庭が兎も角も、平和に治つて行くのは、妻の德と謂ふべしだ。

斯樣に日本には、夫の性的缺陷を問題にして、離婚を乞ふといふ女は、殆んどない。閨門の祕事をさらけ出して、法廷に爭ふやうな女は、無いといつてよい。たゞ一例は、數年前に三重縣あたりに、あつたと記憶して居るが、それも財產上の爭ひから、はしなく夫の性的缺陷が、あらはれたのであつた。

西洋の夫婦と日本の夫婦——特に日本婦人の可憐なる溫情

日本婦人の美點

然るに西洋では、斯かることを何とも思はず、若しも不幸にしてさういふことがあると、夫婦の仲であつても、之れを法廷に提起して、闇黑の恥ぢを、明所に出すものが多い。日本で法廷に爭ふ夫婦の少ないのは、此の闇黑の恥ぢを、明所に出したくないためで、此の點は、民族的習慣の、然らしむるところかも知れないが、併し日本人は、西洋人に比べると、夫婦の信義を守ること厚く、特に妻は、夫の非事非行を隱して、冷遇又は虐待といふやうな、隨分非道な取り扱ひを受けて、苦しめられても、さらばとなると、夫を庇ふといふ、可憐な情があるので、夫の非行が、公けにならないで、濟む場合ひが多い。

それでまた、恁ういふ批難をする者もある。といふのは夫が妻の溫情をよいことにして、益々非行非事を、重ねはすまいかといふことである。それは現に多くあることで、これなどは全く夫が、妻を弱いものと見くびつて、冷待するのであるが、それでも妻は、夫の性的非行、又は其の祕事を深く包んで、之れを世間に流布したり、或ひは法廷に訴へたりするやうなことの、滅多にないのは、何と謂つても、日本婦人の美點であると思ふ。

歷史上の例

終はりに、妻の反抗的態度としての別居、又は絶縁に關する例を、歷史上に求めて見やう。

葛城皇后

遠くは、神代にも見え、又、大和時代の朝にもあるが、仁德帝に對する葛城皇后（岩之媛）の御態度の如きは、最も強硬であつた。これは后の嫉妬より、起こりしことゝて、帝と別居し給ひて、還宮を拒まれ、帝の御親幸すら斥けて、見え給はざりし程、固く決心せられ、遂に其の地に於いて崩れになつたのである。

清盛の愛妓佛御前

次ぎは平相國入道清盛の愛妓、佛御前である。彼の女は、初め祇王の情けに依つて、入道の見に入つたが、其の妖艶な姿に、心を動かした入道は、直ちに祇王を棄てゝ、無理に暇を出し、其のあとに佛を納れて、之れを寵すること、限りがなかつた。されども入道の愛慾は、秋の如く定まりなく、冷熱の變化は、さながら一瞬の間を出でざる薄情に、愛想を盡かした佛は、我れから身を引いて、都をさまよい出て、かねて聞きつる祇王が草庵を訪れ、剃髮して共に墨染の衣を、纏ふ身となつた。

家康の正室關口氏

其の不和となれる原因

徳川家の歷史に、一汚點を留めた築山殿、即ち家康の正室關口氏の如きも、夫たる家康に對して、反抗的態度を取つたものであつた。關口氏は家康が十五歳の時、駿河に於いて婚したので、十八歳のときには、既に長子信康を設け、其の後又、一女を擧げたが、元來は政略結婚で、家康は自家のために、之れを利用したものと謂はれ、それで家康は、僅かに一流寓少年から、海道一の弓矢取りとまで、成功するに至つたとも看られて居る。

されども家康は、夫人に對しては、餘り好遇しなかつたので、夫婦の間は睦まじくはなかつた。これには夫人が嫉妬深くして、五月蠅く當つたのも、手傳つて居るであらうが、併し彼の女として、慥うならしめるのには、亦、原因がなければならぬ。それは家康の好色と、多情とで、彼れは色を漁ることに、生まれつき妙を得てあつた。それで家康が駿河から岡崎に歸つた後も、夫人は尚、駿河に滯在して居た。後、岡崎に迎へ取られて、築山といふところに、置かるゝやうになつてからも、家康は濱松に住みて、各々別個の生活を送つたのである。

家康夫婦の別居

此の別居生活を唱へ出した、發頭人ともいふべきものは、もとより家康で、夫人の本意でなかつたことは、言ふまでもない。築山殿は、家康に取つては、大切な夫人であるけれども、容色は察するところ、甚だすぐれては居なかつたらしい。その上に嫉妬深くして、面白くない。彼の女と同棲することは、家康の好むところでなかつたに違ひない。それで家康が、築山殿と別居した譯も判明るが、それにしても大名などが、夫妻の閨室を別にしたのとは異なり、濱松と岡崎とでは、餘りに懸隔して居るではないか。これでは夫婦の間が疏遠して、不和反目するに至るは、當然と謂ふべきである。

拙劣な策

家康の築山殿に對する待遇は、全く冷酷で、別居したまゝ、顧みなかつた。彼れは築山殿を見棄てる氣か、それとも生涯、飼ひ殺しにする意であつたか知らぬが、彼の女には、信康といふ剛勇の嫡子が附いて居て、其の勢力の侮るべからざるものゝ、あつたことから考へて見ると、一時嫉妬の鋒を避くるための手段であつたかも知れぬ。果してそれならば、家康にも似合はぬ拙劣な策を、弄したものと謂はねばならぬ。何となれば斯かる待遇を受けては、如何なる婦人と雖も、堪え忍ぶことが出來ないで、何か事を起こし、苦情の種となるからである。

別居中に醸される大動亂

孰れにしても此の別居は、禍ひの基で、徳川家を危ふせんとする大動亂が、果然、此の別居中に、醸された。それは築山殿の、夫家康に對する復讐的反抗で、其の示威運動の一と看らるゝものは、夫人より家康に宛てた書簡で、徳富氏の近世日本國民史（織田氏時代一六八頁）に出てあるが、之れをもとゝして、一つ現代文に綴つて見やうと思ふ。

築山殿の書簡

私は、貴郎の正妻で、家督三郎（信康）の母で御座います。私の父刑部も、貴郎のために死にました。されば其の娘たる私には、特に憐れみを加へて下さるべき筈と存じますのに、却つて辛く當たらるゝのは、何ういふお心で御座いますかお情なう存じます。私は貴郎のために、これまで隨分盡くして參りましたことは、御承知の通りで、妻の本分に缺けたことは致しません。貴郎は何故、私を邪見になさるのです。此の上は、一念惡鬼となつて、やがて思ひ知らせ參らせん程に、よく〳〵覺悟召されよ」

怎う書き直した軟文では、威嚇になりさうもないが、併し怨みの數々を竝めて夫を呪ふ筆には、一息吐く毎に、嗔恚の焔が、燃え上がるやうにも見える。斯くして築山殿は、出入りの漢人醫師と私し、更に其の醫師を介して、武田家に款を通じ、家康及び信長を殺して、武田家と合體せんことを誓ふに至つたが、謀漏れて、築山殿は殺され、信康は切腹して、僅かに事なきを得た。

第六項　姦通——本夫の告訴に依つて成立する姦通罪

姦通、即ち妻が、夫以外の男と、密かに通ずる行爲は、婦人の最も憎むべき罪悪であつて、婦徳を壞ること、これより大なるはなきものであること、言ふまでもない。けれども此の憎むべき罪悪にも、亦、妻の夫に對する反抗的態度として、來發することがある。例へば夫に冷待せられ、或ひは他の情婦に、愛を奪はれて、捨てられたる等の場合ひに起こる、不貞腐れの如きこれであつて、これは其の夫にも、責任がある。予は斯くの如き妻の不貞を、自暴自棄的放逸といふが、よからうと思ふ。

普通の姦通には、主として雙方の爛熟した戀愛關係から、起こるものが多いけれども反抗的態度のものには、夫に對する復讐として、夫の反省を求むるため、假りに愛を他の人に移したのが、誤られて姦通と騒がるゝこともあれば、又、愛を移した其の人から、同情を報ひられ、それが動機となつて、眞に關係を結ぶやうになるものもある。前項に記したる、築山殿の如きそれで、これは嫉妬から導びかれた復讐的姦通に相違ないのだ。歴史家は筆を揃へて、築山殿を妬婦と譏り、反逆者と罵るけれども、予は築山殿を憎む前に、其の夫たる家康を責むるが、至當であると思ふ。

それから某華族夫人と、其の抱へ運轉手との情死（夫人は未遂）の如きも、既に述べた如くであるが、其の原因を糺して見れば、夫の冷遇に報ひたる、反抗の具體化であつたことは、再び繰り返して言ふ要はない。又、某實業家婦人と、某文士との駈け落ち、某女記者と、某文士との情死も、みな前に擧げてあるが、孰れもみな殆んど、同一の徑路を辿つて居る。

公然沙汰になる姦通事件の少なき理由

市井の姦通事件に對する社會の冷靜

尚、怎ういふ復讐的姦通は、他にもあること、思ふが、幸ひに現はれないから、問題にならないのである。或ひは又、現はれても、公然にするときは、却つて自分の恥ぢとなるから、告訴せずに、泣き寢入りする者も、あるであらうと思ふ。何となれば姦通は、刑法に觸れるから、妻が憎くとも、家名には換へられないからである。怎ういふ家庭の內訌にして、比較的外部に現はれないものは、何といつても上流階級である。

それで事件が、若しも市井の下級社會に起こつたとすると、家の恥ぢも、外聞も思はない連中が多いから忽ち大騷ぎとなつて、憐り近所の、口端に上り、當分は、此れ等の噂で持ち切るといふ有樣になるが常であるが、何ういふ譯か、怎ういふ階級の出來事に對しては、世間は案外に冷靜で、一笑に附して了う位である。新聞でも斯かることは、見出しを小さくして、殆んど埋め草的に、掲ぐるに過ぎないので、人に知らるゝことなしに、葬らるゝことが多い。これは要するに、取るに足らぬ市井の出來事と思ふからで、姦通には變はりがないけれども、問題にしないのである。

社會的位置ある者に對する美望的誹謗の毒な當事者

妻の姦通に對する世の誹謗と同情との岐かれ路

然るに、社會的位置のあるものに對しては、世人は決して之れを看過せず、其の聲を大にし、評を盛んにして、其の非行を喧傳するので、身分が高ければ高いほど、環視の焦點となつて、世間から騷がれるのである。謂はゆる羨望的誹謗で、嫉妬の叫びである。怎うなると、當事者は氣の毒な樣にも思はるゝ。妻の不貞はもとより、良くないけれども夫も、亦、妻をしてこゝに至らしむるには、自分にも責任のあることを思はず、たゞ妻の行爲を憎むの餘り、之れに制裁を加えるのは、酷ではなからうか。昔は妻が不義をして、處分になると、其の夫も、家事不取り締りといふ廉をもつて、叱責せられたものだつた。

それ故妻の姦通は、一面に於いて、夫の不始末を表明する印章となつて、面目を失すること甚だしいが、併し夫の妻に對する、平素の行ひ如何に依つて、或ひは同情せられ、或ひは誹謗せらるゝことがある。例へば常に妻を冷待して、憎まれものであつた場合ひには、同情は却つて妻に集まり、之れに反して夫の行ひ正しきときには、世の同情は、一齊に夫の上に、濺がるゝが如きこれである。斯かることは、前述諸例のときにもあつて、妻を罵

るもの許りでなく、其の夫を誹るものも、少なからずあつたと記憶して居る。

予は、此の問題に就いて、姦通の罪悪は言ひたくない。又、其の法律上の制裁や、刑罰に關することも、こゝでは述べたくない。何故といふに、姦通は事情の如何に拘はらず、罪悪の大なるものであつて、法律に問はれる以上は、そこに刑罰がなければならないからである。

それで此のことは、貞操の强要に關して、次章の條下に述ぶるとするが、予は、決して姦通を奬勵するものでない。又、之れに對しては、如何なる事情があるとも、同情するものでないが、併し結婚生活の危機から免れて、家庭を平和にし、夫婦の間を圓滿にして、事なきを得るには、妻に對する待遇を良くして、不平不滿なきやうに、努むべきであることを、諷示するために、此の問題を擧げ來たつて、世の夫たるものに、警告を與へたのである。

一體、妻の夫に對する反抗や、復讐の如き不祥事は、理由なくして起こるものでない。

如何なる妻も、夫に對しては從順で、愛と、誠とをもつて、之れに酬ひるときは、妻に不平不滿の起こることは、決してないのである。それを夫は浮氣をしたり、放逸に流れたりして、家を顧みざるやうになれば、忽ち妻の嫉妬的反抗を買つて、風波の基となり、それが惡化すると、前述の如く、自暴自棄となつて不貞腐るのである。

そこで妻の不貞腐るには、淫亂より導びかれるもの、空閨の淋しさから誘はるゝものの外に、夫に對する不平の賠償として、生ずるものもあることが知らるゝ。予の述べんとすることは、此の第三種に屬する姦通で、同じ反抗的態度でも、其の手段を誤つたものと言はねばならぬ。

前節の離婚要求ならば、餘儀なき事情ともいへるが、姦通となると、上述の如く事情の如何を問はず、法律の裁きを、受けなければならなくなる。そこに氣の附かないのは、思慮分別の足らないためか、それとも最初は、ほんの不平を慰すべく、苟にとしたことが、

妻の姦通に對する夫の心理

姦通の心理狀態——其の誤れる考へ

相手の切なる同情に動かされて、共に熾烈な戀となり、遂に全く盲目に陷つたゝめか、二者其の一を出でぬと思ふが、不貞の動機としては、恐らくは後者が有力であると信ずる。何となれば同情は、戀に變じ易いからである。

恁うなると、夫も亦、只は置かぬ。もとは自分の行ひが悪いのであつても、そんなことは考へてる暇もなく、單に妻の行爲を憎んで、一途に自分を侮辱するもの、家名を汚すものと怒つて、復讐的手段に出づるのが即ち離婚で、三行半を渡して遣るのでてる。ところがまた中には、これだけで腹癒せが出來ず、公然にして（告訴）、妻の不貞腐れと共に、自分の恥ぢも、一切明るみにさらけ出して、恥ぢの上塗りをする者もてる。

併しまた、妻の方から言ふと、何うせ恁うなれば、毒喰はゞ皿までといふ心になつて、大膽に構へるやうになる。これは一般に、姦通の心理狀態であるが、そこに至る前に、冷靜に考へれば、斯かる忌ましき問題を、引き起こさずに濟むのである。といふのは夫に見捨てられて、所詮、末の見込みがないと思つたときには、早く見切りを附けて、斷然、離

未練が生む身の破滅——西洋の女は利巧

日本の女は卑屈——女の向上をはかるには

婚して貰ふに限るからである。

けれども、恁ういふ思ひ切つたことは、容易に出來ない。で、今しばらく樣子を見てからとか、或ひは其の中には、改心するだらうとか、未練に引きつられて行く中に、自分の心も怪しく曇つて、つひ間違ひを生ずるやうになる。つまり未練が生む身の破滅で、斯かることにかけては、西洋の女は怜悧だ。何となれば西洋の女は、夫に對して少しでも不滿なことがあると、決して其のまゝ默しては居らぬ。況して若しも夫に捨てられ、若しくは冷待さるゝことでもあると、忽ち離婚訴訟を起こして、暇まを取ると同時に、慰藉料までも貰つて行くからである。

これでは餘り夫婦仲が、水臭いやうで、面白くないけれども、人間の心底は、結局、そこへ落ちて行くものではなからうか。日本の女のやうに、夫に侮られ、ふみつけられ、果ては打たれ、叩かれても、じつと辛抱して、どこまでも縋り着いて、離れまいとするのに比べると、思ひ切りがよく、其の手際が鮮かであると思ふ。實際そこまで行かなければ、

女はいつまでも男の脚下に跪いて、其の壓制から免るゝことは出來ない。昔の女大學に養成せられた女よりも、新思想に育つた現代の女の方は、女の人格を高め、其の位置を進むる上に於いて、遙かに優れりと思ふ。昔の女は、從順にしてしほらしいといふ點に於いては、甚だ美しいけれども、つまりは夫の奴隷に過ぎないのである。

大切な點――誤解しないやうに

併し斯く言へばとて、予輩は決して女に、不貞腐れを侑むるものでもなければ、夫に對する反抗心を、煽るものでもない。要するに女の人格を高め、其の位置を進むるには、それ位の覺悟と用意とがなければ、ならないといふに過ぎないのであること、再び言ふを要せぬ。此の點は、大切なことであるから、誤解しないやうに、篤と考へて貰ひたい。

思ひ切つて離婚を取れない理由

それから日本の女が、夫に冷待されても、思ひ切つて、離婚を取れない理由に就いても、考察する必要がある。その理由と看るべきものは、

一　妻に財産の無いこと、

二　歸るべき家のないこと、

三　子の愛に引かれること、

の三事情で、これがために日本の女は、夫に出て行けがしに扱はれても、其の家を死に場所として、去るにとを肯んぜないのである。

女大學の感化――第一の理由

此の夫の家を、死に場所とする思想は、前にも言へる如く、女大學の感化である。昔は一旦嫁入りすると、其の家を墓場と定めて、去らなかつたが、今日は新思想の感化で、多少變はつて來たといふのは、夫婦は合はせるのだから、離れることもあるといふ譯である。故に妻は飽くまでも夫の家に、噛り附く必要なく、事情に依つては離れなければならぬ。それが當然な行爲となつて來たけれども、妻に財産がなく、殆んど夫に寄食して居る有樣では、思ひ切つて、離婚を取る譯に行かなくなる。これは第一の理由である。

第二及び第三の理由

それでも歸るべき家があれば兎も角、兩親が亡くなつて、兄弟の代となつて居るものは、それ等の厄介になりたくないところから、辛抱する者もある。これは第二の理由であるが、幸ひにして、多少の財産もあり、又、兩親も存命で、身柄を引き取つて呉れるに、躊躇し

ない場合ひであつても、後に頑是なき愛兒を殘して、歸るのも忍びないところから、決行し兼ねるものもある。これは第三の理由である。

斯樣に日本の女は、況つて見れば、憐れむべき位置に置かれてある。さういふ譯で同情して遣れば、喜んで夫に縋り、苦樂を共にせんとする覺悟は、十分にある。元來は可憐である。それが時として、反抗的態度に出づることあるのには、よく〳〵迫つた事情がなければならぬ。其の行動の宜しくないことは、勿論であるが、其の責任は、全く夫にありと謂ふを憚らぬ。

それで日本の女は、西洋の女と比べて見ると、結婚生活の上に現はる、行動に於いて、大分異なる點のあることが知られる。即ち日本の女は情義的で、夫を唯一の賴りとするが西洋の女は理智的で、自己を本位とする故に、利害又は感情の行き違ひから、夫婦の間に爭ひを起こして、それから裁判問題となることもある。これは珍らしいことでないが、前に言つた如く、別居七日以上に及べば、離婚訴訟を起こすといふ位である。全く水臭くは

あるが、併しながら社會問題の上から、嚴密に討究して見たならば、夫婦といふものは、或ひは結局、さうならなければならないものかも知れぬ。

それは別問題で、こゝに言ふことを避くるが、社會學及び民俗學の上から見て、姦通の制裁と密接に關する貞操、即ち男が女に對して、貞操を強要することから、其の破貞を嚴罰に處した例は、次章に於いて說述しやうと思ふ。

第五章　血統を清くするための一夫一婦

第一節　血統の純潔と貞操

結婚は、道德や法律上から觀ると、極めて嚴格で、而かも甚だ規則的のものとなることは、前章の第一節に述べた如くである。それで夫婦といふものは、誰でも禮服着用で、三々九度の盃をした時の儀式を、出發點として、夫婦は飽くまでも、互ひに信義を守らな

ければならぬ。さうして夫なるものは、外事に當たり、婦なるものは、家事を治めて、家庭の圓滿を圖らなければならぬ。これが夫婦相互の義務である。

夫婦として、又父母としての義務

尙、此の外に夫婦の義務として、守るべきことは、決して放慢放肆に流れざることである。又、子が生まれたならばよく之れを育て上け、長じては之れに教育を施し、さうして一人前の人間として、恥づかしからぬものに、仕立てねばならぬ。これぞ父母として、其の子に對する義務である。

家庭中心結婚の目的と其の結果

斯くの如く一にも家庭、二にも家庭として、家庭中心に生活して行くのが、結婚の目的であるとすれば、結婚といふものは、甚だ窮屈なものであつて、妙齡時代の男女が、胸に描いた甘い戀を、想像したやうに、さう華々しきものでもなければ、又、さう樂しいものでも無い。併しながらそれは、必然の結果であつて、結婚は結局、さうならなければならないのである。

種の保存

そこで一歩を進めて、人類學及び社會學の上から、考察して行くと、結婚は子孫を多く繁殖して、家門の榮えを期するために、甚だ必要なものとなる。即ち種の保存永續をはかるもので、其の結果は、自己の生命を、永遠に傳ふる手段となる。生命の長久といふのは、このことである。即ち肉體は死滅して、形が無くなるけれども、其の中の生殖細胞の、微妙なる作用に依つて、新個體を生じ、之れを後に遺して、自分に代はらせるのである。これが謂はゆる生殖機能といふものであつて見れば、結婚は取りも直さず、血統の維持に、缺くべからざる要具となるのである。

と生命の長久と血統の維持

斯樣に結婚の目的は、血統の維持をはかるにあつて、儀式や、規約や、義務といふやうな、種々雜多なものは、みな血統の維持をはかるに、必須なる條件として、附帶したものに外ならない。語を換へて之れを言へば、之れ等の條件は、結婚を嚴かにして、猥りに冒瀆すべからざる神事とするために、殊更に、色彩つた裝飾なのである。

結婚の儀式は附帶條件

之れを例すれば、同じく血統を維持するに就いても、自家の系統に、自己以外なるものの血を混ずることは、何人も好まざるが如きこれであつて、斯樣なことは、啻だに好まざ

自家の血統を素すもの

姦通の影響

一夫一婦制の勵行——貞操

るのみならず、萬一さういふことがあると、不祥不吉の最大なるものとして、非常に厭ふのである。

それは如何なるものであるか、具體的に言ふと、自分の妻が、他の異性と、道ならぬ行ひをすることである。即ち姦通で、其の影響は極めて大きくある。姦通を法律で取り締ることは、前章の末節に述べた如くであるが、其の行爲の甚だ憎むべき所以はたゞに、夫婦の信義を破るに止まらず、血統を混亂して、拭ふべからざる汚點を、家門に印するからである。

そこで血統を、純潔に保つて、飽くまでも之れを持續するには、一夫一婦の制を勵行して、夫婦の清き交はり以外には、絶對に身を守りて、仇なる性的關係を結ばざるにあること、言ふまでもない。世に謂ふところの貞操は、これであるが、併し貞操の把持即ち守り方は、男子と女子とに依つて異なり、男には生理的に、影響するところの、性交反應が無いので（絶對に無いとは言はれないが、これに就いては、未だ正確に知られてない）、女の

女に於ける性交反應

男女に於ける貞操の差異

生殖を身

如く其の貞操が、絶對でなくともいゝやうなものゝ、女は絶對に嚴守しなければならぬ。

それは何ういふ理由かといふに、女は性交に依つて、其の血液に一種の化學物質、即ち新なる防禦醱酵素を生ずるからである。これは近時の研究に依つて、知られた事實であるが、女は此の新物質の影響に依り、若しも夫以外の男と、交はることがあると、其の胎兒は、姦夫の種でないとしても、其の混血が胎兒に傳はつて、純然たる本夫の子でないことになる。

恁ういふ理由で、道德上から言へば、貞操は男も女も、同樣に守るべきものではあるけれども、男の責任は、主に道德的で、女の責任は、道德に加ふるに、生理的でなければならぬ。それで之れを圖解して見ると、次ぎの如くなる。

男　性交責任＋道德＝貞操

女　性交責任＋道德＋生理＝貞操

右の事實に依つて、女の貞操は男のよりも、偏重なやうに思はるゝけれども、併しなが

に負擔する女の生理作用

二組みの夫婦相互の間に於ける秘密關係

妻妾の交換

らこれは、生殖を身に負擔する女の、生理作用として、さう造られた自然の約束と、諦むるより外はない。之れに關して、面白い例が多くある。今、其の中から一二を、次節に於いて示さうと思ふ。

第二節　血統に汚點を染めたる家の實例

東北の或る縣の某村に、甲なる夫と、乙なる妻との一夫婦と、二組みの家があつた。丙なる夫と丁なる妻との一夫婦と、二組みの家があつた。孰れも若い夫婦で、隣り合せに住んで居たが、田舍のことゝて、隣家は親しく、日夜互ひに、相往來して居る中、何時しか兩夫婦の間に、或る一種の秘密關係が結ばれて、甲は丁と、丙は乙と、各々互ひに、慇懃を通ずるやうになつた。それは圖のやうな、性的關係であつたのである。

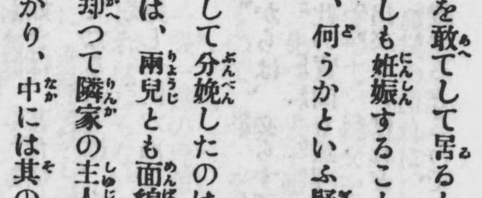

道ならぬことではあるが、昔は恁ういふことがよくあつたもので、日本許りでなく、外國にも多く行はれてあつた妻妾の交換、若しくは貸借といふのはこれで、今日と雖も或る地方へ行けば、極祕の裡に、さういふ不倫行爲を敢てして居るところがあるといふことである。さういふ場合ひに、若しも姙娠することがあると、それは正統の子（本夫の正嫡子）であるか、何うかといふ疑問が起こる。

果然、兩家の細君達は、殆んど同時に、姙娠して分娩したのは、孰れも玉のやうな男兒であつたが、不思議なことには、兩兒とも面貌は、各々其の母に似て居るが、其の父には似ないで、却つて隣家の主人に、酷肖といふ有樣であつた。それで村人は之れを訝かり、中には其の種變りに、感つく者もあつて、一時は村の噂さに上り、寄るとさはると、此の話しで持ち切つたといふことであつた。

不思議な現象｜實父に似ないで隣りの主人に似たる子供達

其の他の例

これは今から三十五年程以前、予が田舍に居つたときに、聞いた事實であるが、他にも之れに似た例がある。又、獨逸には强盜に襲はれて、姙娠した或る婦人の例もある。これ

は爭はれぬ血統として、第四篇に掲ぐることにする。

第三節　一夫一婦と純交の必要

血統の爭はれざる特徴

前節に示した例の如きは、身から出た錆で、さうなるのが、自然の制裁であるが、兇漢のために、身を汚されたが禍ひをなして、其の種を宿した婦人の如きは、甚だ憐れむべく傷はしくある。（第四篇第五章參照のこと）斯かる、不可抗力に出でたる汚辱は、女に取つて何の罪もないけれども、兇賊に見込まれたが不運で、生涯取り返しの附かぬことになつたのも、畢竟、血統には、爭はれない特徴があるためである。

遺傳學の法則

慥う言つたならば、或る人は難ずるかも知れぬ。然らば不良者からは、必らず不良兒が生まれ、善良種からは、必らず善良兒が生まれるかと。成る程、此の質問も無理はなく、多くの場合ひ、之れに反する例があるから、必らずさうと斷言は出來ないけれども、遺傳學の法則としては、さうなるのが當然で、これは多くの事實の、證するところである。

血統を純潔に保つ方法——純交の壞亂は血統の汚點

一夫多婦の例

一夫一婦と、純交との必要な理由も、要するところ玆にある。血統の流れに、汚點を染めないやうにするには、上來述べたる如く、固く一夫一婦の制を守つて、純交を亂してはならぬ。夫婦以外に、性的關係を結んではならぬ。之れに就いて、先づ一夫一婦の必要なを持ち出したら、或ひは陳腐と笑ふかも知れぬ。併しながら此の一夫一婦の理想を、誤りなく確實に行ふに至るまでには、まだ〳〵多くの星霜を、重ねなければならないし、殊に依ると、眞の一夫一婦は、永久に望まれぬかも知れぬと、予は常に、悲觀を禁じ得ない。

現代の結婚制度は、一夫一婦に決定して、一婦多夫といふものは勿論、一夫多婦といふやうなものも、無い筈であるけれども、併しそれは、表面の形式だけであつて、內實は、之れに觸るゝもの少なくない。例へば正妻の外に、婢妾を蓄へて、之れを愛する夫、或ひは歷とした妻を有しながら、藝娼妓に戲るゝといふやうな、種類のものであつて、其の多情多淫には、驚き、且つ呆るゝ外なきものが多くある。

一婦多夫の例

民族に於ける性的生活の起源

一夫一婦を守りて純潔なるもの

西洋の淫

一夫多婦の例は、右の如くであるが、一婦多夫の例も少なくない。其の一つは夫に内々で、役者を買ひ、或ひは力士を愛する種のもので、最も具體的な一婦多夫は、娼妓、藝者、私娼等で、月極めの妾にも、數人の旦那を、巧妙に操るものがある。

此れ等の事實に關し、詳細に說明せんとすれば、文化史に亙つて、民族に於ける性的生活の起源を、究めなければならぬ。このことは便宜上、次章の第五節に讓つて、茲には略することにした。其の條下を看るがよい。

さても一夫一婦は、日本の法律で定めた結婚制の、主眼であるとしても、女ならでは夜の明けぬ日本の男に、生涯一婦を守つて、全く不潔の遊びをせぬ者が、果して幾人あるかだ。假りに實際、之れを調べて見たとしたならば、其の數は寥々として、曉天の星の如くであらうと、予は信ずる。婦人の方は、男ほど烈しくはないけれども、これとても眞に一身を、夫に捧げて、淸き生活を送る者、これ亦、果して幾人あるかと、疑はれてならぬ。

これは我が國許りではない。西洋でも、淫風の社會に漲つて居ることは、實に意想外で

數年前の米國雜誌、アメリカン・ウーマンに、怎ういふ意味で、痛論した者のあつたことを、記憶して居る。

過去數十年前に、東洋は印度、支那、及び日本等の各地を漫遊した、一旅行家の談に依ると、東洋には一夫多妻の風ありて、彼れ等は第一の妻と婚した外、更に第二、第三等の妻（妾のこと）を娶り、それを一家内に同棲せしめて、夫は兩手の花と之れを眺むるので、妻妾の猜忌、嫉妬甚だしく、家庭は紊亂して、之れを見習ふ子女の、墮落する者も多いといふことを聞いて、予輩は其の未開を憐んだものであるが、飜つて今日の米國は、何うであらう。嘗ては、未開未開と嘲つたそれ等の東洋に比して、恥づるところがないであらうか。

基督教に則つて、定められた米歐の結婚制度は、一夫一婦を基礎として、他の異性との關係するものは、すべて姦通として、法律は之れを罰するのみならず、社會的の制裁もあつて、一度惡いことをすると、周圍から 完膚 なきまで、虐げらるゝやうに、社會制

晴黒の波に漂ふ社會の裏面
米國の偉大なる外觀美
春風、腐

裁が出來て居るので、米國は全く、文明の眞域に達したものと、今の今まで誇つて來たが、それは外觀の形式で、實は甚だ誤つて居たことを發見した。

我が愛する米國民よ。如何に汝は、文化を輝かしつゝあるか。試みに社會の裏面に廻はつて見よ。そこには一夫多婦、又は其の反對に、一婦多夫といふやうな、反道徳的結婚生活が、隱密の間に行はれて居る。さういふ享樂的現象が、社會の裏面を覆ふて、暗黒の波に漂ふて居る。現社會の家庭では、裏面にいふべからざる罪惡や、敗徳汚行が行はれて、倫道を素し、風敎を害するものが少なくない。隱れたる賣淫、若き男女の野交、夫ある女の姦通等の如きそれで、之れに對しては百の法律も、千の道徳も、何の効もない。

米國でたゞ誇るべきものは、偉大なる外觀の美で、其の裏面には、嘔吐すべきもの多く、隨つて法は、それまで照らして居らぬ云々。

此の敗聲に依つて見ても、米國の社會が、如何に素亂、腐敗して居るかゞ判明る。一方

敗したる米國の社會
歐洲各國に於ける社會の裏面
梗概

には宗敎、道徳、敎育、法律といふやうな、種々な文明の利器が、具つて居るに拘はらず之れを廓清する力なく、時代の漸々に、悪化して行く傾向のあるのは、憂ふべき現象であると思ふ。

これは獨り、米國のみならず、歐洲各國殆んど同樣で、外面は兎も角、内面の素亂甚だしくして、之れが廓清に、各國の爲政者は、頭を惱めて居るといふ。日本なども、此の類であつて、謂はゆる物質的文明の、進むに逆比例して、精神的文化の退歩することは、心ある人の、顰蹙に堪えざるところであらう。

第六章　男が女に貞操を強要する理由

第一節　獨占享樂——一婦人から起こつた戰爭

如上述べ來たれる事實に依り、此所でもつて、男が女に、貞操を強要する理由を、說か

男子が結婚に處女を希望した心理の擴張

妻に對する夫の監視——女の束縛を受け來たれる傳統的習慣

妻に對する夫の要求は野蠻

なければならぬ。併し此の重大な問題に就いて、筆を執ると、甚だ長くなるから、詳しきことは他日に讓つて、玆では梗概に止めやうと思ふ。

之れを要するに、男子が結婚に、處女を希望した心理の、擴張と看れば誤りがない。語を換へて之れを言へば、純なる處女を得て、滿足したところの夫が、更に其の妻を、何時までも純にして——此所では自己以外の異性を知らしめざる意——、享樂を恣にせんとする情から、其の妻に對して、監視の目を放つやうになつたのである。

監視といつても、妻に番人を附けるといふ譯ではないが、女は家庭を守り、子女を養育することを、其の任務とした古來の、傳統的習慣に依つて、女は家庭的にも、將又、社會的にも、束縛を受けて來たといふことである。此の女に對する傳統的習慣は、男が自己の慾望を達するに、都合よく設けたものであつて、全く野蠻時代の遺風である。

斯くの如くして此の習慣が、野蠻時代から今日に至るまで、連續して來たのであるが、併し妻に對する夫の要求は、初め貞操を美しく、立派なものとして、女を尊敬する意味の

人の獨占享樂と同じ

獨占享樂とは何ぞ——意中の女を得るための爭鬪

トロイ戰爭——其の原因

高き道德觀念から促されたのではなくして、普通、蠻人間に流行したところの、獨占享樂から、導びかれて來たものであることを、記憶しなければならぬ。

此のことは、既に前にも、一言してあるが、獨占享樂とは、男子が女子を、已れの所有物として、享樂を擅にすることの謂ひである。野蠻時代には、其のことからして、意中の女を獲得するために、同性の間に、宛然動物の如く、烈しき爭鬪が行はれ、又、戰端が開かれて、血を流したことも、歷史に殘つてゐる。

有名なホーマーの詩篇、イリアードにあるトロイの戰爭は、實に一婦人の爭奪から起こつたもので、事の起こりといふは、トロイ王の子パリスが、アフロディテの手引きでもつて、希臘王メネラオスの妃、ヘレンといふ美人と通じ、之れを掠奪して、トロイに歸つたからである。斯くして前後十二年といふ長い戰爭が、希臘とトロイとの間に結ばれたのであるが、其の原因といへば、僅にヘレンが、パリスに盜まれたからである。

悉んな長い戰爭でなく、ちよつとした鬪爭ならば、數へ立てられぬほど澤山にある。俗

に言ふ鞘當てといふ類ひのものは、芝居でもよく遣る通り、女の奪ひ合ひから、腕力沙汰に及んだのである。故に戰爭又は格鬪といふものは、人事の最高なる判決で、人間世界に免るべからざるもの、やうに聞こえるが、其の實は、動物界に行はる、優勝劣敗の數を、露骨に演じたものに過ぎない。併し女を得るための戰爭として、そこに男の誇りのあるのは、獨占が優勝者の名譽を、輝かす代表ともなるし、又、獨占するときは、他人に指もさせない點もあるからだ。

此の獨占享樂を意味するところの、男子の風習は、特に昔の專制時代、又は武斷政治の世に、盛んに行はれてあつた。斯くして思ひを懸けた女を、手に入れることを得るときは、鬼の首を取つたよりも嬉しく、城にも國にも換へ難しと、只管之れを鍾愛して、其の色香に惑溺する餘り、遂には身を誤りて、自滅せる君主の例も多くある。支那の歷史を繙けば、さういふ面白い事例が、數多展開し來るであらう。

第二節　愛人に對する男の猜疑心——監視

——翠帳紅閨——男子禁制の掟

斯樣に寵を罩めて、愛する女に對しては、一方に於いて、猜疑心を生ずるやうになる。これは多く邪推から起こるもので、嫉妬深い男には、有り勝である。さういふ男に限つて、自分の留守中に、若しか他の男を引き入れるやうなことが、ないであらうかとの疑ひが、それとなく頭を擡げて來る。これは實に、男の缺陷であると同時に、女の不幸を釀す原因となるのである。

斯くして一たび、暗雲に鎖さる、ときは、謂はゆる疑心暗鬼を生ずる喩への如く、目が眩んで、罪なき者を、罪あるやうに、誤解又は曲解するに至ることもある。よし亦、さういふ疑ひがなくとも、用心に如くはなしとの考へから、平素監視を嚴にして、注意を怠らない者などになると、遂には積極的手段を執つて、愛人を一室に閉ぢ込むるやうにもなる。

妻妾監禁の習慣

清朝時代に於ける支那の婦人

體のよい監禁で、外出することを許さない。恁うした待遇は、侮辱といふよりも、むしろ虐待といふ方が、適當であると思ふ。

恁ういふ例は、昔の支那、波斯、土耳古等の家庭に、多くあつたのであるが、支那では最近までも、此の風習を襲用し、特に土耳古などでは、今日も尙、此の習慣を、維持して居るといふことである。

此れ等の監禁同樣なる、妻妾の待遇に就いて、今、少しく述べると、清朝時代の支那では、婦人の侍遇を特別にして、一人ひとり、定めの部屋に入れ置き、男子と名の附くものは、家人と雖も、其の部屋に入ることを得なかつた。これは夫のある女は、他の男に見えざる意味から來たものであるから、一夫多妻の支那には、さういふ女房は、妻妾の數に應じて、各自に保たれるのであつた。そして其の部屋に入るものは夫だけで、他の男子は、如何なる事情があつても、一步、敷居を跨ぐことが出來なかつた。

併しながら貴族、或ひは富豪などの大家では、僕の代はりに、宦者なるものを召し使ひ、

支那の翠帳紅閨と土耳古のハレム

ロソモンと秦皇―內宮の取り締り

それをもつて用を足すのであつた。宦者とは、去勢した男で、生殖機能が無いと謂はれて居るけれども、中には如何がはしき宦者もあつて、却つて內庭を紊すものもあつたことは、雜誌『性の知識』第三卷第二號に記してある。詳しきことは、同誌を看るがよい。

支那で謂ふところの、翠帳紅閨は、恁うした妻妾達の住む特別の部屋で、設備が完全して居る。殊に其の內部は、美しく飾り立てゝ、そこに入るときは、さながら仙鄕に遊ぶが如くであるといふ。土耳古のハレムも、此の一種であるが、ハレムは一人一房でなく、數十人若しくは數百人を、收容する大宮殿で、其の中に亦、數多の小房が分かれてあるので結局一人一房となる譯である。故にハレムは、閨房の擴大したものと看るべく、それ等の宮嬪は、一擧一動、悉く王の意のまゝになるのである。

王宮の內殿に、美人を蓄へて、之れを寵幸した王候の例は、遠い昔から傳へられてある。例へばソロモンは、內宮に三千の寵姬を擁して、之れを鍾愛した如きで、秦皇の阿房宮にも、劣らなかつたのである。注意すべきことは、此れ等內宮の取り締りで、何れも男子禁

制の掟嚴しく、そこに出入することを、許されてあるものは、たゞ宦官のみであることは、前に述べた如くで、其の外の男は、決して入ることを得なかつたのである。

日本でも、國主大名の後庭は、殆んど男子禁制で、女許りの御殿が、一劃をなしてあつた。特に德川家の大奥に至つては、其の大さといひ、其の勢力といひ、侮るべからざるもの、あつたことは、史家の唱道する如くで、そこに妖艶花の如き姬嬪が、媚びを呈し、笑ひを獻じて、將軍の寵を爭ふのであつた。此の女護の島なる大奥は、千代田城内に別天地を構へて、女謁內訴の弊を生じ、遂に抑澁騷動を、釀すに至つたのも、要するに閨房の紊亂からである。將軍の御寢に、お添へ寢なる制を生じて、お伽する婦人の外に、他の監視的婦人を侍らしたのも、これが爲めである。將軍は嘸ぞ窮窟であつたらうと同時に、大奥を預る役人の心配ひも、一方でなかつたことを察するに餘りありだ。

國主大名の後庭——千城田城の大奥

第三節　婦人の面紗と貞操帶

嚴肅なる閨房——回敎國の例

面紗、かつぎ

面紗から起こつた悲劇——猶太の例

話しは少し枝葉に亘つたが、前に戻つて嚴肅なる閨房のことに就いて、一言しやうと思ふ。回敎國の中には、夫のある妻の室に、無斷で入りたる男子は、强姦をもつて論ぜられ、又、妻の承諾を得て入つたときは、姦通と認めて、罰したところもある。波斯、亞拉比亞、亞弗汗尼斯垣及び猶太等にて、一般に女が、外出の際に、面紗を用ひて顏を隱したのは、他人に顏を見らるゝのを、厭ふためではあるが、要するところは、夫以外の男子に、見えぬ意味から來たのである。

それで面紗なるものは、最初は夫ある女の標徵に、用ひたのであつたが、それが一般に普及して、すべての女が、使用するやうになつたものと考へらるゝ。故に面紗は、つまり女の貞操を、保護するために出來たもので、日本などでも昔は、女が外出する際には、かつぎと稱するものを、頭から冠るので、ちよつと顏の判明らないことがあつた。

ところが亦、面紗は一方に於いて、貞操を露ぐところの、賣笑婦の徽章となつて、素人と區別されたこともある。昔の猶太に、そんなことからして、悲劇の起こつた例もある。

それは猶太の統治官の嫁が、若くして夫に死に別かれ、寡居中に、ふと賣笑婦の面紗を蒙つて、公園を逍遙して居た。折柄、通りかゝりの統治官が、自分の嫁とは知らず、全く賣笑婦と看誤つて、之れと戯れたのであつた。後に其の嫁が姙娠したので、問題となり、家名を傷つくるものとして、遂に其の嫁を、無殘にも火刑に處したといふことである。

常識の上では、判斷のつかない話しで、實際あつたことやら、何うか判明らないが、歷史の傳へたところでは、事實らしくある。一體、昔の猶太といふ國は、非常に貞操を重んじ、之れを尚ぶ餘りに、國民の閨門にまで立ち入つて、嚴しい法律を設けた程であるから、寡婦の嫁を、燒き殺したといふ前の話しは、事實かも知れぬ。猶太では賣笑婦を、むしろ奬勵的に公許した代りに、一般婦人の貞操を保護したのも、之れがためであると考へらるゝ。又、性交の度數を、法律で定めたり、月經中の性交を禁じて、犯す者を死刑に處したといふやうな、法律もあるが、極端も過ぎると、滑稽になるといふ通り、猶太の閨制は、全く滑稽である。

それからまた、昔の土耳古、亞拉比亞等の國に行はれた貞操保護の機關、換言すれば貞操帶なるものも、右の理由から、起こつたものであることが知られる。貞操帶とは、嫉妬深く、又疑ひ深い夫が、其の妻に貞操を強ひ、又、之れを守らせるための、擁護器であつて、帶の一部には、祕密な錠が附いてある。此の帶を、腰部に嵌するときは、夫以外に之れを脫することも、開くことも出來ない。何となれば之れを開くべき祕密の鍵が、夫の手に握らるゝからである。斯樣にして嫉妬深く、又疑ひ深い夫が、安心して旅行もし、又は遠征の途にも上るのであつた。

貞操帶の由來に就いて、アルベルト●モル氏の說に依れは、若い妻妾は、夫の不在中に、不義を働くことがあるので、之れを防ぐと同時に、召し使ひなどの暴行に供へる用心とから、造られたのである。それで多くの妻妾を擁する貴族、又は酋長などは、其の幸する女以外の女にも、每夜一樣に、貞操帶を用ひて、之れを保護する者すらあつたといふ。

我が日本でも、昔、多くの嬖妾を置いて、淫樂を事とした大名などは、老女なるものを

もつて、監視の任に當たらしめたものだ。併し日本では、貞操帶を用ひた話は聞かぬ。

是れに由つて之れを觀れば、貞操の強要は、もと獨占享樂から發したもので、野蠻時代の遺風ではあるが、文化が進めば進むほど、其の必要が認められ、ので、婦人の貞操は、傳統的に、今日の文明國に傳はつて來たのである。貞操を女の生命として、之れを重大視したのも、之れがためであると思ふ。實際に貞操は、女の美點であると同時に、それが生殖の上にも、善良な影響を及ぼすので、男の之れを希望し、要求したのも、決して無理はない。

第四節　貞操の必要——其の男女に於ける差別

併しながら、男のさういふ心理を分析して見ると、初めは單に、獨占享樂を主としたものであつて、生理的影響など、念頭になかつたのであるが、それが自然に、天理に適つたといふのは、我が血統を正しくし、之れを清らかに保護して、子孫に汚點を止めないやうにするには、妻の貞操を必要とするからである。これに依つて見ても、貞操が何故に、斯くまで強要せられたかの理由は判明るであらう。

貞操の必要は茲にあつて、單に獨占享樂を遂ぐるために、強要したものではないが、野蠻時代に於ける習慣、即ち女を色慾の器械視した遺風が、脫しないで、今日でも貞操といへば、直ぐ女を聯想して、女の守らなければならないもの、やうに、考へる者がある。法律でも、現にそれを實行して居るところさへある。日本の法律もその類ひで、この貞操觀には、大なる誤謬かある。それがあらぬか、近事貞操に關する法律を、改正する議が、法律家の問題になつて、早晩、議會に提出せられるであらうといふことである。さうなつてはならぬ。

貞操は、女許り守るべきものでない。妻にのみ強要すべきものでない。女が之れを守ると同時に、男も之れを守らなければならぬ。何となれば貞操は、女に必要である如く、男にも必要であるからだが、これまで男の貞操を無視して來たのは、男は主で、女は後の位

地にあつたところの、男尊女卑の關係である。

男の貞操は絶對的のものでない

但し男には女の如く、直接に生殖に及ぼす影響、即ち性交反應（一二三頁）がないので其の貞操は、絶對的のものとは認められない。併し少なくとも、妻以外の女に接することは、固く禁じなければならぬ。日本の法律で、男は人の妻女を犯すことは、絶對に出來ないけれども、婢妾を置いたり、藝娼妓に戯れたりすることは、咎めてない。これでは男の放恣となるのも、無理はない。男の貞操を、絶對的のものでなくしたのも、法律の條文で要するにこれは、法律の罪と謂ふも、誣言でなからうと思ふ。

法律と貞操觀

併し法律は、國民の風俗、習慣、宗教、道徳其の他經濟等、すべて生活狀態に基づき之れを標準として制定したものであるから、國民の進歩におくれ、又は國民の發展に、妨けとなる虞れあるものは、矯正する必要のあることは、前にも述べた如くで、それと同時に教育を進め、知識を高めて、國民の貞操觀を改めなければならぬ。

第五節　破貞に對する刑罰

破貞に對する刑罰と貞操強要

次ぎに貞操の破棄に對して、古昔行はれた極刑の如きも、貞操強要の生んだ悲劇と看るべきである。即ち姦通罪に對する嚴刑で、法律上から見ると、破貞は婦徳を壞り、夫の名譽を毀損し、家名を汚すこと大なるところから、夫の親告を待つて、之れを嚴科に處するといふことになるが、本來は、貞操の強要から來たものである。其の愛する妻、其の信ずる妻に、若しも不義の行ひがあつて、折角の期待が、裏切られたとしたならば、果して何うであらう。必ずやその反動は、恐ろしき憤怒となり、嫉妬となつて、之れを復讐せんとする心が、起こつて來るに違ひない。姦婦に對する嚴刑必罰には、恁ういふ事情も、含まれて居る。

アラビアン・ナイトの筋

有名なアラビアン・ナイトは架空の小説であるが、一篇の筋は、王妃の亂行から始まりそれから王の心は一變して、荒れすさんだのである。初めこんなことのあるべしとは、夢

貞操强要の具體化
妃の破貞に對する王の復讐

にも思はなかつた王は、最愛の妃にすつかり裏切られて、失望と落膽とが、忽ち憤恨怨怒と變りて、之れを殺戮したが、それから毎夜、王の伽に上る美女は、翌朝必ず、死刑に處するといふ、飛んでもない法律を出して、天下の美人を戰慄せしめた。そこで宰相の娘で賢明な令孃が、自ら犧牲的に王の伽をして、色々と面白い話をして、連續的に說き聞かせる中に、王の心を和らげて、遂に其の惡法を、撤廢せしめたといふ物語りである。

此のアラビアン・ナイトは、面白くして、讀者の心を引き附けるに、十分の力はあるが誰もほんとうにあつたことゝは思ふまい。併しこれは、妃に對する破貞の復讐を、他の女にまで及ぼした王の心理を、描いたもので、世の中のすべての女を、一つの同じグループと看るときは、さういふ感情の、起こらないこともないやうな氣もする。

併し此の心理は、何にも當て嵌まらない空想であるから、深くは考はぬが、破貞に對する刑罰の、昔は何處の國でも、非常に重かつたことは、事實で、何れもみな、貞操强要から來て居る。故に破貞に對する刑罰は、貞操强要の具體化したものとも言へる。之れに關

サヴエートの刑罰
新婦の處刑
モーゼの法律——姦婦の石殺

する二三の例を、次ぎに記しやう。

モーゼの法律に依れば、破貞の婦は、石殺すべしとある。これは大勢の人が、石をもつて姦婦を撲殺するのである。此の慘刑に就いて、其の光景を描いた泰西の或る繪畫を見ると、姦婦を取り卷いた群衆は、各自に石塊を振り上げて、處嫌はず毆打するところであつたが、姦婦は裸體で、悲命を擧げ、哀を乞ふさまが、髣髴として紙面に現はれてあつた。

此の刑罰は、姦通罪を群衆に裁かせるもので、そこには警察官も、裁判官もないが、たゞモーゼの掟が、群衆心理に移つて、それが刑罰となるのである。

それも長く連れ添ふた夫を、裏切つての破貞ならば、止むを得ないが、猶太では、新婚の夜に、處女でなかつたことが現はれてすらも、新婦を捕へて、情け用捨もなく、此の慘刑に處する例となつてあつたのである。亂暴もこゝに至つて極まれりで、恁んな惡法に問はるゝ、女こそ、憐れとも、氣の毒とも言ひやうがない。

それから姦通に對する刑罰を、極端に行つたところは、露西亞のサヴエートで、磔刑、

支那の刑罰――六所斬り

日本の刑罰――お さん茂兵衛の姦通

車裂、牛裂、火刑等、あらゆる殘酷な手をもつて、姦婦を虐殺し、輕きも斬首は免れなかつた。此のことは、プロッス及びバーテルス兩氏の共著、婦人論に掲げてあるが、五六十年前までも、姦婦の鼻若しくは耳を斬つて、追放したといふことである。

次ぎは支那で、これも前者に劣らぬ慘刑が、行はれてあつた。其の中、最も峻嚴を極めたものは、六所斬りと稱するもので、姦婦姦夫を裸體にして、大なる柱に縛し、先づ左右の乳房を切斷し、それより腿、臀、腹に及んで之れを割き、最後に恥部を抉つて、命を斷つのである。此の刑は清末まで行はれ、場所は町の人通り多き四辻にて、公開的なので、群衆は周圍を取り卷いて、見物したといふことである。

日本にても、破貞には、戰慄すべき慘刑が、昔からあつた。元和三年京都粟田口に於いて、洛中引き廻はしの上、極刑に處せられたるおさん、茂兵衛及びお玉の如き此の一例で、これは近松巢林子の脚色したる、大經師昔暦に依つて、一層有名になつた。おさんは大經師の妻で十九歲、茂兵衛は其の手代で二十五歲、兩人は磔、お玉は手引きしたる廉をもつて、獄門に處せられ、此の他にも連座して、罪を着たものが數人、本夫もまたお叱りを蒙つて、家が斷絶したのである。

白子屋おくまの姦通

次ぎは大岡政談で有名な、白子屋おくまの姦通事件である。おくまは夫を袖にして、手代の忠七と通じ、母もまた情夫をこしらへて、一家は亂倫を極めたが、四人は主人を亡きものにして、店を横領せんと計り、下女を唆かして、主人を殺さしめんとしたが、事成らずして押へられた。一同は町奉行の調べとなり、惡事は悉く曝露したので、おくまと忠七は、市中引き廻はしの上、鈴ケ森に於いて獄門、下女は死罪、母は遠島といふ處分で、段落を告げ、主人も咎められたが、家は辛うじて斷絶を免れた。

此の外にも、多くの例があつて、一々枚擧に遑まないが、姦通罪は何れの國に於いても、非常に重くあつた。之れに就いて注意すべきことは、當事者に對する刑罰が、其の男女に依つて、同樣なる所と、然らざるところとあつたことである。日本の姦通罪は、昔から姦婦姦夫同罪で、其の間に差がないけれども、古代の外國には、獨り姦婦のみ重く罰せられて、

姦通罪には、姦婦姦夫同罪なる所と然らざるところとある

姦夫には、無責任なところもあつた。或ひは罰せらるゝとしても輕く、又は賠償位で、濟むところもあつた。併し姦婦は、何うしても死を免れなかつた。

此れ等の事實に依つて、考へて見ても、姦通の極刑は、もと貞操の强要から來たもので、裏切られた女に對する男の、嫉妬と憤怒とより來たれる復讐に外ならざることが、了解せらるゝ。

第六節　本章の概括及び處女破瓜の習慣

以上に述べ來たれる事實を、便宜上、茲に概括して掲ぐると左うなる。

一　男は放縱にして、貞操を守らないに拘はらず、妻に之れを强要するのは、野蠻時代（男尊女卑）の遺風である。

二　人類學及び社會學上の考察に依れば、女を男の所有物として、獨占的に享樂を擅にした習慣に胚胎して、茲に至つたのである。

三　女に貞操を强要するのは、男に都合のよい計ひで、これには相當の理由がある。

即ち、

イ　妻は家庭の主婦であると同時に、夫の所有物である。故に妻の破貞は、夫の體面を汚すことになる。

ロ　これは野蠻時代に於ける單純な考へであつたが、それが今日になつて、其の夫の體面を汚す理由が、明かになつた。即ち女には、自然の任務として、生殖の負擔を有すること、貞操を破るときは、直接間接に、夫の正しき血統を、紊すこと、なる、二つの理由に依るのである。

四　如上、妻の破貞が、夫の血統を紊す理由となるのは、性交反應の原則に依つて、女の體質に變化を來たすからである。

五　破貞に對する嚴重な刑罰は、夫の嫉妬的復讐である。

これで男が女に對して、貞操を强要した理由の説明は、終はりを告げたが、こゝに亦、

之れと反對に、處女が結婚前に、處女性を失ふこと、即ち必ず破瓜せざるべからざる習慣が、亞細亞及び亞弗利加の古國に、行はれてあつたことを、引用してもつて、貞操の如何なるものであるかを、穿考して見たいと思ふ。何となれば貞操なるものは、時代に關し、或ひは民族に依つて、或ひは尊重せられ、或ひは無視せられて、定まりがなかつたからである。

これに關して議論の多くあつたのは、學者が各々民族の習慣を主として、貞操の動搖を認めたからである。けれども、道德上より言へば勿論、生理學上の原則から見ると、貞操の必要なること、即ち破貞の道德及び生理に戻ることは、昭々として明かである。故に貞操を、動搖性のものと觀た學者の說は誤りで、貞操觀は、人類のあらん限り、變ずべからざるものと看るがよい。此のことは、上來說述せる事實から推して、明かであるから、繰り返しては言はぬが、こゝには學者の誤りを生じたる原因、即ち民族に依つて、處女性を失つてからでないと、結婚することが出來ないといふ、蠻風の例として、參考に揭ぐる

のである。

さて、文化の隆盛を極めた昔のバビロンにては、ヴィナスの宮殿に、數多の美人を蓄へて、公衆の自由に任かせたと、言ひ傳へられてある。これは謂はゆる破瓜の禮で、これを受くるものは、みな妙齡の處女であつた。而して此れ等の神女、即ち巫女は、其の務めとして、神に奉仕する外、身を公衆に提供したのである。

清淨を尙ぶ神殿に於いて、何故、斯かる汚行が、公然行はれたかといふに、これは處女を、神に捧ぐる意味から來たもので、妙齡の處女は、必ずヴィナスの神殿に於いて、破瓜の禮を受けなければならなかつたのである。これはバビロンの法律で、其の儀式は、頗る嚴肅に行はれたといふことである。

たれが恁んな制度を、設けたのか知らぬが、宗教と關係のあることは勿論で、草昧野蠻の時代にあつては、神を悅ばしめ、何でも神慮に適ふやうにと、新らしい初物を供へたことから始まり、而して其の初物を受くるものは、最初は神の代表に立つ長老であつたのが

他の神女の例——アルメニア、フヒニシア、埃及——

神女の光榮

寶淫の起源

後に變じて、公衆となつたのである。

神女の例は、他にも多くある。即ちアルメニア、フイニシア、埃及等で、アルメニアにてはアナイチスの神殿に、フヒニシアにてはアスターの殿堂に、埃及にてはミリツタの神殿に、何れも數多の美しき神女が、集まつて居て、參詣人に身を許したのである。而して參詣人は、一定のお賽錢を納めさへすれば、神女を自由にすることを得るに依り、多くの學者は、之れを宗教的寶淫と名つけて、寶淫の起源と言つて居る。

斯くの如く古代に於ける神女は、半は巫女で、半は遊女といふ特殊の婦人であつたが、一宗教上の關係から、頗る光榮のあるものと、尊敬せられてあつた。それだけ神女に觸れ、一其の身に接するものも、光榮として之れを歡迎したのである。されば神女を渴仰するものは、四方より集まり來たつて、殿堂はさながら、一大妓樓の如く、神女は娼妓の如く、そこに淫慾の交はりが行はれ、歡樂が合はさるゝのであつた。之れに對する報恩の喜捨は、積んで山を爲すほどで、これ等は神殿を司どる者の、所有となるのであつた。

結婚前の破瓜

多妻式と多夫式

此れ等の諸國では、恁うして破瓜の禮を行ひ、全く處女性を失つてからでないと、結婚することは出來ないが、男の方でも、さういふ處女は、迎へなかつたのである。語を換へて之れを言へば、處女では結婚することを得ないので、結婚前に神殿に於いて、破瓜の禮を行ふのであつた。

第七章　一夫多妻と一妻多夫

結婚に於いて、其の相配する男女は、文明國に於いてこそ、一夫一婦の制度であるが、太古の野蠻人は無論のこと、現今にても未開、或ひは文化の初度にある民族などでは、一夫であつて、多くの婦女を娶るものもあらう。又は一婦にして、多くの夫に見ゆるものもあるであらう。前者は即ち一夫多妻（單に多妻式ともいふ）で、後者は一妻多夫（單に多夫式とも謂ふ）である。

第一節　婦女掠奪と掠奪婚

第一項　蠻人の荒淫性と多妻

蠻人の荒淫性——性慾本能の流露

制御する婦女の數

此の一夫多妻なるものは、原始時代に於いて、性慾の飽滿を求むる蠻人の、荒淫性から導びかれたものである。それが今日まで連續して、之れを襲用する民族の存するのは、各民族に共通なる、性慾本能の流露と看るべきである。即ち體力強く、且つ勢力ある男子が劣情を滿足するために、勢力なき、或ひは繊弱き女子を征服して、之れを玩弄した習慣の遺風である。

一夫多妻に於いて、其の制御するところの婦女は、掠奪又は賣買等に依つて、得たものであるが、其の數は、制御者の富み、又は其の身分等に依つて一樣ではない。奴隷の如く全く勢力なきものは、一婦人すらも得ずして、生涯獨身を餘儀なくせしめらるゝけれども、生活の餘裕があるものは、其の分に應じて、二人、五人乃至は十人と、其の數を增し、酋

富みと一夫多妻——支那の富豪大官

一夫多妻の起源

長の如きは、一人にて數十人の多きに至ることもある。

斯くの如く體力と勢力とは、野蠻時代に於いて、一夫多妻と大なる關係を有するけれども、體力のみにては、生活の安定が期し難いので、必ず富みと、社會的勢力とを藉らなければならぬ。富みの社會に及ぼす力の大なることは、今日見るが如くであるが、野蠻時代に於いても同樣で、富めるものは、生活の餘裕を享樂に向けて、淫逸に流るゝやうにもなる。現今にても支那の富豪、大官などは、數十人も妻妾を擁して、淫樂を擅にして居る。これみな富みの力で、中には、よぼ〳〵して、息が通つて居る許りの老人で、尙、數人の妻妾に、かしつかれて居る者もある。

第二項　婦女掠奪

之れに就いて考ふべきことは、一夫多妻の起源である。これには何の時代に、何處の民族から始まつたか、その發生を明かにすることが必要で、之れを說くには、先づ一夫多妻の階級から、述べなければならぬ。此の階級の中で、最も純粹であり、且つ最も原始的で

濠洲に於ける女の掠奪

捕虜の中には妻妾もある

捕虜とした婦女の處分——女奴と婢妾

あるものから言へは、吾人はこれを、濠斯太良利亞、南洋諸島及び大平洋諸島の土人に求めなければならぬ。

此れ等の土人等が、多數の女子を得る方法としては、掠奪を行ふのである。掠奪は、多く他種族の部落を襲ふて、婦女を奪ひ來るもので、此れ等の婦女は、一種の戰利品と看做されて居る。これは斯かる野蠻時代の戰爭には、必らず伴ふものであつて、此の場合ひに上げらるゝ犧牲は、主に若い婦人である。老幼は無殘に屠られ、殺されて、後に殘つた若い女のみが、捕虜となつて、敵地に送らるゝ、のである。

此れ等の捕虜の中には、處女許りでなく、人の妻又は妾なども混じて居るが、掠奪者はそんなことには頓着なく、犇々と繋いで、運んで行くのである。

斯くして捕虜とした、婦女の處分に就いては、酋長が之れを女奴として、勞役に使用することゝ、婢妾として召し使ふこととある。前者は、體格が丈夫でも、容貌のすぐれないものであるが、後者は美しいものに限る。斯樣にして、酋長の婢妾となる婦女の後が、若

整人の占有する婦女の數

個人的に行はるゝ掠奪

友人と共にする掠奪

しも多數で、經濟上悉く養ふことを得ざる場合ひには、之れを部下の者に分配し、それでも餘るときは、女奴に下して、使用するのである。

故に彼れ等の占有する婦女の數は、部落に依つて定まつて居らぬが、普通部下は二三人酋長は十數人から、二三十人の多きに達することは、前に述べた如くである。

右は、戰鬪的準備の下に、行はるゝ掠奪で、部落と部落との間に、交はさるゝものであるが、玆にまた、個人的に女を掠奪して、之れと婚するものもある。これも濠斯太良利亞の土人に行はるゝもので、大袈裟な掠奪では勿論ない。例へば思ひを懸けた娘が、某家にあると、男がその娘の傍に行つて、突然之れを引つ攫つて來るのである。其の時娘が、柔順にして居ればよいが、さもないと棍棒か何かで、其の頭に一擊を加へ、其の氣絶したところを、かつ攫つて來る。

或ひは又、二三の友人を語らつて、掠奪の手傳へをしてもらうこともある。これは娘が、家族と一緒に居るところへ、踏み込む場合ひに行はるゝもので、友人はまたそれを機會に、

他の女を、掠奪することもある。

不意に頭を打たれ、或ひは暴力の下に、攫はれた娘は、無意識の中に、男の家に運ばれて、そこで結婚するのであるが、意に適つた男でなければ、逃けやうとする。男はまたそれを防ぐために、女の足に投鎗を刺して、歩けないやうにして置いて、嫌がる娘を、無理往生に納得せしむるのである。さうしてから後で、男が娘の親に掛け合つて、公然妻に貰ひ受けることもあるが、掠奪したまゝなものもあるといふ。孰れにしても亂暴とも、恐ろしいとも謂ひやうがない。これも掠奪婚の一つであるが、暴力結婚とでも謂ふがよからう。

以上の掠奪婚を、概括して記すれば、大要次ぎの如くなる。判明り易いから、掲げて置く。

一　意中の婦人あるときは、先づ之れに白羽の矢を立て、機を見て掠奪する。

二　之れを掠奪するに、獨力にて行ふことあり。或ひは友人の助力を藉り、時として は大衆を催して、押し蒐け行くこともある。

三　別に意中の婦人あるにあらず、たゞ漠然と狩り來たり、而して其の中に美人あるときは、之れと婚し、氣に入らないときは、女奴とし、或ひは他に與へ、或ひは賣却し、或ひは無殘にも、之れを殺害することもある。

四　掠奪には、他種族に限るものと、同種族に止まるものと、或ひは兩者共に行はるものとある。

五　掠奪には、恰も獸を狩るが如く、棍棒、槍、弓箭其の他の武器を携へて、部落に進入し、其の家族は大抵殺害して、獨り意中の婦人だけを、奪つて來ることもある。

第三項　婦女掠奪の實例と其の遺風

婦女掠奪の實例として、米國の社會學者ウエスター・マーク氏の著書（人類婚姻史）に種々の例が出て居る。其の中の二三を示さうと思ふ。

南亞米別加のエクアドルに住するマカ印度人は、他種族の婦女に對しては、之れを暴力にて掠奪し、同種族間にありては、買收する例となつて居るが、アート人は同種族の間に

ウエスター・マーク氏の著書　マカ印度人―アート人

於いても、婦女を掠奪する習慣がある。

タスマニア、サモア、ツコピア及びニューギニー等の土人にも、他種族より婦女を、掠奪する習慣が行はれ、其の手段として、往々數人の男子が合同し、暴力を用ひて、婦女を掠奪するといふことである。

タスマニア、サモア、ツコピア、ニューギニー

然るにまた、アリアン種族の古昔にあつては、更に慘憺たる掠奪の、行はれたことが、言ひ傳へられてある。それに依れば、其の家は破壊せられ、家族は殺傷せられ、悲鳴と號泣との修羅場裡に、憐れむべき少女達は、暴漢の手に拐帶せらるゝのであつた。此の事實は、今尚、ラークシヤサといへる結婚の儀式として、メニユースの法典に示されてある。

昔のアリアン種族に行はれた掠奪

希臘、羅馬等に於いても、古昔は婦女の掠奪が、一時全國の、風習であつたことは、次ぎの事實で明白である。

昔の希臘羅馬

一　斯巴留多人は、結婚の儀式に、緊要な條件として、掠奪を固持したこと。

二　今日にても希臘には、屢々掠奪婚の行はるゝこと。

三　羅馬人中には、花嫁なる少女が、泣き叫びて、伴はれじとするのを、腕力にて夫たるべき男子や、其の友人等が、無理に引き立て去る習慣の存すること。

古昔の羅馬人及びスカンヂナビア人

英雄時代の傳説に依れば、古昔の羅馬人は、詐欺又は掠奪に依らなければ、結婚することの出來なかつたこと等が、諸書に見え、又、スカンヂナビア國では、處女を姦し、又は之れを掠奪するために、大なる爭鬪を惹き起こしたことなども、記錄に存して居る。

日本に行はるゝ掠奪婚の遺風

亞細亞の各地にも、婦女掠奪の遺風が、到るところに存して居る。我が國に行はるゝものに、次ぎの例がある。

一　或る地方にては、嫁入りの際婚方にては、若干の若者を賴みて、花嫁を其の家より奪ふ眞似をして、之れを連れ來たらしむれば、嫁の里方にては、之れを取り返へす體に追ひ來たつて、和解と稱する儀式を行ひ、これで目出たく合巹の式を擧ぐるのである。

二　或る地方にては、嫁入りの途中に於いて、花婚は村の若者と共に、花嫁を奪つて、之れを自宅につれ來る。後から媒妁人が駈けて來て、形式的に談判し、話しが纏つて、

儀式を擧ぐるのである。

三　或る地方にては、嫁入りの途中に、村の若者が大勢待ち受けて、盛裝の花嫁に、水又は泥を打ちかけ、或ひは儀式の際中に、木片や、瓦や、石や、或ひは蛙、鼠、馬糞などを投げ入れるところがある。

これは土地の惡風で、村人が婚禮の挨拶と共に、相當の心附けを貰らひたいために行ふ惡戲であるが、よく考察するに、掠奪婚時代に、掠奪した娘を、他から横取りしやうと、爭つた遺風とも見える。次ぎの二例の如きも、其の一種と看做すべきである。

四　或る地方にては、花嫁の通る途に、若干の若者が待ち伏せして、花嫁を毆打する眞似をするところがある。

五　或る地方にては、若者達が婚禮の席に侵入して、花嫁の衣服を剝ぎ取り、裸體にすると、花婚が詫びを入れて、其の衣服を返へして貰ひ、改めて祝ふところがある。

怎んな例を擧けると、際限がないが、此れ等の諸例に依つて見ても、日本の古昔に、掠奪婚の廣く行はれたことが、推察せらるゝ。

第二節　婦女賣買と賣買婚

第一項　婦女賣買の樣式

賣買婚とは何ぞ。これは掠奪婚の一種——賣買婚の始まり

賣買婚とは何ぞ

或ひは普通結婚のために、行はるゝことともあつた。孰れにしても、娘に相當する價ひを拂つて、之れを手に入れるのである。

或る社會學者の說に依れば、賣買婚は掠奪婚の形式を變じたもので、性質から言へば、矢張り掠奪婚の一種と、看做すべきである。蓋し賣買婚の始まりは、最初、其の掠奪したところの婦女の親に對して、諒解を求むるか、或ひは賠償の意味に於いて、相當の謝禮をしたのが、賣買婚を生むに至つたからである。之れを譬へて言へば、恰も物品を買ふに當たつて、客は先づ、隨意に其の物を選び取つて、然るのち、其の代金を仕拂ふやうなもの

である。

婦女購賣——物品としての婦女

此の事實に依れば、賣買婚は婦女を娶るといふよりも、婦女を購買するといふ方が、適當である。實際に恁ういふ習慣の行はるゝところにては、婦女は人として待遇せらるゝよりも、むしろ一個の物品として、取り扱はれてあつた。今、之れを解說するために、次ぎの事項に別けて、述べやうと思ふ。

一　婦女賣買の方法。

二　婦女の賣買價格。

三　貨幣代用としての婦女。

第二項　婦女賣買の方法

漆洲及びアシエル種族

婦女を賣買する方法は各地の土俗、又は種族等に依つて一樣でない。濠斯太良利亞に於ける婦女の賣買は、物品との交換で、娘に相當した物品を出せば、それが得らるゝのである。又、古昔のアシエル種族にあつては、奇拔な方法で、娘を賣つたものだ。即ち父は、

娘を飾つて、之れを市に伴ひ、そして

娘の身賣りが即ち結婚——娘の身代金

娘を買はぬか、美しい娘を……

と呼ぶのである。何のことはない、商人が品物を陳列して、客を呼ぶのと變はりがない。而して之れを望む者があると、價値を定めて、之れを賣り渡すのである。

日本でこんなことがあつたら——娘の身賣り

これはアシエル種族に於ける、一般の風習であつて、娘を有する家では、みな斯樣にして賣り渡すのである。甚だ無慈悲な仕方のやうであるけれども、さうしなければ、娘は結婚することを得ないから、恁うするのは親の情けかも知れぬ。そして親もまた、娘の身代金を得ることになるから、一擧兩得といふ譯であるが、一々さう旨くは行かない話しである。そのことは次ぎの例に於いて、一緒に述べるとしやう。

日本で、若しも恁んなことがあつたら、それこそ大變な騷ぎであらうが、蠻國では慣れたことゝて、別に珍らしくも思はず、往來の人は、平氣で通つて了うであらう。それでも人間の賣買、而かも美しい娘を賣るのだから、若い人達の心を、唆らずには居らぬ。先づ

娘の市場競賣

賣らるゝ娘の行く衛

支那の一夫多妻と婦女賣買

之れを見て、寄つて來る者は、未婚の男、好色漢、資産家などで、欲しいと思ふものは、價ひを定めて申し込む。すると他の希望者は、値上げして申し込む。これに對して、更に値上げするといふやうに、娘は到々驚賣りになつて、親の懐を温めることになる。

又、或る種族に於いては、妙齢の娘を、市場に陳列し、而して商品の如く、之れを競賣に附するところもあるが、其の方法は前記の如く、又、亞拉比亞等に行はるゝ黒奴の競賣と、異ならないといふことである。

斯様にして賣り渡さるゝ娘は、良家の人に購はれて、其の妻となることもあるが、中には首長などに買ひ取られて、玩弄に供せらるゝこともあり、或ひは他の種族、又は遠き植民地などに賣り飛ばされて、憂き目を見ることもある。それ等は大抵賣笑婦で、身を浮き草の水に任かせて、西東と廻はるのである。

婦女を、一つの財産の如く取り扱ふ風は支那にもある。これは我が國人にも知られて居るが、支那で此の風の盛んな譯は、此の國が、元來一夫多妻で、一人で多數の妻妾を有するからである。

王侯貴族の多妻

氏なくして玉の輿｜生女を重んずる風

面白いことは、支那人が非常に經濟心に富んで、無益な費用は、一文も使はぬといふ吝嗇であるけれども、美人のためには、千金も惜まず、萬金も貴しとせずして、之れを購ふことである。斯くして王候富豪は、數多の美人を、十人も、二十人も抱へることは、既に述べた如くであるが、それ等の美人は、階級の如何を問はず、容貌さへすぐれて美しければ、賤が家からでも購つて、後庭の花と眺めるのである。故に市井の婦女にして、一朝金殿玉樓に上り、榮耀榮華心のまゝとなる者もある。

謂はゆる氏なくして、玉の輿に乘る話しは、何處の國にもあるが、それが支那に於いて、最も著しいのである。昔は、女宗楊貴妃を寵して、一門登用せられ、榮達したので、之れを羨み、遂に世の親をして、生男を願はず、生女を重んずるに至らしめたことは、白居易の長恨歌を讀むまでもないが、これがやがて婦女を、財産の如く思惟せしむるに至つた、原因とも看られるのである。

娼の身代金——日本の結納金

女兒の賣買

併し、恁ういふ王侯貴人を、相手にする賣買でなく、普通に於いて親が、其の娘を賣るには、買ひ手と直接に談ずるのである。斯くして親は、最も多額の金を出したものに、其の娘を賣り渡すこと、前に掲ともある。或ひは公衆に品評せしめて、其の價格を定むるこけた婦女競賣と、異なるところはない。支那で結婚するときには、夫から婦の親に、莫大な身代金を、提供することになつて居るが、これは賣買の儀式化したもので、日本では此の身代金を、結納金と謂つて居る。

尚、支那では、女兒の賣買も盛んで、四五歳から十歳前後の女兒を、買ひ集むるものが、多いといふことを聞いて居る。これは何の目的にするかといふに、藝人に仕込んだり、遊女屋に賣り附けたり、色々あるが、玉になりさうなものは、手許で育て、十分に磨き上げて、妙齢になつたときに、値よく貴人富豪に、賣るためであるといふ。此れ等の女兒は、多くは貧家のものであるけれども、中には中流の家にても、相手次第で、其の愛孃を、他人に賣り渡す者もありといふ。

女兒賣買の盛んな地方——親子の愛も情もなき民族

日本人と支那人との民族性

支那で此の女兒賣買の盛んなところは、交道の不便な田舎であるが、特に飢饉に襲はれたり、暴風水害等のために、生計の立ち行かなくなつた地方では、子供を厄介にして、憫然とも、可愛想とも思はず、僅少の金で、之れを賣り渡すといふ。野蠻人に行はるゝ、婦女賣買の如く、一般の風習ならば、仕方もないと諦めもしようが、昔は文明を誇つた支那人、特には家庭の團欒を唯一の樂しみにした民族に、此の恐るべく、厭ふべき惡風のあるのは、親子の愛も、情もない民族と言ひたくなる。

我が國人をして、之れを聞かしめたら、果して如何なる感がするであらうか。日本人は親子共に斃れ、共に餓死するまでも、可愛い子を離して、見も知らぬ他人に、賣り渡すやうな、人鬼は一人もない。日本人と支那人とは、同じ黃色人種に屬するけれども、民族性には、大分異つた特色のあることは、爭はれないところである。

第三項　婦女の賣買價格

價格の標

さて古來、婦女を商品同樣に看做して、之れを賣買したこと、前述の如くであれば、そ

れに對する價格がなければならぬ。ところで此の價格に、一定の相場がないといふのは、生きた人間であつて、容貌や、體格、其の他品位、健康、年齢及び門閥等が、一樣でないからである。けれども一般の標準として、是非とも準據しなければならないものは、次ぎの三種である。

一　容貌。
二　體格。
三　年齢。

價格の高下は、之れに依つて定まるのである。容貌に就いて言へば、民族的特徴のすぐれたもので、體格には身長及び均衡が屬し、尙、裸體としての曲線美が、必要條件となつて居る。年齢も大切で、これは若いほどよく、最も歡迎せらるゝところは、妙齢である。此の他附帶的條件となるものは、品位、性質及び家柄等で、それ等の全備したものは、最上の美人と囃され、最高の價格を有するのである。

我が國及び支那等にて稱する美人は、主として容貌にあるが故に、容貌さへ美しければ、體格の如きは、殆んど問ふところでない。けれども、印度、波斯、亞拉比亞及び歐洲諸國にては、肉體美に重きを置き、賣買にも、嚴密に肉體を、檢查することになつて居る。其の方法は、恰度徵兵檢查の時のやうに、被檢者の衣服一切を脫し、檢查臺の上に立たしめて、周圍から批評するのである。斯くして及第したものは、それ〴〵の價格にて、買ひ取らるゝのである。亞拉比亞あたりにては、斯くの如くにして白人の女も、賣買さるゝといふ。

斯樣にして賣り渡す婦女は、植民地の賣笑婦となるものと、蠻人の妻妾となるものとに依つて、其の檢查及び賣價に、手心が加はるのである。賣笑婦などは、容色さへすぐれて居れば、それでよいけれども、蠻人の妻妾となるものは、勞働を彙ぬる故、體格が丈夫でなければならぬ。それで古來、容貌を尙んだ東洋の婦女は、肉體が貧弱であつても、遊女として歡迎せられたことは事實である。

婦女の賣價に就いて、世界中一番廉なるところは、濠斯太良利亞の或る種族で、こゝで

値――其の最も廉なる種族

マンゴニー及びカロクに於ける婦人

シャスチカに於ける婦人

カフイア及びペチエーネに

は一婦人の値ひ、普通僅に一個の硝子壜、若しくは一挺の小刀位に過ぎないので、それ等の品物一つでもつて、立派な婦人と換へることが出來るのである。中央亞弗利加にても、一羽の鷄をもつて、一人の娘と交易するところがある。

亞弗利加のマンゴニー地方にては、鹿皮二枚をもつて、女子一人の普通相場とし、北亞米利加のカリフオルニアに住する、カロク人の間にては、通常一本の角貝にて、婦人の取り引きが行はれ、上流の娘で、而かも最上の美人であつても、二本の角貝で、賣り渡さるゝといふことである。

併し同じカリフオルニアでも、シヤスチカと稱する種族にあつては、價格が少し高く、通常之れが交易には、貝錢又は馬をもつてすることになつて居るが、若くして美なる婦人を購ふには、馬十頭乃至十二頭を要するといふことである。

又、亞弗利加で、蠻勇の聞こえ高きカフイア人に行はるゝ、婦女の交易は、通常は牝牛一頭若しくは二頭であるけれども、容貌最も美にして、體格の強健なものは、牝牛數十頭で

於ける婦人

英領コロンビア、バンクーバー及びオレゴンに於ける婦人

最も高價な婦人

婦人の身代金と生女を喜ぶ風

賣買せらるゝ。それからベチエーネ人にあつては、其の値ひ更に高く、牝牛二十五頭から四十五頭に及ぶといふことである。

尚ほ、婦人の價格に就いて、面白いことが多くある。英領コロンビア、及びバンクーバ島に於ける花嫁の價格は、英價にして二十ポンド、乃至四十ポンドを要する物品に相當し、オレゴンの土着種族にあつては、馬、毛布又は水牛の皮等をもつて、婦女を賣買すること、商品の如くである。

婦人の賣買で、最も高價なところは、亞細亞のカールミック種族であつて、最上の美人は、駱駝三十頭、馬四十頭若しくは羊四百頭に値ひするといふ。

斯くの如く婦人の價格は、種族に依つて一樣でないけれども、之れを娶るには、必ず其の價格に相當する物品、又は身代金を出さなければならないことは、何れの種族に於いても變はりがない。故に娘を多く有する親は、多くの財産を有すると同じく、此れ等の種族にては、婦人の品位、頗る低くして、一般に甚だしく、侮蔑せらるゝに拘はらず、世の親

牝牛に相當する婦人

亞富汗尼斯坦に於ける婦人

償罪としての婦人

達をして、女兒の生まるゝことを、喜ぶ風を爲さしめた。

第四項　貨幣代用としての婦女

女子は物品の如く、賣買さるゝ外に、また貨幣として、代用せらるゝこともある。これ怪しむに足らざるところで、前項に擧げたる亞弗利加の蠻族間に、牝牛なる動物をもつて貨幣の用を爲すものあるのと同一である。此の種族にては、すべての物品の價ひは、牝牛の數に依つて、定められるゝが如く、婦人を貨幣の代用とする種族にては、娘の數に應じて其の價ひを計算するのである。

之れを例すれば、亞富汗尼斯坦人の如きこれであつて、彼れ等は娘を婦人とするよりも、むしろ貨幣として取り扱ふこと、他の種族が、婦人を商品として賣買するが如くである。斯くの如くにして娘一人は、印度の銀貨で六十ルーペルに通用するといふことである。

古の亞富汗尼斯坦人は、娘をたゞに、貨幣として通用するのみならず、罪科の償金にも適用したことがある。試みに其の償金、即ち娘の個數を擧ぐれば次ぎの如くである。

片手と片耳又は鼻と孰れが重いか

白耳曼及び緬甸の例——貞操の提供即ち賠償

殺人罪には　娘十二人

片手
片耳　を切り落したる罪には　娘各々六人
鼻

齒一枚を折りたる罪には　娘一人

古の法律に依れば、人を殺しても、娘十二人を納むれば、無罪放免となる譯で、まことに重寶と言ふべきである。此の割り合ひから見ると、片手を切り落した罪の償ひに、娘六人としたのは、まづ相當として、之れを片耳又は鼻を切つた罪と、同視したのは、少し不釣り合ひのやうに思はるゝが、其麼なものであらうか。

併しそんなことは、何うでも構はぬ。娘を罪の償金に使用したことは、古代の日耳曼にも行はれ、今日にても緬甸にては、婦人は其の父、若しくは其の夫の借金に對し、其の身體を提供して、之れを償却する習慣がある。此の場合ひには、婦人の貞操は、蹂躙せら

るゝけれども、それに向つては、苦情も言はれなければ、訴へることも出來ない。何となれば貞操の提供が、即ち賠償となるからである。

朝鮮にても借金の擔保に、其の娘若しくは妻妾を差し入れ、或ひは之れを提供して、金を借りることあるは、有名な話しである。昔の日本にも、之れに似た事實が多くある。例へば債權者が、債權者に返金の力なきときは、金の代はりに、債務者の娘を、强請的に引き立てゝ行くが如きで、小說や芝居によくある。

第五項　賣買婚の遺風

賣買婚に於ける遺風は、掠奪婚の遺風と同樣、文化史及び社會學上、大なる興味がある。

最初に身代金を取つて、賣却したのが、文化の進むに從つて、身代金を取らずに、贈與するやうになつた。これが今日行はるゝところの結婚で、之れに伴ふ結納金は、即ち賣買婚時代に行はれた娘の身代金であることは、既に記した如くで、（五一八頁）玆に再述す

るに及ぶまい。隨つて求婚者の資產なり、身分なり、位置なり等で、其の結納金に階級のあることも、昔の身代金に、差額のあつた點と、ぴたり一致して居る。

兎も角賣買婚は、其の遺風より研究しても面白く、我が國に於けるものは、之れを歸納して、次ぎの如く結論することを得る。

父が最愛の娘を、自己の尊敬する男子に與へ、或ひは金錢に代へて、之れを他に賣却せる事實の、古昔に多くあつたのは、一般に女子を、物品視した證である。尤も親が、其の愛娘を他人に贈與する目的は、一樣でないが、大體次ぎの如くで、結婚を利用したもの、即ち政略結婚である。故に政略結婚は、源を賣買結婚に發して、夫婦の間に、眞の愛情の無き場合ひが多い。

一　愛娘の幸福を圖るための贈與。

二　長上に對する禮拜、或ひは感謝の表彰としての贈與。

三　敵に服從、或ひは降參の表彰としての贈與。

以上は、別段說明するに及ぶまいが、第一は愛情のためを、圖るものであつて、政略ではない。昔の個人主義の時代にあつては、妻子を犧牲にしてまでも、自己の利益を圖つたが、文化が進むと、子に對する親の愛情が增して、子のために良かれと祈るやうになる。

第二と第三とは、自己の利益をはかるためで、政略に利用したものである。此の場合には、娘の犧牲となることが多く、親や兄は之れに依つて、敵を謀ることを得るのであつた。戰國時代に、最も盛んに行はれた政略結婚はこれである。

第三節　多妻と消費及び生産

多妻多婦と經濟との關係は、前第一節（四三一頁）に言つた如く、多數の妻妾を養ふには、多大の費用を要するので、酋長はそれ等の妻妾の中から、容色の衰へたものや、氣に入らないものは、容赦なく女奴に下し、病氣で役に立たなくなつたもの、如きは、無慘にも屠殺して、經濟の負擔を減ずることを、計るといふやうに、經濟は如何なる蠻族にも、重要視せられてあつた。

ところがまた、多妻多婦は一方に於いて、生産の基となつて、蠻人に歡迎せらるゝことがある。前例の蠻族は、妻妾を單に、享樂の具として、花と眺めるのが目的であつたので女奴のやうに、勞役を科しなかつた。それがために、消費が重なる一方で、困るところから、人員陶汰を行つた譯であるが、此れ等の妻妾を、女奴同樣に働かすときは、無益な人員陶汰は、しなくともよいのである。それで多數の妻妾に、要する費用を、それ等の勞力に依つて、埋め合はせをする蠻族もある。

斯くするときは、彼れ等の勞役、其の他の業務から生ずる收入も、尠なくないので、酋長は、決して妻妾の多きを厭ふことはない。これは恰度工場などで、多數の職工や、女工を使役するやうなもので、其の數が多ければ多いほど、それに準じて生産も大きいのと、其の意味に於いて變はりがないのである。

如上の事實から考察して見ると、蠻族に行はるゝ一夫多婦なるものは、必ずしも單に、

其の色慾を滿足するため許りでなく、其の富力を增進せしむる、手段にもあることが知られて來る。これは事實の證するところで、疑ひがないといふのは、蠻族に於いて、種々の勞役に從事するものは、多くは婦女子であつて、男子は敵を防ぎ、之れと戰つて、部落を衛る任務以外には、殆んど遊惰を事として、無爲徒食するのが常である。然るに女子は、食物の調理は勿論、織り物や耕作等に從事し、種族に依つては、家屋の修築すら營むものもある。故に斯かる婦女を、多く有するものは收入多くして、富めること言ふまでもない。松前志に、恣ういふことが書いてある。蝦夷産業は、悉く女子の手に出でざるはなしと。彼れ等の富みは、全く婦女子の生産で、多くの財産を蓄ふものもある。

第四節　共同生活を營む多婦の心理

茲に最も興味ある問題として、一言辯明の要あるものは、斯かる一夫多婦の生活を、營む婦人の、殆んど無嫉妬なることである。由來女子は、二人寄ると、互ひに嫉妬心を燃やすといふ程、生來的に嫉妬心に富んで居る。それが一夫多婦の場合ひでは、嫉妬心の起ることが、極めて稀れなのである。これは何ういふ理由かといふに、

一　同病相憐れむ心と、

二　勞力に對する責任分擔の心と、

の二心理から起こつて、斯かる現象を來たしたのである。

同病相憐れむといふのは、悲しむべき境遇の下に、置かるゝ婦女が、互に其の心を思ひやつて、同情し合ふところから、心が打ち解けて、嫉妬も猜忌も、無くなることを謂ふ。常には嫉妬を燃やす女も、斯かる狀態にあつては、たゞ〳〵酋長等の、威壓と暴力とに服する外なく、隨つて愛情といふものもない。生殺與奪の權を握つて、擅まに振る舞ふ暴君に奉仕しては、謂はゆる針の席に坐る如く、戰々兢々として、恰も獅子の監視を受くる群羊の如く、哀はれはか無き身の上である。

次ぎに勞力に對する責任分擔とは、仕事に對する勞力の、輕減を意味することで、自己の身に懸れる勞力の重きとき、又は人手の少なき時など、起こる心理である。即ち勞役に對する力の補助で、或る產業を分擔せる婦女に、同じ仲間が加はるときは、それだけ勞力が減つて行くから、同じ境遇のものは、一人でも多く歡迎するのである。さういふ譯で、酋長の下に働らく妻妾の數が、若しも少なき場合ひは、婦人達から侑めて、酋長に他の婦人を娶らしめ、或ひは彼れ等の手に依つて、探がし得た婦人を酋長に獻ずることもありといふ。

如上の事實に依れば、同病相憐れむ心と、責任分擔の心とは、全然異なる如く思はるゝが、仔細に觀察するときは、兩者共に、同じ原理から發して、結局は一元に歸すること明白である。何となれば第一の同病相憐れむ心理は、酋長等の暴力を恐るゝために、第二の責任分擔を希望する心も、要するに酋長等が、享樂を多く、擅まにするために、其の費途に充つる財源を、纖弱き女達に課したに過ぎないからである。故に前例の如く、多くの

妻妾を働かせ、己れはたゞ遊んで居て、衣食するものは、變態な一夫多妻で、本來の目的ではないのである。けれども經濟上の關係で、自然さうなつて來るのである。

純粹の一夫多妻は、群がる妻妾を、生きた花と眺めて、歡樂を極むるにあるが、さうなるとそこに、經濟問題が起こつて來て、其の歡樂を妨ぐるやうになることは、前述來の事實で、諒察することを得る。今日行はるゝ蓄妾なども、徹頭徹尾金錢の問題で、無資產者には、出來ない相談だ。

野蠻時代に於ける一夫多妻は、上述の如く、生產の一方便ともなるが、文化時代に入ると、經濟の關係で、婢妾が黃金でなければ、動かないやうになる。五人でも十人でも、ある程の婢妾は、みな金錢で買はれ、金錢で使はるゝものであつて、野蠻時代のやうに、酋長の威權でも、腕力でも、之れを左右することが出來なくなる。そこにまた、黃金の光りで、他愛なく軟化したところの、婦女を辟びかせて、擅まに制御することを得る悅びと、滿足とが、主權者若しくは首領の胸に湧いて來る。けれども女には、愛も情もない。

つまり金錢で買はれた遊女同樣、解語の花に過ぎないのである。

けれどもさういふ主權者なり、或ひは首領なりの氣に入つて、寵愛を蒙むることは、彼れ等の身の幸ひとなるから寵幸の爭奪に、心を碎くやうになるは、媚びを呈する婦女の常である。語を換へて之れを言へば、誠の愛はないけれども、勢力を張る上に於いて、必要であるから、互に鎬を削つて、競爭するのである。

野蠻時代の一夫多妻には、嫉妬といふものは殆んどなく、有つても薄弱なものであつたことは、既に述べた如くである。然るに文化時代に於ける、一夫多妻になると、彼れ等は言ひ合はしたやうに、嫉妬の塊りの如く變じて、其の美しき顏の持ち主も、心には嫉妬を燃やしつゝ、互ひに中傷を試み、讒誣を浴せかくるものもある。それには各々類を集め、黨を結んで、隱然爭ふのであるが、其の中競爭に勝利を博したものは、凱歌を奏して、世界は、己れ等一味のものとなつた氣がするのである。

古來の王侯貴族の、閨門を案じたものには、恁うした寵幸の競爭があつて、それが他の

權臣と結びつくときは、其の競爭が政治的色彩を帶びて、玆に御家騷動を惹き起こすやうになるのであつた。

斯くの如く野蠻時代に於いて、男子の絕對的權力に、服從した女子が、次ぎの時代に於いて、金力に服從するやうになつたが、併し金力では、女のまことの心を、捉へることは出來なかつた。故に女は、權力でもなく、金力でもないところの、一種の力に感應するときに、そこに初めて、女の本心があらはれて來る。其の一種の力といふのは、即ち戀で、愛から生ずるのである。斯樣にして物品視せられた女が、次第に向上して、其の位地を高むると同時に、結婚も一夫一妻となつて、一夫多妻は世界から影を隱すに至るであらう。こゝに於いて血統を淸くするための結婚が、初めて行はるゝ譯で、其の徑路として看るべきものは、掠奪婚から賣買婚、私婚から正婚、一夫多妻から一夫一妻の順序を經て、今日の文明國に行はるゝ、結婚制度に進むだのである。

これで一夫多妻に關する說明は、終はりを告げたから、更に筆路を改めて、一妻多夫の

如何なるものであるかを、說述しやうと思ふ。

第五節　一妻多夫

一妻多夫の定義

一妻多夫とは、一婦にして、多夫に見ゆることを謂ふ。即ち一夫多妻の反對であるが、併し一夫多妻の如く、權威的に多夫を征服するのではなく、多夫に依つて征服せらるゝのである。

其の起源及び種類

一妻多夫の起源は、一夫多妻よりも、一段後世であることは明かで、之れに次ぎの種類がある。即ち

一　結婚の形式を帶びたる一妻多夫、

二　賣淫の形式を帶びたる一妻多夫、

三　一夫多妻の形式を帶びたる一妻多夫、

の三種で、之れを解說すると左うである。

兄弟間に於ける一婦共妻——西藏の夫婦

西藏の良妻

第一項　結婚の形式を帶びたる一妻多夫

結婚の形式を帶べる一妻多夫は、立派に結婚して、妻となるが、其の夫は、一家中の兄弟であつて、他の男は交へてない。即ち兄弟間に於ける一婦共妻で、其の夫とするものは兄弟の數に依つて、定まらないのである。例へば西藏に行はるゝ結婚の如きで、此の國の婦人は、仕へなければならないのである。

結婚すると、其の家の兄弟の、共同妻となるのである。

さういふ譯で、西藏に於いて、良妻と稱するものは、斯かる種の婦人で、其の夫に依り、愛情又は待遇を異にする妻は、不良として排斥せられ、隨つて此の國には、貞操の觀念も姦通の觀念も、ないといふことであるが、其の結婚生活は、如何なる方法に依つて營まるか、之れに關する材料が乏しいので、西藏の共同結婚は、此の說明以上、述ぶることは出來ない。之れに就いては、印度傳說にかゝるヅロー・パヂー姫物語は、參考の價値がある

『性の知識』第三卷第三號（ヅロー・パヂー姫物語の一節）

パンチャーラ王ヅルーダが、王女ヅローパヂー姫の婚定めとして、大弓の試合ひに、勝を得たものに、姫を與へるといふ布令を出したので、多くの王子達は、みな吾れこそと試合ひに出たが、一人として的に適中したものはなかつた。然るに其の一番終ひに現はれたアルヂユナは、美事的に適中したので、滿場の喝采を浴びると同時に、月桂冠は彼れの頭に降つた。斯様にして、アルヂユナは、五人の兄弟と共に姫を連れて歸つて了つた。

此の時母のクンチは、彼れ等が勝つて、賞品を貰つて來たといふことを聞いて、其の賞品を、兄弟で分配しなければならぬと言つた。そして其の賞品が、姫であつたことを知つて、困つたけれども言つて了つたので、遂にさうすることにした。それでヅローパヂー姫は、アルヂユナ一人の妻ではなくて、五人の兄弟共有の妻となつたのである。そして二日間づゝ、此の五人兄弟の各人のところへ宿り、そこに泊つてゐる間、其の兄弟の一人で姫と、話してゐるときに、他の兄弟が、其の室へ入つて來るときは、十二年間追放されなければならぬといふ約束が、成り立つたのである。

此の物語に於いて、ヅローパヂー姫は、五人の兄弟に身を任せて、孰れにもよく仕へたのは、五人を夫と定めたからである。其の後五人の兄弟は、敵のカウラバ黨に捕はれ、勝ち誇つたヅーサシャが、姫を手に入れんとしたが、姫は聽かなかつたので、亂暴にも姫の衣裳を剝ぎ取り、全く裸にして立たせたり、座らせたりして、あらゆる侮辱を與へたけれども、姫は靡かうとしなかつた。老王ヅリタラーシュトラが、姫に其の望むところを尋ねたときにも、五人の夫を放釋して呉れゝば、他に望みがないと言ひ、又、敵のケチャカが姫を捕へて、

「汝は五人の兄弟に、身を任かせながら、己に從はないのは、何ういふ譯だ」と、罵つたときにも、姫は悲しき聲を振り擧げて、

「如何にも私には、定まる五人の夫がある。併し其の以外の男には、斷じて從はぬ。」と飽くまでも反抗した態度に徹して、考へて見ても、ヅローパヂー姫は、五人の兄弟を一人の夫と看做して、仕へたことが判明る。兄弟の間に不平もなく、不滿もなく、よく一

五人兄弟共夫と他人數共夫——希臘に於ける共同結婚

斯巴留多の壯丁と婦人及び子供

人の姫を愛して、苦樂を共にしたのも、これがためである。

如上の物語は、一家の兄弟に限つて、一婦を共妻としたものであるが、女から言へば、五人を共夫としたものである。然るにまた、一家族でなくして、別々の他人を、夫とする制度がある。それは古代の希臘に行はれた共同結婚の類で、斯巴留多人の探つたところのものである。此の制度に依れば、此の國の婦人及び小兒は、國の共有であつて、誰の妻誰の子と定まりがなかつたのである。

それで斯巴留多の壯丁は、如何なる女子にも、接することが出來、女子もまた、多くの壯丁を、迎へなければならなかつたのである。斯くして生まれた小兒には、母系のみあつて、父系がないから、子供はみな國立養育院に入れたのである。而して成長した後ち、女子なるときは、國民の共有となし、男子なるときは、士卒として軍役に從事せしむるのであつた。

第二項　實淫の形式を帶びたる一妻多夫

實淫の形式を帶べる一妻多夫——半ばは結婚の形式を帶ぶ

妾商賣

妾の種類——獨占妾と自由妾

前項に述べたる一妻多夫、即ち結婚の形式を帶べる一妻多婦は、原始的のものではないが、一妻多夫の最初に現はれたものであることは、疑ひがない。其の次ぎに現はれたものは、即ち本項の、實淫の形式を帶べるものであるが、併し嚴密に言へば、半ばは結婚の形式も見える。

之れを例すれば、妾商賣の如きものである。何となれば妾となるには、最初仲介者を立てゝ、兩者の間を取り持ち、而して話しが纏まれば、關係を結ぶといふやうに、約束があるので、此の點は、結婚の形式を帶べるものであるが、一方に於いて、其の報酬を得る點は、實淫生活に屬するからである。

一體、妾には、色々の種類があつて、一樣でないけれども、之れを大別すると、

一　夫の家に棲むものと、

二　別に一戶を設けて、他に園はるゝものと、

の二種とすることを得る。前者は一夫多妻の場合ひに於けるが如く、一夫に獨占せらるゝ

が故に、他の男と通ずることは、出來ないけれども、外に圍はるゝものは、約束に依つては、干渉を受けないで、自由な生活を營むことを得る。予は便宜上、前者を名づけて獨占妾、後者をば自由妾といふであらう。

自由妾の報酬と生活の放縱

茲に述ぶる一妻多夫は、自由妾のことで、さういふものは一夫に限らず、數夫を綾なして、賣淫的生活を營むが故に、一夫の齎らす報酬は少なくとも、數夫なるときは、多額に上るので、獨占妾よりも割がよい。その上自由妾は放縱で、我が儘が利くといふ、色々な利益のあるところから、妾商賣をするものは、獨占妾になつて窮屈な思ひをするよりも、自由妾となつて、氣儘な生活をすることを、希望するものが多い。

自由妾と賣笑婦

斯樣に自由妾は、多夫を相手に生活を送るもので、其の性質は、甚だ賣笑婦に近い。たゞ、其の純然たる賣笑婦と異なる點は、旦那とする夫に、制限があつて、約束以外の男には、見えざる點である。

性慾と經濟

注意すべきことは、妾は元來、性慾に經濟の加味したもので、結婚の形式を帶べるものとは、大分異なることである。故に妾は、賣笑婦の第一歩で、これから純然たる賣笑生活に入るのである。

賣笑婦の第一歩

賣笑婦が、純然たる一妻多夫であることを、說明するには、先づ賣笑婦の定義を、述べなければならぬ。

純然たる一妻多夫としての賣笑婦

賣笑婦の語には、種々の異名がある。例へば娼妓、賣淫婦、賣春婦、醜業婦等で、昔は遊女、賣女、遊行婦、一夜妻など呼んであつた。何れも相當の報酬を受け、それに對して、色を鬻ぐの義に用ひらるゝけれども、歐米に於いて使用する賣笑婦の語源は、自己を前に置くといふことから、轉化して居る。即ち自己提供の意味で、他人の要求に應じ、其の自由になるのは、報酬に依つて性交を許すことゝ、即ち賣淫することになるのである。

賣笑婦の異名——其の語源

フオーレル氏の說に依れば、賣淫とは、女子が報酬を得る代はりに、一時或る方法に依つて、其の肉體的享樂を、許すことの謂ひであつて、賣淫の目的物は、女子にありと。此の說に依れば、賣淫は人肉の賣買であつて、商品に對すると同じであるけれども、其の關

肉體的享樂——人肉の賣買——一夜妻

係は、一時的であつて、而かも單に、肉體に觸れ(性交の意)しむるに外ならずといふことになる。故に賣淫は、戀愛よりも性慾に近く、性慾よりも一層經濟的關係に、傾いたものと謂ふことを得る。併し賣淫は、經濟的關係であるとしても、其の期間は妻の役を執るので、賣笑婦に一夜妻の名ある所以である。

さて賣淫の定義に就いては、議論多く、其の見解は學者に依つて異なるが、レイ氏の說に依れば、淫行を目的とする婦人が、代償を得て、多數の男子に、自己を提供することを謂ふとあるけれども、賣淫は營業的のもので、其の淫行爲は、屢々反覆せられなければならぬ。それで有名な佛蘭西の賣淫學者、デュシャテリー氏は、賣淫の定義に、同一の淫行爲を、反覆するといふ條項を加へて、次ぎの如く規定した。

一　淫行爲、即ち自己提供の事實が、明瞭であつて、其の行爲の屢々反覆せらるゝこと。

二　世人に、賣淫婦と認めらるゝこと。

三　賣淫行爲の現行を認めらるゝこと。

賣淫は風敎と、道德及び衞生との上に、重大な關係を有する社會問題で、之れを許すときは、風俗が亂れ、人權を蹂躙するのみならず、病毒を流布して、國民の健康を害するに至ることは、昭々として明かである。併しながら其の弊害に鑑みて、之れを禁絕するときは、一方に其の反動として、それ以上の害毒が、社會の裡面に生ずるに依り、廢するが善いか、存するが惡いか、各國之れが存廢に逡つて居る。世界の大勢から見て、賣笑婦は追々に廢滅すべきものに違ひないけれども、それは何時の時代か、豫測も着かぬ。

日本は存娼國で謂はゆる公娼は保護せられ、私娼は撲滅を、督勵されつゝあるけれども公娼の存するところ、私娼は並びに行はれて、撲滅は容易に期待されない。それで日本では、公娼と私娼と、盛んに行はれて、今後益々榮へるとも、衰へる風は見えない。

公娼は、一定の遊廓に群集生活を營み、私娼の住るには、定まりがないけれども、これも大抵は巢窟をなして居る。例へば待合、ホテル、料理店若しくは素人の家等を、根城と

公娼と私娼との區別

するが如きで、外國では公園、街路等を徘徊して、客を誘ふといふ。

これ等の公娼と、私娼との區別は、何人も熱知する如く前者は官廳の許可を得、隨つて檢徽制度の下に、營業するものであるけれども、後者は官廳の許可も檢徽も、受くることなしに、内密に營業するもので、發覺するときは、處罰を受くること勿論である。故に公娼は、官廳の名簿に上つて、一妻多夫の資格を具へて居るけれども、私娼にはそれがない。けれども事實に於いては、私娼も公娼と變はりはないのである。

集娼と散娼

外國にも、公娼制度を採用すること、日本と同じなところもある。又、公娼にも日本の如く、一定の場所に集合するものと、各所に散在するものとある。これに依つて前者には集娼、後者には散娼の名もある。

賣笑婦の被ふ客の數

如上の事實に依つて、賣笑婦なるものは、公娼と私娼とを問はず、多數の嫖客に色を露ぎ、情けを售るものであつて、其の關係は一時的であるけれども、買はれて居る間は妻である。其の一夜に接する客の數は、土地又は習慣に依つて異なり、一夜一客のところもあるが、大抵は一夜三四名から、多きは十數名に、及ぶところもある。

賣笑婦の特徴としての體格——賣婦型

すべて一妻多夫の、生活を營むもの、體格には、或る種の特徴があつて、普通の婦人と異なる。謂はゆる娼婦型であつて、之れを記すれば次ぎの如くである。

一　頸。屢々……、が故に、筋肉の發達を來たし、周圍が太い。

二　腕。……る結果、これ又發達せるを見る。

三　脣。……のため、肥厚せる傾きがある。

四　頭髮。病毒又は服藥のため、脫落して薄くなれるものが多い。

五　乳房。比較的小。

六　腰部及び臀部。其の部の筋肉、著しく發達して、特徴がある。

七　局部。退行的變化を來たし、不姙となれるものが多い。

最も特徴を有する

第三項　一夫多妻の形式を帶びたる一妻多夫

これは前二項のものと異なり、一妻多夫の中にて、最も特徴を有するものである。例へ

ば女賊の首領などにて、多くの小姓を愛するが如き、或ひは富豪の寡婦にて、多くの男妾を抱へるが如き之れである。前者の例は、傳說の鬼神のお松、瀧夜叉姫などの如きで、多くの美少年を、閨中に侍らし、伽を命じて、其の色を愛づること、さながら國主大名が、多くの婦女を征服して、之れを愛するが如くである。

後者の例も、往々聞くところで、中年婦人の未亡人などにある。外國には、初老の婦人に多くあるらしい。彼れ等婦人は、主人の權力を振る舞ふこと、恰も官長等が、配下を愛撫するが如くである。併し女は受動的である故に、男に向つて發動的に出づることは出來ないけれども、權力の下に、征服することは難くない。

結論

終はりに本章の結論として、玆に一言すれば、血統を純潔にする一夫一妻より見ると、一夫多妻は、一夫一妻へ移行の途中にあるものであつて、それ等多くの婦女は、一人びとりとしては、みな一夫を守るのである。故に一夫多妻から、漸次に婦女を除き去つて、最後の一人とすれば、そこに純然たる一夫一妻が、現出する譯である。

然るに一妻多夫は、大に之れと性質を異にし、血液の純潔を計ることは出來ない。何となれば生理的に、生殖を身に負ふところの婦人が、多夫に見えて、貞操を無視したからである。それで一妻多夫の女は、たとひそれから脫して、一夫一妻に入つたとしても、其の血統は事實に於いて、決して純とはならぬ。例へば娼妓が、容に身請けされて、其の人の妻になつた場合ひの如きで、此の時は一夫一妻であるけれども、一度汚れた體は、潔くなることが出來ない。

右の理に依つて、一夫多妻、一夫一妻及び一妻多夫の關係、並びに其の徑路を圖解すると、次ぎの如くである。

第八章　男女の發育年齡と變態なる結婚

第一節　生理學及び社會學上の考察

處女の悲哀

女の覺悟に反せる男の習慣——男女の位置を轉倒しての例

純なる男子の、實際に少なき社會に於いて、女子が其の望むところの童貞を諦めて、他の條件を必要としたことは、前第三章第五節（三一一五頁）に述べた如くであるが、其の關係からして、處女が再婚の老夫にも見え、或ひは繼母となることすら、辭しないやうになつたのである。何といふ處女の悲哀で、これがあるであらうよ。

面白いことは、處女の覺悟が、さうであるからして見れば、男もそれに準じて、初婚に出戻り（再婚）の女、又は、老婦を迎へさうなものだが、それが殆んど、行はれてないことである。語を換へて之れを言へば、假りに男女の位置を轉倒して、童貞の若い男が、年の行つた再婚の女と、結婚したならば何うかといふことである。これは再婚の老夫が、若い女、又は初婚の處女を、娶るのと同じ譯であるが、併し何うした理由か、昔からさういふことはなかつた。

生理學者の說——男女の發育年齡の差

結婚年齡の標準

右の理由に就いて考ふるに、生理學者及び社會學者の說は、參考の價値がある。生理學者は、男女の發育年齡は、生來的に違つて、女は早く熟し、男は遲く熟するので、自然の原則として、長年の男と、少年の女と結ばるゝのが、其の理由であると言つて居る。テンケル氏の說に依れば、男女に於ける發育年齡の差は、五年乃至十年で、女は男よりも、五年乃至十年程長じて居る。

單に年齡の上から見れば、二十歲の男子と、二十歲の女子とは、同年同齡であるけれども、女の二十歲は、男の二十歲よりも、遙かに長じて居る。故に結婚年齡は、男女の同年齡を標準とせずして、一般に女の年齡を、男よりも若くしたのである。此の結婚年齡は、各國同一の比率で、男は女よりも數年長じて居る。これには色々の事情があつて、男には學問、勉強、成業等に、年數を要する關係もあるが、其の主なる原因は、男女の間に於け

る、發育年齡の差に由るのである。

次ぎに社會學者の唱ふる說は、野蠻時代に於ける男尊女卑の習慣、即ち男子の壓制から來たれる女子玩弄の遺風といふことである。之れを詳言すれば、優勝者なる男子が、其の獸性を發揮して、弱き女を征服するのは、之れを玩弄して、色慾を擅にするにあるをもつて、若く美しいものが、選ばれ、而して老ひたるものや、美しくない者等は、或ひは殺され、或ひは棄てらるゝのであつた。

蠻族等が、他の異族又は部落と戰つて、勝利を得たるときに、捕虜として、連れ歸る男女の中で、丈夫な男は奴隸として酷使し、女で若く美しい者は、女奴として使用し、或ひは妻妾として、之れを翫弄したのである。茲に、寵愛といふ言葉に代ふるに、翫弄といふ語をもつてしたのは、眞の夫婦關係で愛するのではなく、單に色慾の道具として、一時の慰みに供するからである。昔の埃及、亞拉比亞、猶太、土耳古其の他の古國に於いて、女奴として賣買する女に、美人の多かつたのも、此の譯である。

以上に述べたる社會學者の說を概言すれば、男子は結婚に當たり、何時でも少女而かも處女を歡迎するのに、女子は初めから老夫に嫁ぎ、或ひは繼母となることすら、敢て辭しなかつたのは、女の宿命的覺悟とでも謂ふであらう。女をして斯くならしめたのは、元來色慾の飽滿を主とする蠻人が、特に若く、美しい女子を、希望した習慣の遺風であるのだ。昔の此の習慣が、傳統的に社會を支配して、男女に强い觀念を與へたのである。

此の說は、社會の發達と、人類の歷史との上から、事實として證明せられるし、全く眞理として認むることを得るが、併し人類の發達の上から、一步を進めて考へて見ると、男女の間に、本來的に發育年齡の差が、橫はつて居て、それが自然に、男女の頭を、固めた關係のあることを、忘れてはならぬ。

それで長年の男子が、自分より年下の女を求むるのは、自然の原則として、怪しむことはないと同時に、長年の老夫に身を任かせる少婦も、異とするに足らぬ譯だ。して見れば童貞の男が、老婦或ひは經產婦——產をしたことのある女で、再婚婦を意味する——と結

婚するのこそ、顚倒したもので、それは生理的にも、社會的にも良くないことは、言ふまでもないところである。

例外——童貞にして老婦又は經産婦を娶るもの

併しながら例外として、童貞の男が、老婦又は經産婦を、娶ることもある。これは或る特別の事情に依るものであつて、常態ではないが、未開時代にあつては、政略として行はれたこともあつた。支那の歷代皇帝の中では、少年にして長年の皇后を册立したものや、或ひは先王の妃を迎へて、后としたものなど、さういふ例が、歷史に殘つて居る。日本にも平安朝時代にあつた。全く藤原氏の政略であつたのである。

朝鮮の結婚

然るに、恁ういふ年齡の顚倒的結婚が、國風として一般に行はれて居るところがある。それは朝鮮で、朝鮮の結婚は一種特別である。此のことは、後節に述ぶるに依つて、茲では略す。

第二節　兄嫂又は弟嫁との結婚

風變りの結婚

兄嫁を妻とするもの——家の相續者の死亡した場合ひに、子のない嫁は何うすべきか

離緣して再婚の便宜を計つて遣るのが當然の處置

第二の問題——更

茲にはまた、一種風變りの結婚、即ち兄嫁又は弟嫁を妻とするものがある。先づ兄嫁を妻とする者から述べて見やう。

恁ういふと、何だか不倫のやうに聞こえるが、そこに事情があるといふのは、一家の兄が病死して、あとに子がないときには、其の家を維持して行く上から、弟に跡目を繼がしめなければならぬ。さうなると兄嫁といふものが邪魔になつて、先づそれからして、處分しなければならないことになる。

斯やうな場合ひには、大抵の家では、其の若い嫁の將來を慮つて、相談づくで、快くこれを離緣して遣る。つまり心殘りなく實家に戻つて、再び他に嫁入ることの出來るやうに、便宜を計るためである。之れを要するに、嫁に對する好意に出づるものであつて、斯かる場合ひに、其の若い寡婦を押へて置くのは、寡婦に苦悶を與へて、精神的に自殺せしむるといふやうな、殘酷な行爲になる。

之れに次いで起こる問題は、更に其の弟に迎へる嫁のことである。ところが新に嫁を

に其の弟に迎へる嫁

貰ふとなると、選擇が難かしく、良いのに當たると結構だが、惡いのに當たると困るところから、むしろ長く家に居て、氣心のよく知れた兄嫁を、其のまゝ弟嫁に直す方が、兩方の爲めではなからうかといふ考へから、之れを實現する者もある。

事情の種類

今日では、そんなことは出來ないけれども、以前はあつたもので、予の知つてる者にも、或る事情から、兄嫁と弟とを納得して夫婦にしたものがあつた。恰度年も、兄嫁の方は弟より、一つ下であつたから、さして不似合ひでもなからうと、話しが纏つたのである。

容易く成立する傾きあるが不思議

此の事情には、一家の經濟から來たもの、或ひは簡便を主としたもの、或ひは親戚を殖やさないといふ縮小主義から、割り出したもの等種々あるが、斯かる結婚は、決して賞すべきものでなく、常識から考へても、嘔吐を催すばかりである。

斯樣に、沒條理な結婚であるから、其の兄嫁なり、又は弟なりに、若しも異議があれば、素より成立する譯はないけれども、此の變則結婚の、割り合ひに容易く成立する傾きのあるのが不思議だ。斯くして初めて、新夫婦が出來るのであるが、併し新夫婦と謂つても、それは新夫だけで、新婦は古いのであること、言ふまでもない。

此の結婚に重きを置かしめた事情

入夫は歡迎されぬ

入夫するの

怎ういふ結婚は、珍らしいといへば珍らしいが、併しよく昔の舊家などに行はれたもので、特に此の結婚に、重きを置かしめたのは、亡兄に遺兒のあつた場合ひである。本來なれば其の子を養育して、一家を維持して行くのが、未亡人の務めではあるけれども、財産も資力もなく、女の細腕一本では、到底遣り切れないとなると、勢ひ入夫を迎へて、それに縋らなければならなくなる。

これはよくあることで、多くは家附きの娘に、養子をした夫が、病死した場合ひなどに行はるゝが、普通の如く貰つた嫁であると、入夫した後、若しも一粒種の兄の子が、死ぬことでもあると、家の血統が絶えて了う譯となる。よしさういふことが無いとしても、氣の知れない入夫を、迎へることは考へもので、家庭のよく治まつた例が、昔から少ない。といふのは、途中から入つて來て繼父となると、夫婦仲も面白くないからだと思ふ。

入夫には、怎ういふ批難があるので、若しも其の家に、弟も何もなくて、跡目を相續さ

よりも弟を立てる必要
母の其の子に對する愛着
弟嫁との結婚

せることが、出來ない場合ひを除く外は、行はない方がよい。それで骨肉の弟が、立派にあるならば、それを立て、戸主としなければならぬが、さういふ時には、如上の事情から、其の兄嫁を直して、妻とするのである。

もう一つ、兄嫁を弟嫁とすることに就いて、餘儀なき事情は、母の其の子に對する、愛着の強烈なことである。離婚になれば、其の子に離れて、其の家を去らなければならないが、母としてはそれがつらく、忍びないのである。さりとて遺兒の後見となつて、後家を立て通すことも、覺束なく思はるゝときは、再婚の形式でもつて、其の家に止めるのが、兩方のためと考へらるゝところから、本人も其の氣になつて、弟の嫁となるのであらう。

以上は、兄嫁との結婚に就いての、事情であるが、時としては弟嫁と結婚するものもある。例へば妻を失ひたる兄が、夫を失ひたる弟嫁と、一緒になるが如きで、これにも相當の事情がある。併し之れに就いて、予の知るところは、たゞ一例のみで、詳しく言ふことを得ないのは遺憾である。

文藝及び歴史に現はれたる例
姻族に對する男女の性的感情は如何に異なるか
男子の性質——獸性と道徳

外國には、兄嫁と結婚して、其の國を奪つた、惡王の物語りや、同じ手段で、兄の家を横領した惡人の話しなど、文藝に多く出て居る。例へばワイルドのサロメ、シークスピアのハムレットりなどで、日本にも、不倫な婚姻を結んだ多くの例が、歴史に殘つて居る。

第三節　姻族又は血族に對する男女の性的感情

前節の如き結婚に就いて、其の姻族又は血族に對する男、若しくは女の性的感情は、如何なるものであるか、普通の事實に於いて見る如く、他人に對すると同じ感情であるか、そしてそれが男女の間に、如何なる差異があるかといふことも、知り置く心要がある。それには先づ、男の性的感情から、述べて見やう。

一體男といふものは、前に屢々述べた如く、其の性質が放縱にして、色慾を好むこと、野獸の如くであるけれども、知識と道徳とが、之れを許さないので、其の獸性を、恣にすることを得ないのである。人間の良心といふのは、此の道徳に、根底を有する心のこと

血族結婚の種類｜男の血族又は姻族に対する性的感情

で、此の心がある許りに、獣性が抑制せられて居るに過ぎないと謂つてよい。故に若しも此の心が薄弱であるか、或ひは色慾が烈しく衝動して、良心を壓倒するかすると、本來の獣性を發揮して、親疎の別ちなく、之れに向つて、突進することがある。

此の事實は、昔の草昧野蠻の時代に行はれた血族結婚にて、證せらるゝ如く、兄として其の妹を妻とするものが多く、それは珍らしいことでなかつた。之れを文獻に徵すれば、斯かる血族結婚は、むしろ原始的で、それから異族結婚が行はれたのである。

さういふ譯で、血族結婚は後世に至つて、益々多くなつて來た。例へば從兄弟姉妹間に於ける結婚、叔伯父と姪、或ひは甥と叔伯母、父と養女、或ひは嫁との結婚の如きで、甚だしきは父と娘、子と母と夫婦になれる者さへある。此れ等の事實に依つて、考へて見ると、男の血族又は姻族に對する、其の性的關係を忌むのは、單に不倫といふ道德觀念に戒しめられ、又、社會及び法律の制裁に、抑へつけられて居るためであつて、若しも其の誡しめや、制裁の手が弛んで來ると、潛伏性の獣性が、猛然と頭を擡げて來て、不倫行爲も

右の説明｜女の姻族に對する二樣の感情｜其の一（續）

敢て辭しないやうになるのである。

然るに女は之れに反して、血族又は姻族に對する性的感情は、羞恥心の強く發達して居るために、男の如くそれ等との結婚は、喜ばれて居ないやうである。併し前述の諸例に依つて見れば、それが一概に、首肯されなくなつて來るふしもある。何となれば彼れ等女性は、縱令ひ男の强要に依るとはいへ、それを甘諾許容したものと、看做さるゝからである。故に女の姻族又は血族に對する性的感情は、男ほど强くはないとも、相當に牽引する情の籠つて居ることは爭はれなくなる。

併し右に述べた丈では、其の意味が十分徹底しないから、玆に詳說すると、女の姻族に對する感情に、二樣ありといふことである。女は小舅（夫の兄弟）や、伯叔父等に對しては、姻族關係で、親しくもあり、且つは尊くも思ふけれども、性的感情の上から見ると、親しい仲だけ、それだけ羞恥心から、卑しき、又は汚なき感情を惹き起こして、嘔吐を催すやうになるのである。況してそれが舅と來ては、卑猥の感情が一層甚だしくして、嫌厭

の情禁ずること能はざるに至るのである。

常識から考へて見ると、それが當然の心理であるが、併し一般的には、さほどでないやうである。特に其の姻族が、夫よりも位置が上で、勢力のあるものなるときは、柔順となる傾きがある。女は所詮、隨伴的のもので、獨立的のものでないことは、これで推察することが出來る。さういふ類ひの女は、權勢にも、金にも屈しなかつた昔の貞女などは、むしろ例外の目をもつて、見るであらう。

以上に述べたる如く、男女の姻族に對する性的行爲は、潛伏性の獸慾に基づくものであつて、野蠻時代には、それが當然として、行ふことを怪しまなかつたのである。現今に於いても、右の感情に支配されて、敢てさういふ關係を、結ぶことがあるとはいへ、道德上から見れば、人倫を破り、風紀を素すことが、甚大なるに依り、法律をもつて、之れを禁じたのである。

此の姻族間に於ける不倫行爲を罰する刑法の、古來峻嚴を極めたのは、右の理由であつ

潛伏性の獸慾

姻族間の不倫行爲に對する刑罰

て、倫序を正し、風俗を純良にするためであつたこと、疑ひがない。破貞に對する刑罰のことは、前に記した通りであるが、姻族間に於ける不倫も同樣で、外國では遠くエスラエルの昔から始まり、羅馬に至つて大成せられた。其の羅馬法に依ると親族結婚は火刑、礫殺等、極刑を免れなかつた。日本でも德川時代には、男女とも市中引き廻はしの上、獄門であつた。

第四節　結婚に長年の女子を娶る國風の朝鮮

これは少し、問題が違ふやうであるが、矢張り前第二節と關聯した年齡の顚倒で、少年の男子と、長年の女子と、結婚することである。すべて恁ういふ結婚は、定規を逸して居るので、予は年齡上の顚倒結婚とでも、名づけたらよからうと思ふ。

併し此の結婚は、次ぎに說明するところの、變態性慾から來るのではなく、國風として一般に行はるゝのであるから、面白いではないか。それは少年の男子が、長年の女子と結

年齡の顚倒結婚

國風としての朝鮮早婚との關係

朝鮮の早婚と印度の早婚

朝鮮の夫婦は妻の隨伴

朝鮮夫婦

婚することで、妻の年齢はいつでも、夫より長じて居る。即ち朝鮮の如きこれで、其の習慣は、早婚から導びかれて來たもの、如うである。

朝鮮の早婚は、有名なものであるが、印度に行はるゝ早婚と、趣きを異にして居ることは、注意しなければならぬ。印度にては、女が幼少にして嫁すのであるが、朝鮮にては、夫が幼少にして、妻は相當に年を取つて居る。

此の事實を詳言すれば、朝鮮の男は、十四歳乃至十六歳にして結婚するが、其の妻となる女は、十八九歳乃至二十歳で、夫より長ずること、三四歳乃至五六歳である。故に朝鮮の家庭は、妻を中心として、夫は妻の隨伴なるかの觀がある。實際少年にして、世路に暗きものは、一家を維持することが、困難であるから、そこに之れを保護、扶掖する者の必要を生ずる。其の場合ひに夫の扶掖者となるものは、其の妻で、夫は妻から一切指導を受ける姿である。

併しこれは、結婚當初の中だけで、時の流れがやがて夫に、種々の經驗を與へ、年も增

妻の顯著年齢の早く老ひる理由

朝鮮の女尊男卑

妻に家庭を委任する風習

ほめた習慣ではない

して、丁年となる頃は、一人前の人間となり、それから活動期に入るのであるが、妻の方は盛りが過ぎて、漸々に容色が衰へ初むるやうになる。さうでなくとも女は、生理的に早熟であるのに、悲ういふ顯倒した夫婦の年齢であつては、妻の早く老ゆることは當然で、妻は夫の姉のやうに見え、時としては母のやうに見えるものもある。

東洋諸國は、古來男尊女卑の習慣で、男が尊大に、女が卑しく馴らされて來たが、朝鮮は例外で、女尊男卑の風がある。現に朝鮮の家庭は、殆んど女に依つて維持せられ、女は齷齪として働くに拘はらず、男は安逸を貪つて、女に養はれて居る。

亞細亞大陸に横いて、支那の儒教を奉じて來た朝鮮に、此の習慣のあるのは、奇と謂ふべきである。これは要するに國民が遊情で、男に働らきがないために、長年の女を妻つて、早く妻に、家庭を委任する風習を、生じたものと思はるゝ。

斯くの如きは、ほめた習慣ではない。結婚制度の上から見ても、決して採るべき策でない。夫の長年で、妻の少年なるは、自然の要求である。全く男女の發育年齢に、適合した

原則であることは、前既に述べた如くで、茲に再び繰り返す要はない。

第五節　變態性慾又は好奇心に捕はれたる年齢の顚倒

然るに如上の原則に反して、茲に又、個性的に少年の男にして、長年の婦人を好むもの と、老婦にして、特に幼童を愛するものとある。これは變態性慾に捕はれたものであつて 日本にも外國にも、其の例が多くある。精神病理の上から見て、興味のあるものであるか ら、以下說述しやうと思ふ。

先づ男の方から見るに、其の望むところの婦人には、中年の婦人なるものと、老婆なる ものとある。後者は老婆を好むもので、之れを途に要し、或ひは偶然の出會に、飛び蒐つ て、之れを凌辱する者もある。曾てベルリン郊外に於いて、十六歲の少年が、六十二歲 の老婆を捕へて、之れを辱かしめんとしたが、却つて老婆のために、散々な目に逢はされ た例もある。

顚倒せる年齢を好む者

中年の婦人又は老婆を好む少年——ベルリンにおける例

前者は、性事に無經驗な少年が、好奇的に爛熟した婦人を好むもので、此の好奇心は、相當の年齢に達しても、尙、保たれて居る。又、少女を娶つて、性慾の滿足を得ないときにも、成熟の婦人を望む心が起こる。これに關し次ぎの如き例もある。

夫(H)二十歲。妻(O)十五歲。中流の家庭に人となる。兩親は舊式の早婚に捕はれて長男が二十歲といふに、十五歲の嫁を娶つたのであるが、其の結婚生活は、殆んど倦ごとに過ぎなかつた。妻は性に關して、全く無關心であつたゞけ、夫は不滿足に堪えなかつた。

そこへ遠緣に當たる親戚の娘(R)にて、一度他へ嫁入りしたが、離別になつたので、家事の手傳へにと賴まれて來た。中年の盛りで、容貌も美しく、立ち振ひもよく、特に(H)に對して親切であつた。ある日(H)は、ふと(R)の入浴するところを見て、其の芳烈な肉體の香りに、恍惚として醉ふて仕まつた。それ以來(H)は、妻の目を偸んで(R)と關係するやうになつた。

老人性色慾亢進症

老婦にして少年を好愛するもの

妻の(O)は、容貌美くし、(R)以上であつたけれども、情事を解しなかつた、めに(H)の慾望が、他の方面に向つたのである。全く一時の好奇心で、變態性慾ではない。

ところで恁ういふ男が、老人になると、前の反對に、少女に牽き附けられて、甚だしく之れを好愛するやうになる。精神病學の方では、之れを老人性色慾亢進症と名つけて居るが、斯かる種のものは、少年の際に、色慾を擅にしたものに、多く現はる、傾向がある。

以上は、男子に於ける異例のものであるが、之れに關聯して、對象的に考察を要するものは、老婦にして少年を好愛するものである。此の病的性慾の導因となるものは次ぎの二種でそれから、男妾なども起こつて來る。

一　婚期を失して、獨身生活を續けた女は、老年になると、偏拗になつて意地悪く、嫉妬深くなる。これは性の壓迫から來た變質で、初老期の頃には、色慾の亢進することが多くある。さういふ場合ひには、少年を好愛して、享樂を擅にするやうになる。

二　我が子のやうに、可愛く思つて愛した少年が、何時の間にか性慾に變じて、情交

七十一の妻と四十一の夫

少年の身分

を結ぶやうになる。

恁ういふ例は、少なくない。特に西洋には、老嬢にして少年を愛するものが多くある。これは結婚難の生んだ弊害で、財産のあるものは、男妾として圍ふものもあることは、前章の「妻多婦の條に於いて、述べた如くである。

日本にて最も適切な例に、恁ういふのがある。場所は仙臺で、女の年は七十一歳、男は四十一歳といふ内縁の夫婦であるが、三十も違つて居ては、全然母と子とのやうである。男は女より、三十多くても、大して目立たないが、女の三十も、男より多いのは、見られたものでない。

何うしてこんな不釣り合ひの夫婦が、出來たかといふに、此の女は未亡人で、四十五歳の時、内職に素人下宿を始めた折、近在から、下宿に來た少年があつた。恰度十五歳の春であつたが、家が富裕で、金に不自由の無い坊つちやんであつた。其の時は、父親はなく母親一人と、弟二人との四人暮らしであつたが、長男の彼れは、修學を思ひ立つて、市に

出て、そして未亡人の家に寄宿したのであつた。

主婦の未亡人は、此の可憐な少年に目を着けて、親切に世話をして呉れたので、少年は喜んで、未亡人に親しむやうになつた。男の十五歳は、ほんの子供であるが、母親が仕附けるやうに幼はり、他の下宿人が居ない時などは、食事もおとり膳で喰べ、寒い晩などは今夜は寒いから、私の部屋へ來てお休みなさい。私の部屋は暖かいですよなどといふやうになり、はてはよく有り勝のことゝなつて、最も親密な仲となつた。

未亡人は思ふまゝ、少年をあやなして、自家藥籠中のものとして了つた。それからそろ〳〵入れ智恵をして、家から金を引き出さしめたのであるが、一二年は夢と過ぎ、五年の長き後も、少年は尚も、未亡人の懐に抱かれて、温き夢を、繰り返して居るのであつた。斯くして少年は、親の財産を、殘り少なく減らして了つたが、其の行き先きは、みな未亡人の懐で、彼の女は少年と關係してから、生計がよくなり、贅澤三昧に、日を送るやうになつた。

此の風評は、早くも世間の口端に上り、親戚間の問題ともなつたが、未亡人は空吹く風と聞き流し、品行を改めやうともしなかつた。又、少年の家でも、母は心配して、息子に歸村するやう、幾度手紙を出しても、梨の礫の音沙汰なく、人に傳言して、掛け合つても駄目であつたので、最後には母自身出仙して、未亡人の家を訪れたのであつた。ところが未亡人は、少年を母に面會させないで、怎んなことを言つた。

「私は、〇〇さんを陰匿つて置く譯じやありません。〇〇さんの餘儀ないお頼みで、宿めてあげる丈のことです。お連れなさるなら、お連れなすつて下さい。私には何の意存もありません。併し今日はお留守ですから、孰れ歸られたならば、私からもお話してお戻りになるやうお勸め申しませう。』と、體よく言つて、追ひ歸すのであつた。

怎んな譯で、未亡人と少年との評判が悪く、全く親戚一門から見離されて了つたので、其の土地にも居堪らず、遂に夜逃け同樣、仙臺を後に上京したのであるが、未亡人の少年を虜にしたのは、世間によくある色仕懸けで、財産を捲き上けて了へば、あとは用がない

と、突き離す一點の欺瞞ではなかつた。年齢の著しく懸隔したところに、變態性のいじらしいやうな、感情が流れて、少年に對する戀着が、執拗に結びついたのである。

悉うなると、何うしても少年を離すことは出來ないで、春風秋月幾星霜を重ねつゝ、今も尚、昔のまゝ同棲を續けて居るが、其の間二十五年、昔の美少年も、今は初老の境に入つて、白頭も目につく樣になつたが、母に等しい未亡人を、其のまゝ母と呼んで、仲よく暮らして居る此の男も、何の興味があつて、斯かる性的生活に、半生を捧げたものやら、常識をもつてしては、判じ難いことである。

本例は、少年を愛する未亡人が、慾と戀とに絡まつて、離れ難なくなつたものと見られるが、少年からいへば、年上の婦人に對する變態性の、感情とも見られるのである。

第九章　血族結婚の利害及び得失に關する諸問題と其の解決

血族結婚とは何ぞ——血緣
同種族と異種族——同種族と血族結婚
異種族と血族結婚
混血兒——異種族間に於ける血族結婚

第一節　血族結婚の定義、階級及び歷史

第一項　血族結婚の定義及び由來

血族結婚とは、如何なる結婚をいふ乎。これは系統上、血緣を有する男女の間に行はる結婚の謂ひであつて、同種族間に於ける、普通の非血族結婚ではないのである。

同種族とは、同一人種に屬するもので、之れに對しては異種族といふもの、即ち人種を異にする、別種の異族がある。血族結婚は、同種族の中にて、血統を同じくし、又は其の血緣を引くところの、間に於ける結婚で、異種族間には、勿論無い筈であるが、併し異種族でも、雜婚して血緣が定まれば、それ等の間に、血族關係の生ずることは勿論である。

之れを例すれば、男の日本人と、女の獨逸人との間に生まれた混血兒は、父或ひは母の兄弟姉妹、又は其の子等に對して、從兄弟姉妹となるが如きである。故に此の場合ひに、兩親の兄弟姉妹、又は其の子が、混血兒と婚するときは、取りも直さず、異族間に於ける

血族結婚が出來る譯となる。

異種族間に於ける血族結婚の圖解

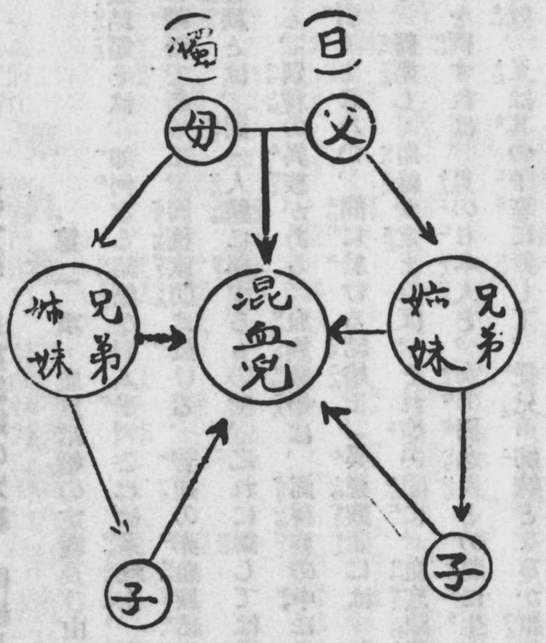

甚だ少ないから、血族に依らなければ、種族を殖やして行くことが、殆んど困難であつたかも此のことは、別に述ぶるとして、血族結婚は、血族關係を有する種族の間に、行はるゝものであるから、人煙の稀少にして、種族の少なくあつた時代に於いては、人間が盛んに血族でもつて繁殖したこと疑ひがない。何となれば草味野蠻の時代に於いては、種族の關係が單純で、其の數も

らである。

さういふ理由で、血族結婚は、原始時代に流行したところの直系親屬婚、即ち父子、母子、又は兄妹等の間に行はれた結婚の、遺風であつて、其の性的生活も、原始的に放肆放慢（亂交）を極めてあつたものに違ひないと思ふ。然るにそれが今日までも、行はれて來て、善いとか悪いとか、色々と問題の種を蒔いて居るのは、上文の如く種々の關係や、事情が綜雜した爲めで、輕率を餘儀なくせしめたものと、考ふるが至當である。

血統を純潔にする上から言へば、血族結婚は、理想的のものであるかも知れないが、現今の進歩した科學及び醫學の上から言ふと、優良な人種を造るには、優良な異族の血を多く混ずるほど宜しく、同一なる血族の血ばかりでは、良い種は出來ないことになつて居る。

之れに就いては、生物學者の動植物に於ける、多くの實驗觀察がある。又優生學者の證明も多くあつて、血族結婚の生殖に及ぼす影響は、明瞭になつて居るが、併し人間に就いては、まだ〳〵研究が足りないし、隨つて肯定的斷言を、與へられない事實が多いから、

血族結婚と不倫との關係

結婚問題の一部として、予輩は、茲に之れを提出した所以である。

血族結婚は、原始時代の遺風であると前に言つたが、これは事實で、同じ原始時代の産物たる私通、野交若しくは姦通等に關して、血族結婚の行はるゝ時代には、不倫、敗徳が多く、貞操觀の如きも、殆んど無かつたことなど、注意すべきことが多い。蓋し血族結婚を普通とする民族にあつては、血緣及び姻戚に對する道徳觀は、極めて薄弱で、羞恥心の發生せざるものすら少なくない。さういふところにあつては、血族關係は亂雜で、親兄弟の別ちなく、相交はること、動物の如くなるものがある。今日でも血族結婚の行はるゝ民族は、其の知識及び道徳の點に於いて、他よりも低級な傾きのあることが、多くの事實に依つて證明せられて居る。

血族結婚を常習とする民族

第二項　血族結婚の階級

血族結婚を行ふ民族は、概して傳統的常習に依るものであつて、今日に於いては、僅に絕海の孤島、山間僻地に存在せる村落等に限られて居る。即ち局限的地方で、他と交通の便なきところであるが、昔は極めて廣く行はれ、特に太古にあつては、一般に行はれたやうである。

血族結婚の類別

それ等の事實は、後文に詳しくあるが、血族結婚にも、親疎に依つて、階級が多く、之れを類別して見ると次ぎの如くなる。

一　血族直系尊屬結婚。
二　血族直系卑屬結婚。
三　血族傍系親屬結婚。
四　姻族直系親屬結婚。
五　姻族傍系親屬結婚。

直系尊屬結婚

一。直系尊屬結婚は、血族直系親で、尊屬にかゝるものとの結婚をいふ。即ち父母、祖父母、曾祖父母等で、これまでは三等親であるが、法律で禁じて居るのは、六等親までゝある。

二。直系卑屬結婚は、前者と同じく、血族直系親であるが、卑屬にかゝるものとの、結婚を謂ふのである。即ち子、孫、曾孫等で、法律上禁じられて居るものは、六等親までゝある。

三。傍系親屬結婚は、血族傍系親で、之れにまた、多くの階級がある。即ち

1　一等親傍系親　父母の傍系で、兄弟姉妹、甥、姪等。
2　二等親傍系親　祖父母の傍系等で、伯叔父母、從兄弟姉妹等。
3　三等親傍系親　曾祖父母の傍系で、大伯叔父母、從伯叔父母、再從兄弟姉妹等。
4　四等親傍系親　高曾父母の傍系で、曾祖伯叔父母、從伯叔父母等。
5　五等親傍系親　高曾祖父母の傍系で、高曾祖父母の子等。

で、此の中法律で禁じて居るものは、三等親までゝある。何となれば同じ傍系でも、等親を距ること遠ければ、遠いほど血緣が淡くなるからである。

四。姻族直系親屬結婚は、夫及び婦の、親族にかゝるものとの、結婚を謂ふのであつて

これにもまた、直系と傍系とあるが、法律で禁止して居るものは、直系の三等親までゝある。

五、姻族傍系親屬結婚は、姻族の傍系にかゝるものとの結婚で、これは法律で許されて居る。血族結婚で差し支へのないものは、血族傍系の四等親以下と、此の姻族傍系とだけである。此れ等親族系統の細別は、次節の第二項に掲げてある。

第三項　血族結婚の歷史

血族結婚と法律との關係は、次節に讓りて、茲に其の歷史を述べやうと思ふ。前にも概要說いた如く、血族結婚は、世界各國に行はれたもので、其の歷史を見ると仲々面白い。之れに關して、醫學博士大澤謙二氏は、其の著『通俗結婚新說』（二一八頁―二二一頁）中に述べられてあるが、こゝに引用したことを、讀者に斷つて置く。

血族間の結婚は、當今の我が民法の如く、何れの時代、何れの邦土でも、禁じてあつたかといふに、決して左樣ではない。耶蘇紀元前七百年の頃より、三百年の頃にかけ、北方

亞弗利加に居を卜して、地中海の全岸に勢力を占めて居つた、彼のフエニシア人の如きは母と息子、父と娘と結婚し、亞拉比亞人の間には、父が沒すると、長男たる者が、其の母と結婚すべき奇態極まる規則が行はれ、古代の波斯人や、希臘人は、兄弟姉妹で結婚し、瓜哇、スマトラ、セイロン島などでは、今日尙、兄弟姉妹間で結婚し、甚だしきは、其の母と婚する者があるといふことだ。

金杉博士の研究

血族結婚と人類の繁殖

ワイルヘ

醫學博士金杉英五郎氏は、血族結婚の研究に、興味を懷かゝ一人であるが、氏は血族結婚の由來を敍せる中に、次ぎの如く引用せられてある。

太古の時代に在つては、世界の何れの邦國に於いても、全然結婚の制度といふものが無く、到るところ血族結婚が行はれて居つたのであるが、是れは人類を繁殖させるといふことが、其の時代の最大必要であつたのであるから、止むを得ざる次第と謂はなければならぬ。

故に此の時代には、同胞の結婚は、通常のことで、中には親子が相通じて、繁殖を圖つて居るといふやうな事實もある。ウイルヘルミ氏が調査した血族結婚に關する歷史の中にも、太古には何れの國にも、兄弟姉妹の配合があつたもので、神祇誌を按ずるに、神代の人が兄弟姉妹相結婚した例の、少なくないのを察することが出來ると、いふやうなことを記してある。

ルミの調査

マサイ律と血族結婚

羅馬法と血族結婚

ンヤウスと君アグリツフとの結婚の話

加特力教と血族結婚

マサイ律に依ると、血族結婚禁制の區域は、甚だ狹いもので、從兄弟姉妹の結婚などは素より禁じてない。唯だ、尊親屬と苗裔兄弟姉妹、伯母及び叔母と甥との結婚が、禁じられてあるだけである。

又、羅馬法も、從兄弟姉妹の結婚を許可して、伯父と姪との結婚を禁じて居たが、此の時に有名な珍談がある。それはクランヂウスが、マッサリナ皇后上天の後に、姪君のアグリッフと、結婚せられやうと思ひ立たれた爲めに、立法院に命じて、法律を修正せしめて叔父と姪との結婚を、許すことにせられたといふことである。

基督古敎の寺では、一般に毫も、血族結婚を止めなかつたやうであるが、羅馬の加特力

血族結婚の流行せる原因

血族結婚禁止の諸國

敎の寺では、血族結婚の制度が、追々嚴重になつて、餘程遠緣の者でも、結婚を許して、夫婦契約の認許狀を與へるといふことは、無いやうになつて居たが、併し裏面では、之れを拒む寺院は、一つもなかつたから、血族結婚は、矢張り盛んに行はれて居たのである。斯く嚴重に禁制があるに拘はらず、益々血族結婚の行はれるといふは、つまり認許狀下附の手數料を、寺院で欲しがるといふことゝ、血族の配合は家族團樂の愉快が、得易いといふことゝの爲めであらうと、當時の人が云つて居つたさうである。

然らば血族結婚は、上世に在つて、到るところに開放されたかといふに、なか〳〵左樣許りも徃かない。現に昔の印度人の如きは、母方の血族は五等親まで、父方の血族は、七等親まで結婚を禁じてあつた。又、今から三千五百年前の大昔に、同族を率ゐて、埃及を遁れ去つた彼のモーゼスの如きも、堅く血族結婚を禁じられ、羅馬人も同樣であつた。それから支那人の如きは、血族は愚か、同姓の者すらも避けて、結婚せぬさうである。其の他現今の野蠻人も、多くは血族間の結婚を避け、止むを得なければ、他種族から、妻女を奪ひ來ることになつて居る。

文明國と血族結婚

目下、世界文明國と血族結婚との關係は、如何かといふに、大體に於いて、我が法律に似て居る。たゞ露西亞は、七等親までを禁じて居り、獨逸は伯叔父母と、甥姪との結婚を許して居るが、之れは兩極端とでも稱すべきであらう。次ぎに瑞西は、伯叔父母と甥姪との結婚を禁じ、墺國は猶太宗の者に限つて之れを許し、英、佛、伊、蘭等は、概ね伯叔父母と甥姪、並びに從兄弟姉妹の結婚を許し、縱令ひ禁じて居る場合ひでも、特別の事情ある者には、之れを許すことになつて居る。何故に各國の法律が、斯く區々になつて居るかといふに、畢竟、血族結婚の害の程度が、未だ判然として居ないからである。

第二節　血族結婚と法律及び親族の系統範圍並びに其の研究法

第一項　血族結婚と法律との關係

さて血族結婚の如何なるもので、それに如何なる種類があるか、又、如何なる變遷を經て、今日に至つたか、其の歷史に就いても、前節に述べたところの事實に依つて、了解せられたこと、思ふが、血族結婚は、血族にあらざる結婚よりも、道德、法律及び結婚生理との關係が、頗る深いので、其の利害得失が、喧しく論議せらるゝのである。

此の問題に關しては、血族に對する羞恥觀やら、風俗習慣やら、其の他種々の事情から道德及び法律上の見解を異にして居るが、法律で之れを禁止する理由は、血族の關係が不倫で、風俗を素すからである。尤も血族結婚も、種類（血緣の近遠）に依つて一樣ではないけれども、血緣の近いものは、近いほど血族觀念が强いから、近いもの、血族結婚は、法律で之れを禁じたのである。

斯くの如く法律をもつて、血族結婚を禁じたのは、血族間の性行爲は、羞恥心を滅却して、人倫を素すからである。昔の法律は、此の點を主としたのであるが、今日の法律は、之れに生理的思想（生殖に及ぼす惡影響）を加味して、一層、血族結婚の有害を、認めたのである。

ところで予輩の考へに依れば、斯くまで血族結婚は、法律をもつて禁じなければならない程、之れを行ふものゝ多くあつたことを思ふと、人間は本能の前には、道德の光りを失つて、盲目となり、獸界に陷ることが察せられて、淺ましなんど言ふ許りなしだ。是れに由り文化の進みたる各國は、何れも血族結婚に關する法律を制定して、之れが防遏に努力しつゝあること、前項の歷史の如くなるのは、正に然るべきところと謂ふべきである。

斯樣に法律が、血族及び姻族間の結婚を禁じたが、それと同時に、結婚にあらざる性的行爲も、血族若しくは姻族に限つて之れを禁じ、犯すものは重く罰するに至つたのは、何故かといふに、これは血族結婚禁止の波及とでも、看るべきもので、興味があるに依り、問題外ではあるけれども、茲に附記しやうと思ふ。

此の血族及び姻族間に於ける性的行爲に、下の二種がある。即ち血族及び姻族相姦と、血族及び姻族姦淫とで、一は不倫、一は罪惡の、共に極めて大なるものである。

血族及び姻族相姦

血族及び姻族姦淫

血族結婚を禁ずる範圍の親族

血族及び姻族相姦は、それ等の親族間に於ける淫行で、私通又は姦通を謂ふのである。例へば母と其の子若しくは養子、又は婚、父と其の娘若しくは養女、又は嫁等と、相通ずるが如きで、それが縱令ひ一時的であつても、發覺すれば、昔は死を免れなかつた。

血族及び姻族姦淫は、それ等の親族を、暴力、詐謀若しくは脅迫等の手段を用ひて、之れを凌辱するものである。此の點は、普通の强姦と異ならぬけれども、親族に對するだけ其の罪が重く見られて居る。羅馬法を首とし、何れの國でも、之れに對する罪を、重く罰したことは、前章の第三節に記した如くである。

第二項　親族の系統範圍

血族結婚の有害を避くるために、我が日本でも法律をもつて、之れが禁止を發布したが其の謂はゆる親族なるもの、、系統範圍は、明治三十七年八月　司法省で之れを規定發布した。其の規定は

一　血族六等親。六等親内の血族、

二　配偶者、

三　姻族三等親。三等親の姻族、

で、民法第七百二十五條に、之れを親族としてある。

血族六等親

血族六等親とは、本人直接の血族系であつて、これに亦、直系親と、傍系親との二種がある。此の系統は、父母を基本としたもので、一等親（父母）から、六等親まで至つてあるし、其の直系と傍系との關係は、頗る複雜して、了解し難きに依り、圖（五一二頁）にて、說明することにする。

配偶者

配偶者とは、結婚當事者即ち夫婦のことである。

姻族三等親

次ぎは姻族三等親であるが、先づ姻族とは何ぞといふに、結婚に依つて、親族關係を生じたものである。即ち夫及び婦の親族に繫がるものであるが、之れにも亦、直系と傍系との二種がある。例へば配偶者の父母（舅姑）、又は其の子の配偶者（嫁婚）は、直系一等親であり、配偶者の甥姪又は伯叔父母の配偶者は、傍系二等親である等の如きこれである。

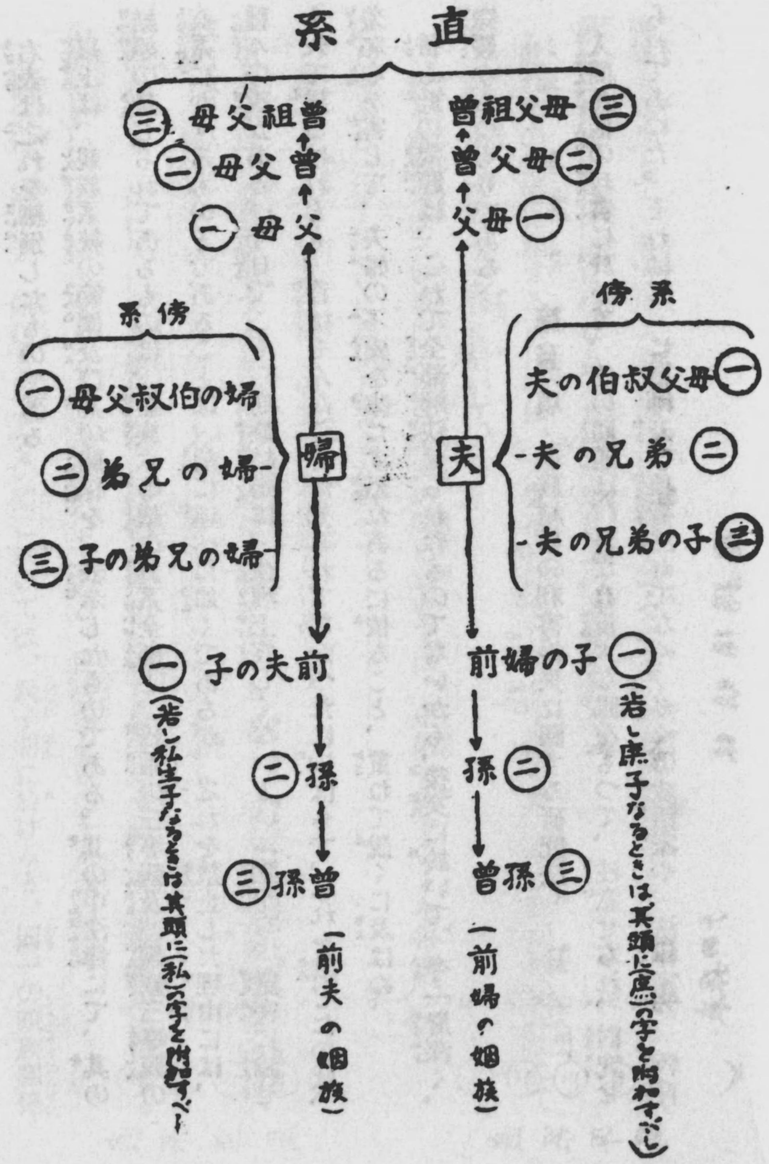

直系
曾祖父母 ㊂
曾父母 ㊁
父母 ㊀
曾祖父母 ㊂
曾父母 ㊁
父母 ㊀
傍系
㊀ 母父叔伯の婦
㊁ 弟兄の婦
㊂ 子の弟兄の婦
婦
夫
傍系
㊀ 夫の伯叔父母
㊁ 夫の兄弟
㊂ 夫の兄弟の子
前夫の子
㊀ 前夫の姻族
㊁ 孫
㊂ 曾孫
㊀ 前婦の子
㊁ 孫
㊂ 曾孫
㊀ 前婦の姻族
㊀ 若し私生子なるときは其頭に(私)の字を附加すべし
㊀ 若し庶子なるときは其頭に(庶)の字を附加すべし

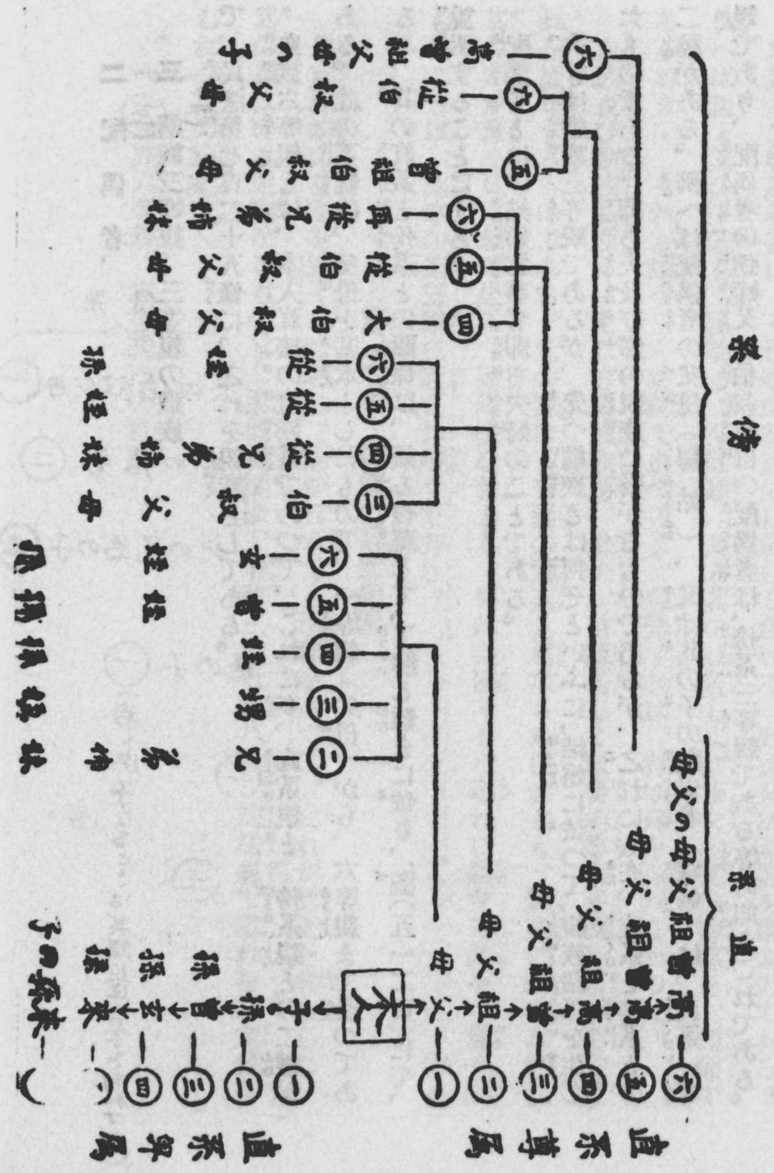

傍系
直系
直系尊属
直系卑属

右表は之れを細別したものである。

血族結婚禁止の理由

以上は、親族系統の範圍及び其の關係を、表示したものである。其の中法律にて、其の結婚の禁じられてあるものは、血族六等親の直系全部と、傍系の三等親及び姻族三等親の直系にかゝるものとであることは、前に述べた如くであるが、之れを禁止した理由には、種々の說がある。今日でこそ、血族結婚は、生理上宜しくないといふ點から、嚴密に論ぜられて居るけれども、昔はそんなことが知られてなかつたに拘はらず、之れを禁じたのは、羞恥心を害して、夫婦の不安を來たす恐れあるに依ること、重ねて說くに及はぬ。

今一層の穿鑿を要す

併し此の問題は、これで全部解決せられたものでないから、後文に於いて、今一層深く、穿鑿するつもりである。

古來研究の事蹟—古代法

第三項　血族結婚の利害得失に關する研究法

人間生活の現實に於いて、此の問題は、可なり重大な眼をもつて、注意せられ、討究せられてあつた。それはたゞに醫師及び學者許りでなく、多くの政治家や、法律家や、教育家等も參加して、各方面より眞面目に論究を試みた其の事蹟の、歷然として存し居るのは、第一に各國の古代法に殘れる、血族結婚禁止の事實である。

殘れる血族結婚の禁止

此れ等の禁婚に關する古代法は、大要前に記した通りであるが、現に我が國の民法にても、其の第七百六十九條に於いて、

我が國の民法第七百六十九條

直系血族又は三等親内の傍系血族の間に於いては、婚姻を爲すことを得ず。

としてある。併しこれには但し書きがあつて、

養子と養方の傍系血族との間は、此の限りにあらず。

とあるのは、血緣を有する親族間の結婚は、禁止しても、養子と養方の傍系親族との間は、血統上の關係がないところから、不問に附せられたものと思ふ。

養子と養方の傍系血族

然れども、玆に又、血族關係のない間柄のもの、即ち養子と養母、又は繼父母と繼子との間に於いては、結婚することを得ないのである。民法第七百二十八條に

民法第七百二十八條—養子と養母と繼父母と繼子

繼父母と繼子と、嫡母と庶子との間に於いては、親子間に於けると、同一の親族關係

を生ず。

とあるのは、これ嫡母と庶子（婢妾等の出にして、嫡母の實子にあらざるもの）、繼父母と繼子との間に於いては、血族關係はないけれども、親子と名乘る以上、法律にては、親子と同一の、血族關係を有するものと看做して、其の結婚を禁じたのである。

さて血族結婚の利害得失に就いて、予は之れを歷史、法律、倫理、家族制度及び生理の五方面より觀、之れを概括して次ぎの三部に分ち、其の順序に從つて追々說明しやうと思ふ。

一　血族結婚の有益說。
二　血族結婚の無害說。
三　血族結婚の有害說。

右の第一說は、ローレンツ、ニューマン諸氏の主張するところで、第二說の唱導者は、チルド、チクソン諸氏である。此の二說の原理は近いので、同說としてもよいが、第三說は其の反對で、全然異つて居る。此の說は多くの醫師、生物學者其の他に依つて、證明されて居るが、併し三說共、各々據るところがあつて、未だ孰れを是とも、非とも決し兼ぬるといふのは、血族結婚の利害は、種族の體質や、遺傳質の有無や、生活狀態や、其の他環境等の關係に依つて、一樣でなく、同じ血族間であつても、其の影響を異にする筈であると思ふ。

面白いといふのは、此の點であるが、併し有害といひ無害といふのも、程度の差であつて、判然と斷定することの出來ない場合ひが、多くあるのである。又、血族結婚の利害は、遺傳と大なる關係があつて、其の方面から討究しなければ、正鵠を達し得ざることもあるので、血族結婚の利害得失は、目下のところ、半ば疑問中にありと謂ふがよからうと思ふ。

第三節　血族結婚の有益說

第一項　有益說の理論

血族結婚の有益といふと語弊があるが、此の說は、血族結婚の無害といふよりも、もう

一歩を進めて、むしろ之れを必要といふ言葉にあてはめて、爾かくいふのである。これはローレンツ氏等の唱導するところであつて、氏は次ぎの如く言つた。

生物の始まりと血族結婚

生物學者及び醫師等は、血族結婚を有害として、之れが排斥に努めて居るけれども、これは其の理由なく、畢竟するところ、自家撞着の說たるを免れない。何となれば生物の起源に遡つて考察するときは、進化論者の言ふが如く、生物の始まりは極めて少數で、其の初めに於いては、悉く血族結婚を爲し、人類に於いても、同樣の徑路を取つて、今日に至りしこと、明白であるからである。

動植の繁殖——人類の祖先

然るに見渡す動植物界は、其の種類の何たるを問はず、能く繁殖し、特に人類に於いては、最も隆盛を極めつゝあるではないか。吾人々類の祖先が、或る下等動物より、發達したといふ進化學上の說に依つて見ても、將又、バイブルの創生記に基づいて、アダム、エヴを人祖とする說に依つて見ても、太初は親子、兄弟の間に、結婚の行はれたことは、實に明々白々である。其の後、支族門葉の多く分かれたる時代に於いても、親族間の結婚は

近い親族と遠い親族

到底免れ得ざりしこと、推知するに難くない。

今日に於いてこそ、血族結婚を忌んで、多くは之れを避け、而して血緣を異にせる種族の間に於いて、結婚を爲すやうになつたけれども、此れ等無血緣の者と雖も、數十代若しくは數百代以前に遡つて、其の系譜を調査して見るならば、元、同一系より分かれて、同じ血緣を有する遠緣のものでなくてはならぬ。然らば今日の一地方、或ひは一國内に於ける民族は、遠疎、近親の差こそあれ、みな血緣を等しくする同胞で、無血緣と思ひつゝ結んだ婚姻は、遠い親族間であることが知らるゝであらう。

四海同胞——日本人の繁榮

此の點に於いて思ふに、四海同胞とは能く言つた話で、日本人は血緣に於いて、一の大家族と看るを妨げぬ。若しも血族結婚が、果して害があるならば、日本人は今日の如くに繁榮して、隆盛を極むることは、出來なかつたであらう。

第二項　諸學者の主張及び考察

ニューマン氏の調査

米國のドクトル・ロバート・ニューマン氏も、數多の實驗より、血族結婚の無害有益なる

ネップ氏の報告

ピットカ

ことを證明した。氏は紐育に於いて、血族結婚の結果に關する事實の取り調べを、命ぜられたる委員の一人であつて、之れに關する詳細な報告を、同州醫學會に送達した。其の報告中には、諸家の調査及び意見も挾まれて、甚だ有益なものであつた。此れ等の報告に依れば、血族結婚の無害有益を、證明すべき事實が甚だ多くある。次ぎは其の一例である。

獨逸のハイデルベルグ大學教授ドクトル・ネップ氏の報告に依れば、往時獨逸のナツソーに、三家族があつて、ドウボルン州に住んで居た。此所は村落を離れて、全く四隣と隔絶してあつたので、此の三家族は、全く互に血族結婚を行つて來たのであるが、其の子孫は能く繁榮して、今日にては一千五百人の住民より成れる、一村落を爲すに至つた。ネップ氏の實地に調査せるところに依れば、此の村民は、體格甚だ强壯にして、不具癈疾なるもの無く、多くは快潤敏慧にして、唯だ一人の、聾啞があつたのみであるといふことである。

他の是れに似た例は、南太平洋中にあるピットカーリンス島の住民である。此の島民も、

リンス島の住民

アイスランド、ブライトン村、バスク等の住民

波斯人の血族結婚

元は小數な人の、血族結婚に依つて、繁榮したものと知られて居る。文獻に依れば、此の島民の祖先は、元、帆船ボーチート號で、送られて來た四人の囚徒である。彼れ等は土民なる婦人と結婚して、子を產み、其の子孫は、みな血族結婚を爲して、多く增殖したのであるが、島民はみな强健にして、虛弱、畸型、癈疾等のものは、殆んど無いといふことである。

又、大西洋中にある丁抹の屬島、アイスランドにも、他と隔離して、血族結婚を行つた數多の小村がある。英國にてブライトン村の、近傍に住する漁人の一小部落、其の他ピレニユース山に近き、西班牙のバスク・バスブレトンに棲める土民も、血族結婚で繁殖した子孫であつて、今日は何れもみな、立派な村落となつて居る。

第三項　歷史上の事實

古代波斯の、血族結婚のことは、前文大澤博士の記事にもあるが、此の結婚制定は、頗る嚴重で、上流階級では、父と娘、母と子と婚して、其の間に生まれた子でなければ、其

インカ族の血族結婚——埃及女王クレオパトラ

ペジユウイス人

の國の僧侶になることが、出來なかつたのである。一般の風習としても、血族結婚は尚ばれたが、波斯人は昔から武勇を誇り、且つ政治軍略に富みて、一時は歐亞及び亞弗利加を一統したる、大帝國を建設したこともあつた。今日の波斯人も、體格は強健、特に婦人は容貌秀麗にして、美なるもの多くあるが、みな血族結婚に依つて、生まれたもの、子孫なのである。

之れに類似した血族結婚の例は、ペリユーのインカ族で、兄妹結婚が行はれ、而かもこれは、法律として定められてあつたのであるが、其の子孫には、十四代も連續した家がある。妖艶をもつて有名な埃及の女王クレオパトラは、血族配合者の子で、其の兩親は兄妹同志であつたといふ。

面白いのはズンダ島のペジユウイス人で、四百年の久しき間、血族結婚を續け、而かも娘は、必ず母方の叔父と、結婚しなければならないことになつて居るが、島民の體格は、極めて健全で、此の種族には不具病弱者など、生まれたことがないといはれて居る。

如上の諸例のみならず、他の國に於いても、久しき間、血族結婚を實用し來たれる種族を見るに、何等の惡結果を貽さゞるのみならず、却つて或る點に於いて、優良な特徴を示せる、多くの事實がある。それは血族結婚と、特殊の才能即ち天才との關係で、天才は優良な血族を通じて、生まれるものと知られて居る。此の說に據れば、最良の子孫は、血族結婚より出づるものであつて、之れに依らなければ、天才は得らるゝものでない。語を換へて之れを言へは、天才は天才を有するものとの結婚に依つて、其の素質を濃厚にしなければならぬ。

之れに關する例は少なくないが、玆に一例として擧ぐるのは、獨逸で、昔樂の大天才と稱せられる有名なバッハ一家の如きこれである。此のバッの一族は、一千五百五十年に始まり、八代の後胤に至るまで、殆んど二百年間、音樂の第一位を占めたる者を出したのは、血族結婚に依つて、同一の特質を集合、累積したゝめである。

以上は、血族結婚の有益を唱ふる者の說で、理論上許りでなく、實際に於いても、同樣

の有益と有害との較れ路

の事實を見ることがあるので、此の說の主唱者は、少數であるとしても、決して排斥すべきではない。但し此の說に就いて、注意すべきことは、結婚當事者に天才、又は特殊の才能のある場合に限ることで、不良種にあつては、非常な害を貽すことを忘れてはならぬ。これ子孫の善惡良否は、遺傳の原則に支配さるゝためで、此のことは次章の「何うして子は親に似る乎」の條に讓る。

有益說に近い

第四節　血族結婚の無害說

第一項　無害說の理論及び諸學者の說明

實驗上の

血族結婚の無害說は、前の有害說に對して言ふと、可もなく不可もないことになるが、敢れかといへば、有害說に近いので、說明中、前說と多少重複するところがあるかも知れぬ。

ドクトル・ギルベルト・テルド氏の說に、血族結婚の結果を見るに、嘗つて子孫に、惡影響を及ぼしたることはない。語を換へて之れを言へば、其の血統に、變性を來たす傾向がないといふことになつて、氏は之れを諸多の事實の上に證明した。又、アウガスタス・ボイシン氏の說に依れば、巴里に於ける癲狂院に、一千五百五十七人の患者があつたけれども、嘗つて血族結婚の結果なるものが、認められなかつた。

無害證明―テルド氏の說―ボイシン氏の說

費府のドクトル・ヂクソン氏も、癆瘵及び結核が、血族結婚に依つて、遺傳するといへる從來の說を排斥して、此れ等の疾病は、獨り血族結婚のみならず、非血族の結婚に依つても、等しく遺傳するものなることを確めたのは、參考の價値がある。

ヂクソン氏の說―癆瘵及び結核の原因

統計學者エドワウード・ヂャルピス氏より、ニューマン氏に送つた書簡に依れば、尋常の祖先より出でたる子孫には、概して尋常の血統遺傳がある。故に此れ等の人々にして、互に結婚するときは、其の子孫に、父母の性質を遺傳するものは、之れを重ねて遺傳する機會がある。されば從兄弟姉妹に拘はらず、すべて父母たるもの、體質が、健全であつて、惡しき遺傳素質を有せざるときは、其の子孫たるものも、亦、健全にして、惡しき結果を

ヂャルピス氏の說―惡質遺傳の系統

貽すことはない理である。然るに從兄弟姉妹の體質が、完全でなくして、惡質を有するものであるときは、前と反對した結果を生じて、不良な子孫を擧ぐるに至るであらうと。

血統の近遠よりも個人性に就いて注意すべき要點

此の事實に依れば、惡しき遺傳質及び不良なる體質は、獨り血族結婚の結果のみでなく非血族結婚にても、同樣なることが解かる。故に結婚の選擇に就いて、特に注意すべきことは、種族の親疎、即ち系統範圍の近遠よりも、個人性にあることを、忘れてはならぬ。何となれば子孫の良否は、一に懸つて、父母の體質及び素質にあるからである。それで若しも、血族結婚に、有害なる結果を來たすとすれば、そは主に、惡しき遺傳質を有するものである。

グラウス氏の說—未開人に於ける血族結婚の無害

ドクトル・マック・グラウス氏の說に據れば、血族結婚は未開の人民にあつては、著しき害を貽すことなく、彼れ等は久しき間、血族結婚に依つて、繁榮したること疑ひなしと。

ライと氏

墺國の社會學者フオン・エ・ライと氏の言ふには、血族結婚の有害は、種族に依つて異なり、無病壯健にして、活潑なる體を有するものにあつては、害が無いのみならず、却つて其の健康を助くる益がある。けれども之れに反して、若しも不健全にして、酒を飲み、遊情淫逸に耽ける者の如きにあつては、大なる害がある。而して其の害は、體質、生活狀態及び環境等より、導びかれたものであつて、血族結婚其のものより、來たものではないと。

血族結婚の利害は健康と不健康とによつて異なる

それから佛蘭西の或る學者も、血族結婚の無害說を主張して、其の調査を報告してある。其れに依ると、或る村落にては、數世紀に亘つて、四十六代の間續いて、血族結婚を行つたが、其の子孫には、何等の變質徴候もなかつた。但し多くの精神病者はあつたけれども血族結婚より出たものは、一人もなかつたことを證として、血族結婚の無害を唱へた。

四十六代の間血族結婚をなせるもの例

又、或る地方も、盛んに血族結婚の流行したところであるけれども、遺傳的に何等の變質徴候もないので、斯かる地方にては、血族結婚の害を言ふもの無きは勿論、其の害を知る者さへなき程なれば、初めより問題となならぬ。之れを要するに、血族結婚の害といふのは、環境に依るものであつて、惡しき或ひは不適當なる環境が、之れを斯くするに依つて

全然血族結婚を問題とせぬ地方—血族結婚と環境との關係

最良の子は血族結婚より出づ

血族結婚は精神病の原因とならぬ

日本の各地に於ける血族結婚の例｜琉球｜伊豆及び八丈島

起こるものであることを、知らなければならぬと論ずる學者もある。

尙、遺傳學者の中にも、血族結婚をもつて、生殖上極めて有益なものと、論ずる者がある。其の說に據れば、最良の子は、血族結婚より出づるものであつて、血族結婚は世人の思考するが如く、有害なものでないといふことである。

又、或る精神病學者の說に從へば、精神病の原因は、主に遺傳素質にあつて、此の素質を有するものは精神病となり、血族間の結婚には、關係がないといふことである。

第二項　日本人に於ける例證

血族結婚の無害な例は、日本の各地にも見える。其の一は琉球で、昔は血族結婚が多く行はれたといふことである。けれども琉球人の體格は、一般に壯健であつて、內地人と大差なきことは、人の知る如くである。其の二は伊豆及び八丈島で、八丈島は、多く血族結婚に依つて、榮えたのである。此の內特に有名なものは、浮田秀家主從の子孫で、參考の價値がある。依つて玆に略述する。

浮田秀家其の子孫

肥後の五家莊

關ケ原の戰ひに、一敗地に塗れて、慶長十一年八月、八丈島に流された西軍の將帥、浮田秀家は、八十四歲をもつて、其の地に歿したが、流された時は主從僅に十二人（一說十三人）で、內二人は女子であつた。其の一人は、秀家二子の乳母で、他の一は、乳母の下女であつた。斯くして一行は島に送られたが、初めの中は衣食に窮乏して、非常に困苦を嘗めたといふ。後に內地より送り來たる金米衣服等に依つて、生活を續け、其の子孫も殖えて、寶曆三年には男二十六人、女三十六人となり、寬政三年には、實に五百十二人の多きに達したといふことであるが、此れ等はみな、血族結婚であつたのである。

次ぎは、有名な肥後の五家莊である。此の村民は、平家沒落の後、落人となつた者の子孫と、言ひ傳へられてあるが、怎ういふ部落にあつては、世を忍ぶために、他と交際を斷つて、專ら同族間の結婚を爲したといふことであるが、今日にても、其の習慣を存して居るのと、山間に僻在して、交通の極めて不便なるとの結果、血族結婚をなして、他の非血

族を雜へざるが故に、同部落の住民は、悉く親族關係を有する、一大家族の如き觀があるといふ。けれども彼れ等住民の身體は、多くは强健にして、壽命の如きも、他より長いといふことである。

日向の椎葉

日向の椎葉も、平家の一族といふことで、生活狀態は五家莊と同じく、同族相娶り、相嫁して、決して他村人を迎へなかつた。併し身體は至極健康で、長壽者も多いといふ。

昔時の穢多

右の外必要な例は、昔時の穢多と稱する特殊の民族である。穢多とは讀んで字の如く、一に非人とも呼んで居つたが、これは階級制度を尚んだ、德川幕府の生んだ失策である。穢多の起源に就いては、種々あるが、歷史上から見ても、將又、民族學上より考へても、決して低級な民族ではない。隨つて卑しむべき點もない。然るに幕府は、之れを虐待する慢橫暴を極めたる幕府の、壓制と見る外はない。

穢多の排斥

上にあつて幕府が、斯かる例を示したため、下萬民之れをい、ことにして、益々穢多を卑しみ、之れに向つて、大警蔑と大恥辱とを與へた。故に彼れ等は、他の四民と交はることが、出來なかつた結果、血族結婚を爲して來たのである。けれども其の體格及び能力共相當に發達し、今日に至つても彼れ等は、謂はゆる新平民として、他の人民と、何等差異なき國民となつた。

新平民と美人及び蓄財家

面白いことは、彼れ等のグループ中に、美人多く產し、一方には蓄財心に富める人の、多いことである。これは何ういふ理由であるかに知ることは出來ないが、彼れ等の系統を調査した上でないと、明に、濃厚になつたためであらう。又、其の蓄財心に富めるのは、長き間の壓迫に依つて人生の快樂を杜絕された彼れ等が、せめて蓄財なりして、心を慰めんものと、其の方面に力を傾けたものと思はる、。此の理財心に長けたことゝ、美人の多いこととは、次ぎに述ぶる猶太人に似て居るのも、亦一奇と謂ふべしだ。

尾と血族結婚

予は元來彼れ等のスペシアル・グループに就いて、多大の同情を寄するものであつて、

彼れ等に對する階級的差別を撤廢するには、新平民なる名稱からして、全然廢止しなければならぬ。最近には水平社なる新語も出たけれども、これとても舊來の階級を意味するものであつて、之れを用ひるは宜しくない。要するに一般國民の、階級的觀念を打破して、彼れ等と交際の道を開くのが、第一の捷徑と思ふ。問題外だけれども、玆に一言を添へて置く。

第三項　印度人と猶太人

外國には、印度人及び猶太人の例がある。印度は人民を、最高のブラマより、最低の平民に至るまで、四種に區別して、各階級は他の階級のものと、婚嫁することを得ざる制度であるから、勢ひ同階級間に於いて、血族結婚の行はれたことは、許さゞるべからざるところである。

然るに各階級とも、それ〴〵能く繁榮して、體格の上に、大なる缺陷のないところを見ると、血族結婚の害なき一證とすべきである。尤も四種族中の平民は、位置最低にして、

甚だしき侮蔑を蒙むつて居るので、それは同階級に於ける、血族結婚のため、智能が發達しない結果と言ふ學者もあるけれども、決してさうでない。彼れ等の低級に置かるゝのは社會的待遇の然らしむるところで、個人的智能の平凡に依るのではない。

之れを喩へて言ふと、恰度、世界の勞働者と同じで、勞働者は必ずしも、劣等のものではない。中には智能のすぐれた、立派な者も多くあるが、適當の位置が無い許りに、餘儀なく身を落して、働らくやうになつたのである。印度の平民もこれと等しく、社會的に位置を奪はれ、出世の途を塞がれて居るから、發展することが出來ないのである。故に此の種の階級を見て、其の原因を血族結婚に歸するのは、誤謬も大なると謂はなければならぬ。

次ぎは猶太人で、これ又、有力な材料である。猶太人は人の知る如く、歐洲の一種族であつて、世界中に此の種族の建設した、一の獨立國はないけれども、歐米各國に散在して猶太教を奉じて居る。それで歐洲人は、猶太人を國内の下等民族として取り扱ひ、之れを侮蔑すること甚だしく、猶太人といへば、交際を絶ち、取り引きを止めるといふやうに、

猶太人の性質及び生活狀態

一般から排斥されたのである。それがために彼れ等は、餘儀なく數世紀の間、血族結婚を爲して來たが、それが自然に、同種族の團結を固むる一原因となつたのである。

大澤博士の說

斯樣に猶太人は、歐米各國に散在して、其の住する區域は狹いけれども、前に言へる如く團結力が强く、其の性質も怜悧にして、能く勤勉し、忍耐力に富み、且つ理財の術に長じて、金を貯へることが巧みである。即ち勤儉貯蓄の美風であるが、一方から言へば、守錢奴でこれが彼れ等の、卑下せらるゝ、原因となつた。けれども歐洲の經濟界は、此の猶太民族に依つて、支配さるゝではないか。其の勢力の大なること、實に測るべからざるものがあると謂ふも、誣言でない。

大澤博士の說に、世には露國若しくはポーレン國内に住する、貧困なる猶太人を見て、彼れ等は血族結婚に依り、生活に耐へかぬるまでに、其の種族は惡化したなどゝ、論ずる者もあるが、此れ等は婚姻以外に於いて、貧困に陷らなければならない他の惡影響の、存しつゝあることを、忘却した論に過ぎない。又中には、猶太人間の生存競爭は、歐洲に大

猶太人の體格——優良に屬す

血族結婚の無害有益の證

多數である耶蘇敎徒よりも、劇烈であるため、彼れ等の劣惡な分子は、死滅して仕舞つて生存競爭に優勝を占めた强壯の者のみ、生存して居るから、自然歐洲の財界に、實力を有して居る云々と、說く者もあるが、然らば猶太の人口は、漸次減滅して徃くかといふに、其の樣子の見えぬところから察するに、猶太人間の血族結婚は、餘り害を爲して居らぬに相違ないとある。

然らば體格の方は何うかといふに、これ亦、憂ふべきところはない。猶太人は、決して劣等な民族ではない。彼れ等に對する世の侮蔑は、歷史的意味を含めるものであつて、其の體格及び精神上より、來たものでないことは、言ふまでもない。中には虛弱者、不具癈疾等も無いではないが、それは何れの國民にも見るところで、獨り猶太人のみでない。

如上の事實に依つて思考するときは、血族結婚は種族の上に、危害を來たすことは決して是れ無く、却つて生存上有益のあることが判明る。何となれば血緣を同じくして、善良なる體質及び體格を有する親族の結婚は、其の善良なる性質を、重

襲する理となるからである。これ理論上の空談にあらずして、實際上然るべきは、如上の諸例に依つて、諒知することゝを得る。

第五說節　血族結婚の有害

第一項　有害說の主張者及び一般の說明

前節に述べたる血族結婚の有害、及び無害の二說に反對せるものは、本說の主張者である。故に此の說は、前二說と水炭相容れずして、多くの醫師、生理學者及び生物學者等に依つて唱へられ、最も勢力がある。予は今や、進んで之れを述ぶる時機に達した。

然らば血族結婚に依つて、生ずる障害は、如何なるものかといふに、これには種々ありて、一概に言ふことは出來ないけれども、要するに身心の異常で、身體的には羸弱、畸型官能障害等がある。而して官能障害には、聾啞が最も多く、次ぎは眼疾である。それから精神的異常として、主なるものは白痴、魯鈍若しくは精神病等で、此れ等の害は、大

抵血族結婚に伴つて、生ずるものと知られて居る。語を換へて之れを言へば、血族結婚を爲すものは、他の血族にあらざるものの結婚に比して、著しく不良なりといふにあつて其の成績は統計上明白である。

血族結婚を非とする者、即ち有害說の主唱者は、ペミス、スチーダ、エルスネル、ミツゲ、ブーデン、メニーレ、モース及びミギンド等の諸氏であつて、生物學上より、初めて之れを研究したものは、獨逸の植物學者スプレンゲル氏、及び進化論の泰斗チャールス、ダーウィン氏である。此れ等諸學者の實驗に據れば、前二節に示した多くの實例は、根底から覆されて、悉く有害說の反證となれる觀がある。

それで血族結婚は、何故惡いか、其の理由を說明する前に、先づ生物學上より、血族結婚の有害なる事實を、述べなければならぬ。植物界にては雌雄同體（一花中に、雌雄兩蘊を具備するもので、普通の花は之れと屬す。例へば櫻、梅、油菜、朝顏、茄子等）のものであつても、雌蘊は一花中の花粉に依つて、受精することは極めて少なく、すべての花は

大抵他花の花粉を受けて、受精する仕組みになつて居る。此の事實を、初めて發見した人は、スプレンゲル氏であつて、其の後ダーウキン氏は、精密に之れを實驗して、動かすべからざる事實となつた。

植物界に於ける事實――他花受精

新くの如く植物にて、受精するに他花の花粉をもつてするものを、他花受精といひ、同一の花中にて、受精するものは、自花受精と名づけて、殆んど異例の如く、看做されて居るのは、其の數の極めて僅少なことから見るも、說解せらるゝであらう。

自花受精の不利益

これ自花受精は、生殖上不利益にして、善良な種子を生ずることが、出來ない爲めに植物には自花受精を避くる用意として、種々の巧妙な裝置を具へて居る。例へば一花中の雄蘂及び雌蘂は、同時に成熟せずして、兩者は別々に成熟し、又は雄蘂の位置が短くして遙かに雌蘂の下に位するか如き、孰れも自花受精を、妨ぐる裝置に外ならないのである。ダーウキン氏の實驗に依れば、植物の自花受精に依つて、生じたる果實及び種子は、不良にして、生育し難き傾きがある。

動物界の事實――雌雄同體なるものゝ交配

血族結婚と心身異常

進んで動物に至つても、血族結婚を妨ぐる裝置がある。例へば蚓蚯、蛭、蝸牛等の如き雌雄同體のものにあつても、一體中にて其の雌雄兩生殖を、交へることはなくして、必ず他のものと交配するのは、血族結婚の有害を避くる、自然の配劑と謂ふべきである。動物界に於ける此れ等血族結婚の有害なことは、生物學者の研究に依つて、愈々明瞭となつた。

第二項　血族結婚と身心の異常

血族結婚と身體及び精神の異常とは、大なる關係があつて、其の間に生まるゝ子には、夭死、魯鈍、聾啞及び精神病等が多くある。一千八百五十八年にベミス氏が、米國醫學會に報告した成績に依れば、從兄弟姉妹の結婚五百八十組より、生まれた小兒二千五百七十八人の中、其の三割り以上は異常者であつて、之れを細別すれば、左表の如くであつた。

病名	人員	百分比例
夭死	三三七	三九・二八
痴鈍	二三一	二六・九二
聾啞	一一七	一三・六三

項目		
畸型	五三	六・一五
癲癇	五二	六・〇六
發狂	四四	五・〇七
合計	二四	二・八〇
	八五八	

其の割り合

即ち異常者は、總數八百五十八人で、二千五百七十八人に對し、百分の三三・三に當たるのである。

丁抹に於ける血族結婚と癲白痴及び聾唖等

歐洲にて、血族結婚の最も盛んなところは丁抹で、ミッゲ氏に依れば、同國に於ける結婚總數の、百分の三乃至四は、血族結婚であるといふ。其の結果は、ミッゲ氏の調査に依つて知られたが、癲癇白痴、其の他の不具を出だせること甚だ多く、聾唖は三百二十九人の中、三十人即ち百分の九・一に上つた。

血族結婚と暴虐及び殘忍性との關係

尙、血族結婚と暴虐及び殘忍性との關係に於いて、歷史上の例がある。西班牙王フエルヂナンドと、王妃イサベラとは從兄妹同志で、それから三代續いて、從兄妹同志の結婚を行つたが、此の血統から、暴虐なるもの、或ひは殘忍なる王子の數人出たことが、有名な物語りとなつて居る。

血族結婚と痴呆

又、血族結婚と痴呆との關係に就いて、調査した學者が多くある。エヂンバラーの醫科大學長ドクトル・ミッチエル氏は、痴呆の原因に關し、英國にて痴呆の血族結婚に關係あるものは、百分の六〇、其の他は習性に依つて、生じたものなることを述べた。

血族結婚と虛弱

次ぎにスチーダ氏が、佛蘭西人に就いて、調査せるところに依れば、血族結婚の數と、虛弱なる產兒の數とは、正比例するものであつて、世に血族結婚を爲す者が、增加すれば增加する程、虛弱者の增加することを確めた。前の例に於いて、夭死者の多數に上つて居るのは、斯かる虛弱者が多いためで、夭死者は虛弱者に多くある。

血族結婚と聾唖との關係

第三項　血族結婚と聾唖

血族婚姻と、最も關係の深いものは聾唖で、聾唖は專ら血族結婚より、生まるゝとまで言はれて居る。之れに關する研究は多くあるが、先づモース氏の示せる例に依ると、恁う

である。

或る人、二回結婚を爲したが、第一回の妻は、其の人の姪であつて、第二回の妻は、全く他族の女であつた。此の二回の結婚に依つて、其の生まれた子孫は、如何にといふに、最初の妻即ち姪との間に生まれた子は、男子二人と、女子一人とで、二度目の妻から生まれた子は、一人の男子と、二人の女子とであつた。然るに其の孫を見るに、前者の孫十二人の中、三人まで聾啞を出だし、後者の孫十六人には、一人の聾啞もなきのみならず、何れもみな健全であつた。今便宜上、之れを摘撮すると、次ぎの如くである。

最初の妻（姪）より生まれたる子孫
- （男）
- （男）此の孫十二人の中、聾啞三人
- （女）

後妻（非血族）より生まれたる子孫
- （男）
- （女）此の孫十六人悉く健全
- （女）

佛國の少壯醫學者カザリアン氏は、ボルドウに於いて、血族結婚と聾啞との關係を、明かにすべく多くの實驗を爲した。其の調査に依れば、同地の聾啞院に於ける三十九人の小兒中、其の六人は血族結婚の子で、而かも其の中の一兒は、聾啞の兄弟二人を有し、他の一兒の兄弟は、三人とも同じ聾啞で、總計十一人即ち百分の二八・二の聾啞なることを認めた。更に同院の聾啞女子二十七人の中、九人は血族結婚より來たり、而して其の中の六人は、七人の兄弟姉妹みな聾啞であつて、すべて十六人、即ち百分の五九・三は、聾啞なることを報告した。左表はその摘撮である。

血族結婚より生じたる聾啞
- 十一人（内一人は三人兄弟、一人は四人兄弟）
- 十六人（女）（内五人は二人兄弟、一人は三人兄弟）

メニーレ氏の說に據れば、聾啞は直接に遺傳すること少なく、却つて健康な兩親で、血

族結婚の場合ひに多い。而して其の血統が近ければ近い程、愈々害が烈しいのである。又血族結婚に依つて、生まるゝ聾唖の數は、之れを他の、非血族結婚に比すれば、實に次ぎの如き倍數をもつて、進み行くと言つて、血族結婚の恐るべきことを示した。其の倍數は

十八倍

従兄弟姉妹間に於いては

三十七倍

叔父と姪との間に於いては

七十倍

甥と叔母との間に於いては

であるが、併し此の比例は、日本の統計とは大に異なり、我が國では、従兄弟姉妹間から生ずる聾唖が最も多く、叔父姪間より生まるゝ聾唖は少ない。後文第四項を參考にするがよい。

血族結婚禁止の請願

業學博士デビー氏も、一千八百六十年リヨン大學に於いて、右と同一の意見を發表したが、其の中に下文の如きことが、記されてあつた。アリーヂス（佛國の一地方）に於いては、不具廢疾及び贏弱等の蔓延を防遏するために、同地の法僧は、血族結婚を禁止すべくモントペリアの理事官に向つて、之れを請願したと。

各聾唖院に於ける患者の比例

又、プーデン氏の調査に依れば、聾唖院に於ける患者は、多くは血族結婚の子孫であつて、其の數は各院等しくないけれども、比例は概ね大同小異であつて、次ぎの割り合ひを示した。

猶太派及び基督教派の聾唖院に於ける患者の比例——プーデン氏の結論

聾唖院名	百分比例
巴里聾唖院	二八・〇
リヨン聾唖院	二五・〇
ボルドウ聾唖院	三〇・〇

然るに伯林に於ける、猶太派の聾唖院にあつては、其の比例一萬分の二七であつて、同地基督教派の聾唖院に於いては、其の比例僅に、一萬分の六である。之れに由りプーデン氏結論して言ふには、如上の統計に依り、世に血族結婚の無害を主張するものは、一部に偏せる簡見であつて、大局に達觀せるものでない。多數の統計を綜合して考ふるに、聾唖の多くは、血族結婚に依つて來たれるものであるが故に、聾唖は特に、従兄弟姉妹に至つ

て、強く其の素質を遺傳するものなることが了解せらるゝといひ、更に其の害を明白ならしむる爲めに、多くの例を示した。

ワイルド氏の、愛爾蘭に於ける聾啞の報告に依れば、血族結婚で雙子の聾啞を擧げた數例がある。其の一例は、一家みな聾啞なるものであつて、多くは父の系統に傾いて居る。又一例は、一家六人で、それが、悉く聾啞である。他の三例は、四人づゝの聾啞で、九例は、二人づゝの聾啞である。此の外にも、血族結婚より出でたる多くの聾啞がある。即ち四人づゝの二例、三人づゝの二例、二人づゝの四例で、之れを解かり易く表解すれば、次ぎの如くである。

愛爾蘭に於ける聾啞

例次	聾啞の數	
第一例	五人家族	各四人
第二例	六人	
第三例		
第四例		
第五例	各二人	
第六例		
第七例		
第八例		
第九例		
第十例		
第十一例		
第十二例		
第十三例		
第十四例		
第十五例		
第十六例		
第十七例		
第十八例		各三人
第十九例		
第二十例		
第二十一例		各二人
第二十二例		
第一例	聾啞	各二人
第二例		
第三例		
第四例		
第五例		

同一家族にして聾啞の出でたる系統を有するもの丶例

又、同一の家族であつて、聾啞の出た系統を有するもの丶例がある。其の中の五例は、二人づゝの聾啞、八例は母の系統に傾いたもので、雙子が連續した。他の十四例は、二人づゝの聾啞であつて、兩親共に惡性なるときは、特に著しくある。

第六例		
第七例		
第八例		
第九例		
第十例	母の系統に傾きたるものにて、特に雙子を連續せり	各二人
第十一例		
第十二例		
第十三例		
第十四例		
第十五例		
第十六例		
第十七例		
第十八例		
第十九例		
第二十例		
第二十一例		
第二十二例		
第二十三例		
第二十四例		
第二十五例		
第二十六例		
第二十七例		

ミギンド氏及びセヂウキック氏の示せる例

次ぎにミギンド氏は、四十七組の血族結婚者より、七十二人の聾啞の生まれたことを報告し、セヂウキック氏は、其の著遺傳病論に於いて、之れに關する數多の例を示した。

血族結婚の害及び聾啞との關係に至つては、牢として動かすべからざる日本の例	金杉醫學博士	小西信八
		石井亮一
		大澤謙二
		諸氏

第四項　我が國に於ける血族結婚と聾啞

斯くの如く血族結婚の害は、各學者の熱心なる研究に依つて明瞭となり、特に聾啞との關係に至つては、牢として動かすべからざる事實となつた。其れ等の證例は、前に示した諸多の事實に徴して、餘蘊なきに至つたが、我が國に於いても、聾啞、白痴等の研究が盛んになり、それと共に血族結婚の害も、認められるやうになつた。其の研究家として、有名なる醫學博士金杉英五郎氏は、同氏經營の病院及び其の他多くの聾啞に就き、嚴密な調査を遂けて、其の成績を報告せられたのは、其の効大なりと謂ふべきである。

東京盲啞學校長小西信八氏も、盲啞に就いて同樣の研究を爲し、又、白痴に關しては、瀧の川學園主石井亮一氏の調査があつて、孰れも血族結婚の有害を、證據立て、居る。大澤謙二氏は、更に此れ等の材料に基つき、その意見を發表せられたことは、既に述べたる如くである。以下に掲ぐる一文は、金杉博士の説を、引用せられたる大澤博士の著書より抄出したものである。

日本の實例

我が日本國に於いて、調査した聾啞の總數が、四百九十三人で、中三百六十三人は先天性、同じく百三十人は後天性である。次ぎに聾啞總數中、其の系統に聾啞ある者三十一人あつて、其の中の十人は、血族結婚から生じたものである。更に驚くべきは、聾啞總數中の百十七人といふ多數の、實に血族結婚から生まれたことである。されば我が日本に於ける聾啞と、血族結婚との關係たる、之れを數字の上に現はすに就いては、聾啞全數の二三・八パーセント、即ち百中約二十四人は、血族結婚に原因することゝなるのだ。

東京耳鼻咽喉科病院の統計

金杉博士は、更に其の實地調査に歩を進めて、同氏經營の東京耳鼻咽喉科病院に於ける百八十四人の聾啞に就き、調査せられたが、それに依ると血族間に生まれたものは、全數の三十五人即ち百分の一九で、其の比例は次ぎの如くである。

	聾啞	
	人員	百分比例
血族結婚の類別		
從兄弟姉妹間	二四	六五・七
再從兄弟姉妹間	四	一一・四

金杉博士の結論

叔父姪間	四	一一・四
合計	三	八・六
	三五	

尙ほ、金杉博士は、他方面に於いて、多くの材料を集め、之れを研究して、最後に此れ等の聾啞に就いては、予は血族結婚の他に、聾啞の原因となることあるを、見出し得なかつたと結論した。

東京盲啞學校に於ける聾啞統計

次ぎは東京盲啞學校に於ける、聾啞の調査であるが、生徒總數二百二十四人（內男一二三、女一〇一）の中、血族結婚の間に生まれたものは、五十四人、即ち百分の二四・一で其の比例は、次ぎの如くである。

	聾啞	
	人員	百分比例
血族關係の類別		
從兄弟姉妹の夫婦より生まれたるもの	男 一九	八二・六
	女 二一	六七・七
再從兄弟姉妹の夫婦より生まれたるもの	男 三	一三・〇
	女 七	二二・六

叔父と姪との夫婦より生まれたるもの

遠き親族の夫婦より生まれたるもの

計

合計

最も悲慘なる實例

血族結婚と聾啞との關係に就いて、右の學校では、其の中最も顯著な實例を示してあるが、悲慘の極と謂ふに餘りありだ。試みに其の中の二三例を抄記して見るとしやう。此れ等はみな、從兄弟姉妹が夫婦となつて、生んだ子供である。

第一例。產兒六人の中、男啞二人、女啞一人、夭死女二人、健康者一人。

第二例。產兒四人の中、女啞一人、男啞二人、夭死女一人。

第三例。產兒三人の中、女啞一人、男啞二人。

叔姪結婚の例

此の外、叔父姪の夫婦間に生まれたもの〻例もあるが、矢張り前同樣の結果を示してあつた。

	男	女	計
一	一		一
二	一	一	二
三	二	一	三
四	三	一	四
五	四	一	五
六	五	一	六

免れざる惡影響

斯かる例を擧げると、殆んど際限がないが、孰れに依るも、害の最も多い結婚は、從兄弟姉妹で、次ぎは再從兄弟姉妹である。遠緣なるものであつても血緣の繫がる上は、到底其の惡影響を免るゝことを得ないから、遠緣だからとて、決して油斷が出來ない。

有害說と無害說との是非の判斷

第五項　有害說と無害說との比較及び其の結論

血族結婚の利害に就いて、斯くの如く論じ來たり、論じ去つて考ふれば、其の恐るべき危害は、牢として拔くべからざるが如く、其の戰慄を禁じ得ざる慘劇が、昭々として眼前に見えるが如く、一點の疑ひもない。けれども無害說にも、亦一理あつて、聞くべきところあるは、前にも言ひたる如くである。されば孰れを是とし、孰れを非とすべきかは、容易に決すべからざるところであつて、單一なる解釋の下に、判斷せんとするときは、大なる誤謬に陷らぬとも測られぬ。危いかなだ。

兩說の是非は尺度の長短

況も角も、兩說を比較して考ふるに、其の是非は、絕對的のものでなくして、比較的のものであることが知られる。語を換へて之れを言へば、兩說共に各々一理あつて、判然と

其の是非を、斷定することは出來ない。けれども之れを比較して見ると、恰かも尺度をもつて、物の長短を計るやうなものと思ふ。

けれども比較的にしろ、若し無害說を是なりとすれば、有害說は非にして、誤れるものとなるし、若し又、有害說を是なりとすれば、無害說は誤りで、非なるものと謂はなければならなくなる。然るに兩說共に據るところがあつて、各々一旗幟を建てゝ爭ふ以上は、須らく理論を去つて、實際の上から、利害得失の存するところを、篤と打算しなければならぬ。此の論理に基つき、予輩は兩說を對照して、次ぎの如く解決を試みんと欲するのである。

先づ無害說に從へば、血族及び近親は、すべて同一の血統を有するものであるから、之れに同血統の者が配すると、兩者の濃厚なる遺傳質が加はつて、玆に二つの相反せる結果が、生ずるでもらう。卽ち

一　最も優良な子孫を生ずること、

二　最も劣惡な子孫を生ずることで、全く極端な結果である。此の理由につき、說明しなければならぬ。

父母共に健全で、毫も惡性の遺傳素質を有せざるものであるときは、優良な子孫を生ずるけれども、之れに反して、若しも父母共に、或ひは其の一方が不健全である場合には、前者に於いては、二つの不良性が加はり、後者に於いても、一方の不良性が混ずる結果、不良な子孫が生まれる。元來血族結婚は、天才の素地を造る傾きがあつて、配偶の方法、其の宜しきに適するときは、たゞに害とならざるのみならず、却つて有利なる結果を來すことは、上來述べたる事實に依つて明かである。

それで血族結婚の害は、血族其のものにはなくして、配偶の選擇にありといふに歸するが故に、之れを利用することが、敎育及び衞生上甚だ必要である。それには少なくとも三代に遡つて、嚴密に血統を調べ、相互に何等の缺陷なく、而かも優良性を有することを確めた上で、結婚せしむるがよい。

血族結婚に不利益を來せる原因

血族者婚の利益は特殊のものに限る

有害說の根據

けれども世に、完全無缺なる身心を有するものは、甚だ少なく、特に三代も續いて、些の缺陷なきものに至つては、稀有と謂はなければならぬ。これ血族結婚に、不利益を來たせる原因である。といふのは血族間に、斯ういふ完全な身心を有するものが、少ないからである。それで無害論に反對するものは、斯かる血族結婚の上に生ずる缺陷のみを見て、其の良好なる點は、之れを看過せる爲めなること明かである。

併し有害論者の觀察も、誤れるとは言ひ能はぬ。何となれば血族間に、恰度よく揃つて完全無缺なもの丶、甚だ少なくして、大多數は不完全である以上、少數なる優良の例をもつて、多數なる不良の例を、打破することが出來ないからである。故に血族結婚は、一般には害あつて、其の利益は、單に特殊のもの（身心の完全無缺にして、三代以上續せるもの）に限ると謂ふことに歸する。

次ぎに有害說を主張するものは、身體の變異性及び其の質分の多寡、輕重等より割り出して丶結論したのである。一體、強健といひ、又は不健康といふのは、抵抗力の强弱、

外界の刺戟に對する抵抗力の强弱

有害の證左

即ちダーウキン氏の謂はゆる、外界の刺戟に對して、之れに耐ゆる性質を、多く有するや否やにあるので、之れに耐ゆる者は强く、耐えざる者は弱いといふことになる。

それで外界の刺戟に耐ゆる者は、取りも直さず其の體質が複雜であつて、變異性に富み且つ種々の異なる質分を、多く有する結果、其の單純にして、變異性の乏しい者に比すれば、强健なること言を俟たぬ。之れに依り、

一　血族間の結婚を爲すときは、同一の質分が多くして、變異性に乏しき子孫が生るゝが故に、外界の刺戟に耐え兼ね、體質に缺陷を生ずることが多い。

二　前文に言へるが如く、血族結婚のときは、惡しき體質の相重なる恐れがあるけれども、異血間の結婚なるときは、一方に不良質があつても、一方の善良質をもつて、之れを中和し、或ひは全く其の害を、消滅することを得る。

此れ等の事實より推して、判斷を下すときは、有害說は無害說に比して、信ずべき證左多く、勝利は正さに、有害說にありと謂ふべきである。